

第二十四回国会
衆議院

文教委員会公聴会議録 第二号

昭和三十一年四月九日(月曜日)
午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 佐藤誠次郎君

理事 赤城 宗徳君 理事 加藤 精三君

理事 坂田 道太君 理事 米田 吉盛君

理事 山崎 始男君

伊東 岩男君 稻葉 修君

千葉 三郎君 塚原 俊郎君

並木 芳雄君 古川 丈吉君

町村 金五君 山口 好一君

山本 勝市君 河野 正君

小牧 次生君 鈴木 義男君

高津 正道君 野原 覺君

平田 ヒデ君 前田榮之助君

三鍋 義三君 小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員

文部政務次官 竹尾 式君

文部事務官(初等
中等教育局長) 緒方 信一君

出席公述人

朝日新聞 論説委員 伊藤 昇君

東京大学教授 田中 二郎君

東京大学学長 矢内原忠雄君

京都大学教授 池田 進君

千葉市教育委員 尾形 猛男君

日本PTA 協議会会長 塩沢 常信君

委員外の出席者

文部事務官(大臣
官房総務参事官) 齋藤 正君

専門員 石井 勲君

本日の公聴会で意見を聴いた案件
地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について、文教委員会に開会いたします。

○佐藤委員長 これより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について、文教委員会に開会いたします。

申すまでもなく、両法案は、わが国における教育行政の根本につながる重要な法案でございます。文教委員会におきましても、慎重に審査いたして、いのでございますが、その重要性にかんがみ、広く各界の公正な意見を反映せしめ、委員会における今後の審査に万全を期するため、公聴会を開会いたすこととなり、一昨日の南原公述人を初め六公述人の公述に引き続き、本日またここに六人の公述人より公述を承る次第でございます。

まず、本日の公聴会の議事の進め方についてでございますが、委員各位のお手元に配付いたしてあります公述人名簿の順序に従い、所定の時間の通り一名あて公述及びこれに対する質疑を済ましていくことになっております。

公述の時間は各二十分程度とし、質疑は各公述人につき三十分を予定いたしております。

それではこれより公述人の公述及び

これに対する質疑に入りますが、この際伊藤公述人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多用中にもかかわらず、御出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。何とぞ両法案につきまして言論界の立場より忌憚のない御意見を述べ下さいますようお願いいたします。

なお公述その他につきましては、お手元に差し上げております注意書の要領をお願いいたします。

が、念のため申し上げます。すなわち、衆議院規則の定めるところによりまして、公述人各位の御発言は、委員長の許可を受けなければならず、その発言の内容は意見を述べることとする問題の範囲外にわたらないこと、また公述人は委員に対し質疑をしてはならないことになっております。以上お含み願います。

それではまず伊藤公述人より御意見の御開陳を願います。伊藤公述人。

○伊藤公述人 私、朝日新聞の論説委員をしております伊藤昇でございます。どうもこういう雰囲気の中で話をすることがございませぬもので、非常に心配なものであります。新聞で仕事をしています者の立場といたしまして、同時に子供を持つて親の立場といたしまして、この教育委員会制度について考えているところを述べさせていただきます。

これをわかに改革するとか、あるいは根本的に別の性格のものを作るといような時期には到達してはいないと存じます。いかにも実施されてから短かい時間でありまして、こころばりの間はこれを存置し、これを育成するといのが教育的立場から見ても適当ではないか、そういう意味で今回の政府提案には反対をする立場をとらせていただきます。

以下その理由を数項にわたり申し上げます。

第一点は、現行の教育委員会制度がどのような条件で、どのような環境のもとに作られたかということへの反省でございます。そのことにつきましまして、敗戦の瞬間に私たちは立ち返りまして、深く考えてみなければならぬと思ふのですが、あの敗戦のただ中で日本人ならばだれでもがまず、自分たちのふがいなさ、いくじなさというものに思い至ったと思ひます。戦争をしてはならないというようなことを心では考へておりましたが、それを口にも出し得ず、ただ政府の命ずるまま、国家の命ずるままに動かされてきた自分自身というものを考へまして、そのふがいなさ、情ない人間、そういう人間がどうして作られてきたかということに反省したのでないかと思ひます。少くとも私は、海外の地にありまして終戦に当面したときに、自分のふがいなさを考へ、自分といういくじのない人間が何によって作られたかということに反省したときにやはり国家の名にお

いて命令のような形でなされてきた教育、あるいは政府の名によってお役人により統制されてきた教育、権力には逆らひ得ないという教育が、私たちこの敗戦のめじめめを迎えた日本人を作ったのではないか、そういう反省に立つたときに、自分の子供には、少くとも国家の名によろと、政府の名によろと、人間としての正しい批判の上に立ち得る人間、あるいは何ものにもだまされぬ人間、あるいは人間を作らなければならぬ、自分の子供にはそういう人間になってもらいたいという反省、これが父親としての教育に関心を持たされた一つの立場でございます。そこであの敗戦の瞬間に国家によって、あるいは政府によって、さらに軍部によってだまされた、こういう反省が多くの日本人にあったとしたら、力といえども、やがて教育の上に国家権力、力といえども、その他のあらゆる権力、力といえども、教育の中に入ってきてはいけない、そういう意味で、新しく作られました、この国会において皆さんの御賛同のもとに作られた教育委員会制度は、その意味において私は最も正しい、そして最も日本の教育のあるべき姿を制度として打ち立てたものだと思ひます。

第二の点は、そのようにして多くの国民の願いを固めて作られた教育委員会制度というものは、昭和二十三年に落足いたしましたから、どのような歩みを続けてきたかという点でございます。二十三年の七月に法律ができて、

その十月一日に第一回の都道府県の教育委員会の選挙をいたしましたわけでございますが、正直に申し上げて、私自身も何のこともよく理解ができておりませんでした。それは実施を急ぎ過ぎたとか、あるいは啓蒙が足りなかったとか、後になっていろいろの批判はあったのでありますが、教育委員会というものを持ってみますと、当時御記憶の通り、六・三制のために学校建築というものが忙しいなかで、教育委員の方々は非常に苦勞されたと思えます。もちろん都道府県の知事、市町村長は六・三教室を作るために非常な努力をされたということも、私は十分に敬意を表するのでありますけれども、教育委員会が持つておった予算交付権といったような、非常に不十分ではありますけれども、財政に關する権限というものは、ある程度の効果をあげたことは認めざるを得ないと思えます。で、人々は自分たちが選んだ教育委員会が何をやるかということをよくよく認識しかかっておったときに、昭和二十七年の地方教育委員会を全国に設置するという問題に當面したわけでございます。これはここで私がこまかく申し述べるまでもなく、当時の文部省といましては、地教委を全国に強制設置するのは時期尚早であるという意見で、その方向の法案を提出したと思えますが、私たちも地教委の設置単位の問題にさきか疑義を持ちましたために、一年延期案に新聞といったもので賛成をいたしておったのであります。ところがそのときは、当時の与党の自由党の、全員とは申しませんが、相当の部分の方々が、日本の民主化のためには地方行政委員会を置く

ことが必要なのであるというよう強い御主張がありまして、これに當時の突然の解散というようなことがありまして、政府案はそのまま葬られたわけでありました。そうしますと、当然ここに現行法が存在している限り、二十七年に全国に教育委員会を置かなければならない。私たちはさきにも申しましたように、一年延期案に賛成をしておったのでありますが、法律がある以上はそれを守らなければならないという立場をとりました。すなわちきのうまでは一年延期を主張した私たちは、きょうからは地教委の設置に、その選挙に全力をあげて協力せよということ主張したのであります。そのこと自身が政治の都合によってなされたとは、私は申したくないのであります。が、そのようにして全国に地教委を置いたにもかかわらず、その後の大臣方は、ある大臣は、地教委は育成せよと言われ、そうかと思うと、時によつてこれを廃止するかの暗示をされる。何と申しますか、私たちから見えておりますと、いかにも定見を欠いた文教政策のもとに、教育委員会のみならず広く教育界が常に不安な状態に置かれてきたといえるのではないかと思います。

ここで特に私が申し述べたいのは、新聞や学者や、あるいは教育界、世論が時期尚早と言ったときにはあえてこれを断行し、日本民主化のために必要なのであるという考えのもとに新聞がこれに協力しようとするれば、突如として全盤に近いような改革案が出る、何か御都合主義で教育のこと、教育制度のことが考えられているような傾向には、言論のことに携わっております。私たちといたしまして、まことに応接にいとまがないと申しますか、面くろわざるを得ないのでございます。

第三の点は、今回の法案が提出されるに至るまでのいきさつについてでございます。この教育委員会制度ができたとして、これに対しては設立以来いろいろな批判がなされてきたのであります。その批判を大体考えてみますと、三つの角度からの批判があったと存じます。一つは日本の独立にも関係したものでございまして、占領下に作られた制度について、全面的に考え直すという政令諮問委員会の系統の考え方でありまして、

もう一つは、地方自治、地方行政の一元化という立場と同時に、地方財政の貧困というものにこれをからめまして教育委員会制度に対する批判検討がなされたことであります。

最後の第三の角度といたしましては、私はこれのみが純粋に教育的立場から、あるいは教育学的立場から検討したものと思存しますが、中央教育審議会の考え方があったと存じます。そして中央教育審議会は、二十八年に、教育委員会制度も含めて、六・三制に対する答申をしておると思存します。その中では教育委員会制度の存置を主張しておるように思存します。そのとき私も参事人として中教審で意見を述べさせていただいたのであります。が、中教審の中にも、任意設置というような考え方があったときに、少くとも私は任意設置に反対して、これは絶対に現行法を守らなければならぬという立場をとりさせていただいたものでございまして。そういうふうないろいろな見解がある中で、今回私が一つ了解

に苦しむことは、これは法律に暗い者として、私の疑問が間違っておるのかもしれませんけれども、廃止する、しないという考え方があつた中で、実はこゝとし、三十一年の十月には、現行法がある以上は、当然選挙をしなければならぬにもかかわらず、三十一年度の予算には、それに必要な選挙に要する自治庁の予算と、その啓蒙宣伝のための文部省予算というものは一切姿を見せようとしません。ということは、これは技術的にできることかもしれませんけれども、法律を厳しく守るべき政府自身が法律に違反していると申します。か、組むべき予算も組んでいないということは、国会においてこういう法案を審議する意味が、私には十分にはみ込めないものであります。現行法に従つて一応は選挙をするという政府の態度があつてこそ、その改革案が審議されるべきであつて、初めからそれに要する費用が予算として削つてあるならば、国会における審議というもののに対して、私はいささかの疑問を持たざるを得ないのであります。

そこで第四の点に移りたいと存じますが、第四の点は、法案の内容そのものについてでございます。それについては、現行法の教育委員会法にある、第一条、法の目的というものが、どういう理由から私は理解できないのであるが、全面的に姿を消しているということがあります。「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行わなければならない」という自覚のもとに、と、この不当な支配というものが、私は一番先に述べさせていただきますように、私たち

が苦い経験、苦しい経験、かつては文部大臣に陸軍大将をいただいた経験がある以上は、容易にこの考え方には賛成できないものでございます。

さらに少しくこまかくなりますならば、その教育内容に關与するという点に關しまして、第三といたしまして、三十三条でございますが、教室で使う教材についていろいろの制限を加えることのできる事項がございます。これはお作りになった方々の考えとしてははつきりしておられるのだからと存じますけれども、これも極端に心配いたしますならば、その日の朝の新聞を教室に持って来てそれを教えるためには、一々教育委員会に許可を求めに行かなければならないかもしれない。新聞のみならず、こういうことになりますと、最近盛んに行われております視察教育といったような面ではなほだしい不便が起る心配も出て参ります。これは小さな問題であるかもしれないけれども、教育内容に対して、文部大臣をビークとするところの上から下への系統の教育が行われるということに対して、あなたが小さいとして見過ごすことのできない点だと存じます。

それからその四といたしまして、実はこの点が私の最も大切に感じていた点でございますけれども、公選制の廃止でございます。この点につきましても、一昨日の公選人の方々あるいは皆様の間で当然熱心な御研究がなされたものと存じますので、私の考えるところのみを申し述べさせていただきますが、子供の教育に責任を持つものは、いきなり国家ではなくして、私はその子供の親であると存じます。その子供の父なり母なりが子供に対して最も直

接の責任を持つものだと存じます。そしてその親たちが子供の教育をこういう人によっていただきたい、その意味で直接選挙をしていくのが今日の教育委員会のある方だと存じます。そしてその意味で、日本においてはかつては国家だけが持っていた、官僚だけが持っていた文教政策というものを初めて国民のものとした、国民のものとしての教育がここに始まったというふうに私は解釈しております。従って教育委員会は、私たちの持っている觀念からいたしますならば、直接選挙があつてこそ、選ばれた人たちがその地域の子供に責任を感じて教育をする、この公選制度があつてこそ、教育委員会制度の存在があるのであります。新しい法律によりまして、この公選制がなくなつたならば、これを新しい文字をつけようと、つけまいと、教育委員会と呼ぶよりも、むしろ学務委員会と呼んだ方が、国民の目を、国民の觀念をあいまいにさせないためにも必要ないように感じます。

くどく申し上げることはもちろんないと存じますけれども、以上四つの点に關して私はこの法案に対する私見を述べさせていただきますのでありますけれども、重ねて、結論といたしましては、教育のことは、きのうの法律をきょう変えるというのではなくして、どこまでも慎重に検討を重ね、そのためには幾たびも言われましたように、今回の法案の提出のいきさつから見ましても、どうしても中央教育審議会にはかけなければならぬ。さらに現政府は内閣に臨時教育制度審議会を置かれるというふう聞いておりますけれども、そこでこの教育委員会制度をおい

て何を御検討になるのか、何を審議されるのか、これは新聞の仕事をしております者の立場から、どうしても理解に苦しむところでございます。

さらに私見を加えていただきます。すなわち、私が最も心配しておりますのは、先ほど来申し上げましたように、教育のことに国家の名において、政府の名において不当な干渉がなされるということをも最も心配するのであります。政府が、せつかく国民のものになつた教育を、この際また国のもの、あるいは政党のものというふうになるおそれのある改革、そういう改革が私たちの目の前に迫つていくということにつきましては、私どもは明治五年の学制改革の當時をもう一ぺん考えてみる必要があると存じます。明治五年の学制改革が、新しい欧米の教育制度というものを取り入れて、そうして国民皆学という新しい教育制度が日本にできたにもかかわらず、それは実施わずか七、八年の経験をもつて、皆さんの御承知のように、伊藤博文と元田永平との間に非常な論争がございまして、一方は文明開化派を代表し、一方は儒教教育、伝統派を代表して激しい論争の結果、元田派すなわち旧藩派が勝利をいたしました。その後日本の教育が世界的な歩みからひとりと特別な歩みを続けたというところを今から考え起してみますならば、このときの明治五年の学制改革の歩んだ道と、そうして一度われわれが敗戦の瞬間に立ち帰つて考えてみますならば、今回の改革案というものは、容易に賛成できないという立場をとらざるを得ないのでございませう。

時間も超過いたしました私の申し述べさせていただきます点は、以上の通りでございます。(拍手)

○佐藤委員長 以上をもちまして、伊藤公選人の公選は終了したので、これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。山本勝市君。

○山本(勝)委員 いろいろ参考になる意見を承りましてありがとうございます。意見が、一点だけ伺ひ申したいと思ひます。教育委員の公選制を、直接選挙制度をやめたということについては御意見であります。実は私個人として同じような考えを持っております。自分の親が子供を預けておる教育について、たとえば教員の身分につきましても、自分の子供を預けておる親がこれを選ぶということの権限を持つのは当然だ、こういうのが私の長い間の根柢にある考えであつたのであります。しかし今公選人のお話を承らうと、私が長年考えてきたことと同じような考え方に立つておられるというところは承知したのでありますけれども、ただ実際われわれ議員としては絶えず自分の選挙区、地域における選挙民たちに接しておるわけですから、どうしても、自分はこの選挙民の声を聞いて、ほんものに動く動かし難いわけなんです。それで今の場合は、少し順序が立たぬかもしれないが、たとえば県の教育委員会、これなどの選挙というものは、父兄は県の教育委員というものが出ても、どういふ人なのか、名前も知らないし、もちろん人柄も知らないというものが大部分の父兄の実情なんです。ですから、理論としては親が自分で教育委員を選んで、教員の身分につ

いても権限を持つて委員を選ぶということ、これは、理論上はその通りなんですけれども、日本の實際にきまして、県の教育委員というもののについて父兄に尋ねてみましても、実情は全くわからない。それを選挙でやたらうまいくくということは、これは事実上わからぬ人を選んでうまいくくわけがない。そこいらいろいろの弊害も起つてきておる。これが実情なんです。ただ町村におきましては、これは父兄がよく知つております。それで私は内らのおきまして、町村の教育委員だけ、現在はいまうまいくくしないけれども、もう少し時間をかけて――民主主義というものは長い時間かけて訓練しなければうまいくくものじゃないのだから、もう少ししんはうしないければいかぬという意見を長く主張してきたものでありますけれども、県の教育委員については全然知らない人を選ぶというよう制度は、初めから賛成しなかつた。しかし町村の場合についてはそういう意見を持つてきておりましたけれども、しかし多数の意見で覚はこうときましました場合に、私はやはりこれも一つの方法だというふうには考えました。は、實際村で父兄に聞いてみますと、選挙なんかめんどりで、そんなことしなくてもいいという親が大多数なんです。私どもの選挙区では、ただ、教育委員になつておる人は、強きこの選挙制を主張しました。しかし教育委員でない、町村長はもちろん町村会議員、こういう人たちは強烈に、むしろ廃止を主張してきつた。これはわれわれとしても、国会議員としてこの強い長年の声というものは無視するわけにい

かない。自治体において直接選挙で出てきた、自治の全般的責任を負うておる議員諸君が、全国的に強い決議をして要求してくる。もう町村長会にしても、議員の会にしましても、集まるごとに決議しておる。それから父兄はどうかという、どちらでもいいという人が多いが、しかしそれは今のような、町村長がこれを選んで、そうして議会の承認を得てやることにしたらどうか、それはけっこうだという者が、よそは知りませんが、私の埼玉県の選挙区ではそうなんです。それから教員の立場はどうかという、教員に私は聞いてみました。私も長い間義務教育にも携わってきたものですけれども、教員として一番希望することは、父兄に頭を押えられないことです。これは教権の確立といつて昔からわれわれもやがましく叫んできたものですけれども、一番教員として好ましくないのは、父兄に頭を押えられることです。ほんとうに実際に当っておる者が自由にやりたいという立場からいうと、それは文部大臣や県からこれ言われるのも好ましくないが、しかしそれに劣らず、父兄に頭を押えられるということは、自分の教えておる子供に対する先生の気持からいうと、これが一番困る。ですから、教育委員会も学務委員もない方がいいというのが、私は教員のほんとうの気持だかろうと思います。選挙によるよるぬにかかわらずですね。自分たちを絶えず見ておつて身分を動かしたりする者の中に親がおるといふことは好ましくないのです。しかしそれは私が先ほど申したように、子供を預けておる先生を親が気に入らぬでも何とも言えないなどということは

あるべきことじゃない、こう思いますけれども、教員から言うとうさだ。それで直接選挙は、今言うように、町村の場合においてはもう少し訓練していったらと思ひましたけれども、実情は町村長も議会もむしろ強固な阻止を要求してきた。それから今日の程度の間接的に父兄が選んだ人たちが相談してきめるといふ制度に対して、父兄自身がかえつてその方がけっこうだといふふうな考え方を多く持つておる。ですから何もわれわれ保守党の者が再軍備を望んで反動的に自分たちの考えを押しておるんじゃない、実際に選挙民の力が強くてこういふふうになつてきたといふことを、私は御了承願ひねばならぬと思ふのです。アメリカの例ですけれども、アメリカの州などではやはり教育委員は任免制が多い。ですから必ずしも父兄が直接選挙で選んだものでなければ、今おっしゃつたように、父兄の教育に対する関心が薄れるというふうなものではないんじゃないやろうかと思ふのですが、いかがでございますでしょうか。

○伊藤公述人 いろいろ御体験に基く御意見を拝聴したわけでございまして、三つの点にお答えしたいと存じます。

第一の点は選挙地盤その他についての日本の実情というお話がございまして、今度の法案に対して私たちが一番困るのはその点でございまして、この法案を作られた側の人、賛成をされる側の人、教育委員会はなつていない、住民はみんなこんなものは要らないと言つて、現行法を存置したいという意見のお方は、いや地元もただん教育委員会のことがよくわかつてきて、その必要を説いてるんだと言われる。どちらの意見が多いか少いかというのには皆さん御自分の立場からのみ解釈しておられるように思ふわけでありまして、教育のこととはそういういいまいな実情論でさばくべきものではなく、やはり純理論的に、将来何らの危険のない前提を置いて教育の法律を作られてしかるべきではないかと私は思ふのであります。

それから選挙と民主主義に関する御意見がございまして、私も全く御同感でございます。狭い土地の人間が知つておる人を選ぶといふことは選挙の最も理想的な形だと存じます。従つて都道府県教育委員会の選挙に關しましては、御承知のように、二十八年の中央教育審議会の答申において、その選挙の単位については再考を要する点もあるというふうな答申があつたと存じます。そしてただいまの御意見の方の言われる通りに、もっと小さな単位で自分たちの子供をこの人に頼もうという形で選挙が行われるならば、ただいまのお言葉にもあつたと思ひますけれども、これを育成していくならば、一番正しい選挙訓練ができることだ。そして将来国会その他に關する選挙にも、日本国民の民主的な自覚を育てる上には、この教育委員会の選挙というものは、かつて自由党の方々が日本民主化のために絶対必要だと言われたが、その点において私も全く同感するものであります。

第三に、先生は父兄から干渉されることを最もきらいというふうな御意見だつたと思ふのですけれども、今日の先生は父兄から不当な干渉を受けられたくないと思つておることと存じます。

す。政府からも、政党からも不当な圧迫を受けることを最も排撃するような気持でおるのではないかと、これもすべての教員とはあえて私は申し上げませんけれども……今度の法案で、先ほど申し上げておりましたように、父兄が子供の教育に關して先生方と話し合ふをする点においては、私は最も現行法がよいと思ふのでありますけれども、その上に父兄でない国家、政府、そういう抽象的な権限、権力というものが教育に入り、教師の上に押しつぶさつてくるということ、これを避けるためにも私は現行法がよりすぐれたものといふふうに考へておるのであります。

○山本(勝)委員 こういふ点はいかがでしょうか、確かに教育というものの立場から申しますと、おっしゃるようなことが考えられることも同感であります。しかし教育の立場はきわめて重大ではありますけれども、われわれの生活における全部ではない。そこでよく厚生問題の委員会などは、社会保険の問題に非常に重点を置きますと、ほかの費用のことを考えないで、社会保険の充実ということを主張されど、教育の立場においても昔からそうであつたのであります。確かに重要なことでは重要ですけれども、ほかにもたくさん重要なことはある。それで自治体における自治の完成ということが非常に大切であります。その場合に首長とか議会、これは言うまでもありませんが公選でありますと同時に、自治体における最も全般的な見地に立つての責任を負うておるわけでありまして、その中で特に教育というものがまた一つの

の独立した形になつておるのでありますけれども、しかしそれは自治体においては一部分であります。そこで全般的責任を負つておる人たちが、しかも同じ父兄から直接選ばれてきて村に住んでおる、そしてやつてみてこれまでの制度が非常に困るということを感じておる。これは体験からきておる。同じ父兄が選んできて、同じ村に住んでおる、自治体においては範圍から申しますと、教育も考えるが、教育以外のことも考えなければいかぬ立場である。こういうことで、自治の完成といふことがきわめて大切であるのに、そういう人たちが実際の体験からこう要求めらなければ困るということをお願いされた場合に、それをわれわれ国会議員といふものが全然考えないで、ただ理論上こうとかいふわけにいかぬのじゃないかと思ふのです。教育費がふえたふたと言ひますが、これは教育委員会ができる前から、この間の公聴会のとほにもありましたように、町村長が六・三制校舎を敗戦後の苦悩の中に苦勞してやつてきておるのです。そして自治体の財政という立場がくづれていけば、教育はいかに格好がきつていなくても、教員がよくなりまして、財政的に破綻してしまつては何にもならない。この全体と部分との關係がやはりわれわれの頭にありまして、ただ反動だ反動だと言われると、まことにどうも実情をお考えにならない議論じゃないか、こう思ふのです。いかがでしょうか。

○伊藤公述人 この問題も今度の教育委員会制度への配意について終始戦わ

私の方でも、その問題につきましましてはいろいろ内部でも話し合ひまして、教育独立というようなことは絶対に許せない、これは私も同感であります。しかしながら、少くとも今日の親としての立場、あるいは日本という国のある姿として教育は特別に力を入れられなければならない。このことは敗戦の瞬間から文化国家を作るという意味において、この国会において涙をもつて議決された、あるいは涙をもつて通過したところの教育三法があるのです。そういう意味におきまして、自治体においても今日自治行政が日に日に複雑を加えていく際には、事教育に関して特別の行政委員会を持つということは、自治体の首長あるいは議会にとつて何ら差しつかえないことだというふうには私は考えます。そしてあえて教育関係の仕事は自治体そのものに持つべきであるという考え方の中には、権限とかあるいは予算とかいう考え方があつて存じますけれども、もし予算という点の考え方があつたならば、今度の法律案が通過して首長の権限が強くなつた際に、教育費がふえるという保証はできておりません。むしろその点において、予算の関係から教育委員会がないう方がよいのだという考え方があつたならば、こういうような法案が通ることによつて、教育予算がむしろ減るというふうな心配さえしなければならぬのじゃないかと私は考えるのであります。

それから地方自治の確立あるいは総合自治というふうな考えの御意見だつたと思うのですが、その大部分において私は同感を寄せられるものでございませうけれども、地方自治というものを本気で考えるならば、今度の法案において認められておるような、国の大臣が地方自治の尊重すべきところの教育の中に介入してくるということ、を、どういう意味でお認めになるのか、その点は地方自治という立場をとられる府県知事ないしは市町村長のお集まりの方々にも、私には国家権力というものが地方自治体の行政にどの程度入っていくべきかという点について、疑問のあることを述べさせていただきます。

○佐藤委員長 山崎始男君。

○山崎始男委員 簡単に四点ばかりお教えを願ひたいと思います。

まず第一点は、この法律案を出された前文から、文教委員会その他で常に文部大臣から説明されます内容を総合して考えますと、なぜこういうふうな法律案を出したか、そのねらいと申しますか、そういう点は一言で申しますと、結局占領政策の行き過ぎを教育の面において正すのだ、そして、それならば正す方向はどうかと申しますと、これはあまりにも日本の国情に沿わない民主主義の方向をたどつてゐるので、いさし忠誠といふものを織り込んだ教育の方向に持つていく必要がある、それがためには、国の責任をまず明確にしなければならぬ、その他云々、こういうような言葉が常に出て参つたのであります。

そこではいつも疑問を持ちますことは、まず第一に国の責任を明確にするという言葉を常に文部大臣から出る言葉、自分は党人であるから党の命令に従ふのだ、こういうふうなお気持ちが非常に強いのであります。一応今日の政治形態、政党政治の建前から見ます

と、国が責任を持つという言葉は非常に聞えがよいのです。国民が聞きましても、何だか国が責任を持つというのだからいかにも權威があるように聞えるのであります。しかしながらよく考へてみますと、それは何となく国という特別なものがやるわけではありません。結局は政党がやる、こういうことになることは申し上げるまでもないと思うのであります。そうして常に政治の中立性を保つためにもこういう法律が必要なんだ、こういうふうな表現があるものであります。文部大臣が政党内であつて、そして結論的には政党が文部行政をやるのだという言葉になるのであります。われわれが考えますと、教育という問題は、そういうふうなもののか、それと申しますのも、申し上げるまでもないのでございませうが、日本の今日の民主政治というものが非常に過渡期の状態にございませう。諸外国の例のごとく国民も政治家も政治的な良識というものがうんと発達しておるならば、そういうふうな考え方も成り立つかもしれないが、こういうもののか、へたを言つて——結局大臣あたりの答弁では、一言に言いますと、われわれ国会というものの、国民の總意を得て多数決の原則によつて今は民自党が天下を取つておるのだから、決して非民主的でない、こう言うのであります。そうすると、問題は、ゼネラル・ウィルというものが常にリアル・ウィルであるという差違にリアル・ウィルであるという差違にた政党政治のものであればそういうふうな前提も成り立つかもしれないと思ふのであります。ゼネラル・ウィルというものも必ずしもリアル・ウィル

とは私は思わないのであります。実はそういうふうな疑問を持つておるのであります。果してそういうふうな文部大臣あたりの申される論理というものが成り立つかどうか、その限界というもののについての解釈に私は非常に苦しむのであります。この点について承りたいの一点。

いま一つは、従来までの公聴会その他で政府与党の考え方を聞いておりました、いわゆる日本の民主主義という言葉がよく出てくるのです。ところが少くとも教育委員会制度というものをこまごま骨抜きにして、ただいまあなたがたが申したような経過を聞いて参りました。万人が骨抜きだということはお認めおられると思うのであります。これが日本の民主主義の方向なんだ、こう言われるのであります。私は民主主義という言葉の理念において、日本の民主主義であるとか、あるいはアメリカ的民主主義であるとか、ソ連的民主主義であるとか、こういう区別があるべきは、ものではない。要は、民主主義の理念といふものは、結局自由であるとか平等であるとか、あるいは個人の尊厳を尊重とか、そういうものの考え方が民主主義でなければならぬ、こう思つておるのであります。果して日本の民主主義といふような言葉でもつてこの法律案がそれに当てはまるかどうか、これが一点。

うことが一点。
最後に、伊藤さんは新聞人としてこの道の大家であられますので、お聞きいたすのであります。新聞がいわゆる世論の一つの大きな象徴であるということは申し上げるまでもございませうが、全国の各新聞社において、今回の法律案に対して少くとも賛成の発表を論説なりその他でされておる新聞社があるかないか、そういう点はおそらくお調べになつたこともあるのじゃないかと思ひますが、もしそういう点をお調べになつておられましたら、一つお教えを願ひたいと思ひます。

以上でございます。

○伊藤公述人 私からお答えしなければならぬ点は非常に少いように思ふのです。
第一点の国の責任という問題については、私先ほど述べましたように、国に責任は一部あります。それは、国民の貧しい子供にでも何でも教育の機会均等を与えて、農山漁村にちらばつてゐる能力ある子供たちをすくすくと伸ばしてやるということ、国の責任だと私は思ひます。しかしそのことは、教育内容に忠誠を持ち込んだり、あるいは孝行といふ倫理道徳の問題を法律の中に持つてくるようなことでは決してないといふふうに考へております。ゼネラル・ウィルとリアル・ウィルの問題は、ここで私が申し述べたまでもなく、皆さんのこの国会というところ、その問題が最もきびしい現実の問題として取り上げらるべきものだと思ひます。

第二の点は、日本の民主主義ということについての御意見だつたと思ふのですけれども、この点に關しまして

は、私が先ほど蛇足として加えさして
いたできましたように、明治初年のあ
の学制改革が、いわゆる日本の考え
方によって、儒教教育に国粹派によつて
くつがえされたというあの歴史を思い
起すならば、日本の民主主義というも
のがいかなる意味を持っておるものか
ということと関連して、大へんな問題
であろうというふうに私は考えます。

第三の外国にあるかどうかという点の御質問でございますが、教育を専門として、学問としてやっておられない私にはお答えすることができないのは残念でございますが、少くとも民主的な国家においては、この新しく企図されているところの法案のような委員会というものはあり得ないのではないかと、かういふことは了解いたします。

第四の点は、全国の新聞で今回の法案に対していかなる見解をとっておるかという御質問のようでございませうが、私は、全国の新聞をこまかく調べたことはございませんけれども、新しい政府案に賛意を表した新聞は、私の見る限りでは一つもお目にかかつていないということを申し上げます。

○佐藤委員長 関連して、野原寛君。
○野原委員 伊藤さんの非常に論旨明確な公述に對しまして私は傾聴いたしておったのですが、時間もございませんで簡単に関連をいたしましてお尋ねを申し上げたいと思うのであります。

第一点は、私ども、このたびの改正法案が出されましたからいろいろな角度から鑑括的な質疑を今日まで續けて参つたのでありますが、その際における私どもの質問をいたしました立場といたうものは、先ほど伊藤さんが述べら

れましたように、教育はあくまでも国

民のものでなければならぬ、国民のためのものでなければならぬ、国民の点からいってどうしても公選制が正しいのではないかということであつたのであります。これに対して、そこにいらつしやる清瀬文相の私どもに対する答弁は、教育が国民のものであるというこゝり、国民のためのものであるというこゝ

とは同感です。国民のもの、国民のためとの教育であることは任命制でも何ら差しつかえない、こういうことでございまして。そこで、これは先ほどの自由民主党の山本委員の質問とも関連をいたしますが、市町村長、都道府県知事というのは、なるほど公選されたものであり、都道府県の議会、市町村議会というものも、地方住民の公選に

よって成立をする議会であります。しかしながら、考えてみますと、知事なり市町村長というものは、地方住民といたしましては、必ずしも子供の教育を託する人としては選んでいない、ここにやはり問題があるのではないかと思う。しかも首長というものは、選挙の方法においては、政党を背景として

いのであります。

第二点は、教育委員会制度には御承知のように存置論がございます。現状維持存置論があります。まっとうから反対をするのは、今日も大会を開いているようでございますが、市町村長が今日まで主張して参りました廃止論があるわけであります。そこで、自由民主党はこの存置論と廃止論の板さ

みになり、存置論・ブラス廃止論。それを二で割って出てきた答えが、形式だ。これは教育委員会というものができまして、中身はすっかり違ったんでもない方向にきている。そのとんでもない方向にいまだに目がさめないようでございます。まして、実は私どもがく然といたしておるのでございますが、このことはさておきまして、私の尋ねたい点

は、今日の教育では、単なる人間を作
る教育であつて、国に対する忠誠の義
務ということとはなされていけないといふ
文部大臣のたゞ重なる御答弁について
ですが、果して今日の教育においては
国に対する忠誠の義務ということを考
えていけないのかどうか。これは非常に
重要でもございますから、単なる人間

治体の首長が政党を背景として選ばれ

ているというのが現実の姿だと思えます。そういう姿で選ばれた人たちが教育のことに直接発言をする、あるいは今の度のような、今までは全く違った姿の教育委員会を通じて教育のことに発言をするというようなことは、かつて政党なりあるいは政府そのものが、あるいは国家そのものが、教育の場

入り込み過ぎて非常なあやまちを犯してきた、そうして私たち自身の教育がワクにはめられた教育をされてきたという点において、私たちはその点を最も心配しますがゆえに、私は、教育委員会というものは、やはり国民の直接選挙によって、教育権の独立とまでは申しませんが、教育の自主性、中立性、民主性というものが果たされない

ういったような倫理的な道德の徳目を

に聞いておるのでありますが、先ほど意見を述べさせていただきましたように、教育基本法といったような法律の中に、こういう倫理徳目というものを加えるべきものでは絶対ないというふうな考え方をとるものでございます。

○佐藤委員長　米田吉盛君。

それから最もあなたが力説をせられ
ました点の、国家権力が教育の内容に
入ることは絶対にいけない、私もその
点は同感なんです。しかし私が改正
の原案に賛意を表しつつあるのは、あ
なたの御指摘になりましたような貧困
者が機会均等を得られないとか、僻地が
大へん水準が落ちていくから、これの
諸条件を整備して水準を引き上げなけ
ればならぬとかいうような点などに国
の責任がある、これらも御指摘の通り
だと思ひますが、私はそれだけでは足
らぬのではないかと。たとえば今
度の改正案にあるのですが、ちよつと
見ると内容に入ることのないおそれ
はないと言えないと思う。教育課程で
あるとか、職業指導の問題であるとか、
か、そういうような事柄には指導助言
をするという規定ができましたから、
そういう面を悪く解釈していけば、だ
んだん中身に入ってくるという御解釈
の材料にもなると思うのであります。
しかしまた一面からいいますと、地方
の教育委員会に全くまかせ切りで、そ
うしてその教育委員会が、われわれの
理想とするところは教育本来の使命を
達成するようにやって下さることを願
うのです。あなたもこの点は御同意願
えると思うが、すべての教育委員が理
想的にやっているとはいえないので
す。そこでその地方にほんとうに特有
のことばかりに力を入れて、職業教育
であるとかいろいろなことをやる、そ
ういうような場合でも、教育基本法に
も国民を育成するという点もございま
すから、そういう国民の教育という立
場から考えて、国民共通の分野からこ
うしたらどうか、これは命令
じゃありませんよ。指導助言ですか

ら……。過去の行政の場合と今度の何は
全く違うことはあなたも御承知の通り
で、こうしたらどうかというこ
とを、国家全体にやらんでおる大臣あ
たりから、そういう程度のことをも拒
まなければ教育の本来の使命を守れな
いというほど、一体教育委員会の諸公
がぐらついておるかという事です
ね。地方から来たって、今あなたたの
おっしゃる通りに悪いと思つたらそう
簡単に聞かないですよ。現に今日日教
組が、この法案をぶつつぶすために、
二十七日を期して、早く授業をやめち
まうって、一斉に共同声明をやつてお
るような労組と一緒に、どこの町
では何万人集めて反対闘争をやれ、ど
この市では何千人集めてやれという人
数まで実は日教組から指令で出てお
る。それで、私はびびり過ぎてると思
う。私はだいたい行き過ぎておると思
う。私の組合として、ことに教員が職
員の組合として、ことに教員が職
何時間も放棄するということ、これは
この法案のいい悪いは別として、
あなたは御同意になるまいと思ふ。地
方の先生あたりでもそういう状態なん
です。それから、ましてや教育委員が、文部
省からいつてきたからといって、おそ
れられるように、昔の天皇陛下の言葉
だというような格好で、盲従これ努め
るとは私は思わない。(公選だからお
それない、任命だからこそおそれる
と呼ぶ者あり)任命だからこそ私はな
おさらおそれないので、この点は逆な
んです。いろいろな都合で選挙の上手
な者が当選したということはありません
。時流に投じたということはありません
。それが任命だから、おれはお前
らから任命されるほどのしつかりした
人間なんだという自信が出てくる。こ

れは見解の相違です。そこでそういう
ようなわけで、地方が特有なことを
やった場合でも、若干の指導助言とい
う程度のことも教育という国民共通の
立場の責任になっておる大臣が、一
言半句も言えないということとは、これ
は少しあつものにこりてなますを吹く
きらいがあるのじゃないか。一体そう
いう考え方が賢明であるかどうか、こ
ういう点ですね。それから今の政府で
いろいろなおそれられるようなことを
やろうと思つたって、第一あなたの方
のような有力な新聞もありますし、それ
から今は主権在民ですから、昔のよう
なことをやろうと思つたってそれはで
きやしないのです。これは絶対にでき
ない。だからこの点はそういうことを
考えたなら、一歩も外を出て歩けないと
いうことになつてしまふ。自動車にひ
かれるか、どういふような暴力がきて
やられるかわからぬということになつ
て、今は昔と違つて警察力が弱くなつ
ておりますから、非常にこわくなつて
歩けないということに、そういう議論
からいけばなりはしないかと思ふ。ど
うも神経衰弱きみじやないかというよ
うなきらいを持つておるのです。これ
が第一点。

それから直接選挙がいいということ
は、これは論がないと思ふのです。論
がないが、その論のない原則を機械的
に日本でもやらないで、今度地方の首長
にそういう権限を与えた、この点です
ね。これは民主主義民主主義といつて
やかましう、これがなくなつたら民主
主義がなくなつたんだというように思
わすような言い方をする人があります
けれども、これは私は大言壮語型だと思
ふのです。これは民主主義の教育を
やるんで、そういう政治的中立性を
守つてやるんだが、その方法のどちらが
日本の国情に合うかという、方法論だ
けなんです。この程度のことを変えた
からといって、何も民主主義が死ぬよ
うなことはありませぬ。原則と多少違
うことをやるが、これは応用の範囲だ
と私は考へております。そこでもし
百歩を譲つて、そういうことがいけな
いんだということになりますと、今日
の国立大学の学長ですね、あれは文部
大臣の任免になっております。真理探
求の殿堂であるその学長を大臣が任免
するなんというところこそ、いち早くこ
れは反対しなくちゃならぬことじやな
いか。公選論を支持する議論からいけ
ば、おそろく大学の先生なんか、少
くもそこに入學した学生が公選した先
生をきめるというところまでいくべき
じやないか。そこまではどうもあまり
いらない。ことに学長なんかは、文部
大臣の任免しからぬ、こうこなくて
は一致しないんですね。私は理想と現
実との調和点がそこにきておるんだと
理解するのです。その程度に——今度の
地方の首長も、今は教育委員会の任免権
がないと思つて、実はわれわれ投票し
ました。しかし今度の選挙がくれば、
この人は教育委員を任免する権限があ
つたんだ、こういう觀念のもとに、ふ
さわしい、あなたのような人を投票す
るとかいふふうには、われわれは考へる
わけですね。だからそうなんつて、そういう
権限を予見した上の投票なら——町村
長がほんとうに教育だけがわからぬと
いうことでなくて、その程度の予見が
できれば、私は日本の今の段階では、
この程度でそう無理しなくてもいい
んじゃないか、こういう考えですが、

どうしてもやっぱり公選でなければ性
格的にまずいという最後までの御主張
だろうか。おそろくそうだろうと思ひ
ますが、一応伺ひたい。
○伊藤公述人 ただいまの御質問のう
ちで教育委員会制度に関する点だけお
答へいたしておきます。
まず、私が先ほど申し述べました現
行の教育委員会法の第一条の目的がな
くなつたというところは不当な支配をす
るためのものではないか、そのように
お聞きになつたとの御意見でありまし
たが、私もそのようにお話ししたので
あります。もしこのことに何ら触れる
という御意思がないのなら、今回の
御立法に際して、これを第一条になせ
お取り入れにならなかつたか、この点
が理解できないわけでありました。もち
ろん教育基本法の第十条にあることは
私も存じております。しかしながら、
今回内閣に置かれると予定されるとこ
ろの臨時教育制度審議会においては、
教育基本法に關しての検討を加える
ということが、大臣の法案の提案理由の
御説明の中にあつたと思ふのでありま
すが、その中で、第十条については検
討を加えないというお言葉はなかつた
わけでありました。そう考えますなら
ば、まず教育委員会法の第一条に省い
ておいて、そしてそれにないものだ
からというように心がけられないと限
らない、こういう心配をわれわれ国民
が持つておるといふことは、きよう一
番初めに申し述べさしていただきまし
たように、はつきり申し上げますなら
ば、残念なことではありますけれども、
政府の名前、国家の名前でだまされ
たという国民の感情が、いまだ政治
を全面的に信頼するといふところにき

ていない、これが私たちの考える点でございませう。従ってそういう角度から非常に心配をしておる——あるいはノイローゼとか神経衰弱というお言葉も承わったのでありますが、そういう気持ちである国民の考え方を御了解願いたいと存じます。

それから、ただいまの御質問の方のお言葉の中にも、しばしば内容に入っておられるようなこととか、あるいは悪く解釈すればというようなお言葉があったのでありますが、いかように解釈しても悪くならないようなことが私は法律に望ましいのであります。そのときの人、そのときの大員——私は先ほど、かつて軍部の陸軍大将が大臣になつたというのを一例にあげたのであります。ただいま皆さんがそういう大臣をいたたくはすはないじやないかと云われれば、全くその通りでありまして、この法案ができて直ちにいかなる事態が起るかというよりも、そういうおそれのあるような法律は作りにならない方がいいではないか、これが私の立場でございませう。

それから直接選挙の問題——日教組の問題もございませうが、これは直接本日の教育委員会制度に關係しないと思ひますので、御答弁は略させていただきますが、最後に直接選挙について、私もおそれく公選を主張するのであるがという御指摘でございませうが、その通りでございまして、何と申しましても今度の法律ができただけに、自由党の一部の方たちがせっかく、日本に民主主義を育てるためにこの制度が必要なんだと力説されて、二十七年に強制的に全国の市町村にわたって地方教育委員会を設置された。

そのときは私たちは、くどいようではあります。前日までは一年延期案を主張しておりましたが、法律がある以上はこれを守り、その法律の精神に従うように啓蒙宣伝といった意味の、すなわち地教委を守れ、そのためによい選挙をせよというふうな論陣をはつたのであります。政治の都合によつて、その私たちの論陣も急転回をせざるを得なかつた。法律がある以上はこれを守れといったような方向が望ましいのであります。もし今回の法律案が通りましますならば、一番心配するものは、

せつかくそうやって伸ばしてきて地教委の力によつて、教育は自分たちのものである、教育委員が選ばれれば自分たちの選挙でかえればいいんだ、地方住民が教育というものを非常に身近に考へてきた、その教育がまた国民の手から、ちよと糸の切れた風船のようになつてどこかへ飛んでいってしまうというところを最も心配する立場から、私は公選制を絶対に主張するものでございませう。

○佐藤委員長 これにて伊藤公述人の公述及びこれに対する質疑は終了しました。

伊藤公述人には、言論界の立場より両法案についての貴重なる御意見を述べ下さいます。ありがとうございます。

次に田中公述人より公述を承るわけですが、この際ごあいさつ申し上げます。

田中公述人には、御多用中にもかかわらず御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。何とぞ専門的な立場から忌憚のない御意見を御開陳下さるようお願いいたします。なお公述そ

の他につきましては、お手元に差し上げてあります注意書の要領でお願いいたします。

それでは田中公述人の御意見の御開陳をお願いいたします。田中公述人。

○田中公述人 ただいま御紹介いただきました東京大学の田中でございます。今回の法案の内容についてお話し申し上げます前に、一般的に法律の改正とか、制度の改革についての考え方に関しまして、私の考えておりますところを申し上げます。

法律にはいろいろ欠陥のあることもございませう。その法律に基いてできた制度にいろいろ弊害の伴う場合がございませう。そういう法律の欠陥を改め、制度に弊害の生じないように対策を講ずることは、理論上には当然の要請といえるかと思ひます。ただその際その法律をどう改め、制度の欠陥を除くためにどういう対策をとるかという問題が重要な問題であることは申すまでもありませんが、それをどういう時期にどういう手順で改めていくかという問題は、その改正の内容にも劣らず重要な問題であるかと思ひます。また手順を誤ることにありますと、せつかく改正によつてねらつておりますものねらいを達することができないのみか、かえつて大きな欠陥を暴露し、弊害を生ぜしめるということも少くないように思ひます。教育委員会制度が創設されました当時から直接間接この問題に關連して参りました私といひましても、本来教育委員会法のねらつたところには間違ひはなかつた。それは過去の日本の教育行政の制度を根本的に改

めるといふ見地からいつて、きわめて重大なそして意義のある方向を旨としてゐるものと考えて参りました。ところが実際にこれを運用して参りますと、そこには予期しなかつた、あるいは立案に當つて考へ方が甘かつたためかも知れませんが、予期以外のいろいろの問題が生じて参りました。そしてそれらの問題に對処するために、これまでしばしば教育委員会制度の改革問題が取り上げられて参りました。今回はそれを具体化し、法律の改正を断行しようとしてゐるわけでありませう。

が、先ほど申し上げましたようにその時期並びに手順が果して妥当であるかどうかという問題を改革案の内容そのものにとともにあわせて考へてみる必要があります。教育委員会制度がねらつておりますポイントとは、根本において正しいものを持つてゐる。現行の教育委員会法に「この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきである」という自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。」とつたててあります。その根本の趣旨は、これまでの根本の方針として正しかつたのみならず、今後においても堅持されてしかるべき基本的な方向であらうと思ひます。確かに連合国の占領管理のもとに、その主張に基いてできたという経過は一般に承認されるところではあります。しかしその根本のねらいの正しき、合理性というものは国民一般の認めるところとして、これを尊重していかねければならぬと思ひます。

ばならないと思ひます。

この教育委員会法の根本のねらいとしておりますところは、第一には、教育行政の地方分権ということであり、第二には、教育行政の民主化ということであり、第三には、教育行政の政治的中立性の確保という点であらうかと思ひます。この根本の趣旨は今後においても維持すべきものと思ひます。ただこれまでの教育委員会制度を實際に反省して参りますと、最初教育委員会法が制定されます際に考へられていなかったいろいろの問題点が出て参りました。その設置単位がどうかという問題とか、その委員の公選制がどうかという問題とか、教育委員会の権限、特に二重予算権を与えることがどうかという問題とか、いろいろの問題について議論の対象とならざるを得なかつたのであります。これまでの委員会ではびたびたこれらの問題が検討されました。その多くの委員会に關係いたしまして、従来の教育委員会制度の持つていた欠陥は、若干考へ、反省し、これを是正していく方法いかんという点について考へてみたわけでありませう。しかし、たとえば教育委員会制度協議会におきましても、多くの問題についてまだ終局的な結論を見出すことができないような状態でありまして、政令諮問委員会とか地方制度調査委員会、地方制度調査会などにおきましては一応の結論は出しておられますけれども、これをいつどういう形でどういう手順を経て実施すべきかという点については、まだ十分に慎重に検討済みであるといふことはできない状態であるわけでありませう。たとえば公選制の問題につきましても、多くの意見がこれを任

命制に改むべしということを述べてお
ります。それは後にも申し上げますよ
うに、公選制が本来ねらっていたよう
な教育委員として最もふさわしい人
を選出する道では必ずしもないとい
うことが、実際の経験の上に現れて参
りまして、そしてむしろ長が議会の同
意を得て任命するという制度をとること
によって、より適当な委員の任命が可
能ではないかということが任命制の主
張を基礎づけていたものと思ひます。
ところがその後いろいろと事情が變つ
て参りまして、今日の段階において、
これらの主張をした人が果して任命制
によって正しい人選、教育委員として
最もふさわしい人を任命することが期
待できるであらうかという点に、若干
の疑念を抱きつづけるのではないかと
いうことを、私としてもおそれざるを
得ないのであります。従つて最も適当
な人を選ぶ方法として、公選制が正し
いか、任命制が妥当かという問題につ
きまして、そうした制度の行われる
政治的、社会的背景を慎重に検討した
上で問題を解決していかなければなら
ないのではないかと、こういうことを考
える次第であります。

第二に、具体的に法律案に入つて、
私の疑問といはしますところを順次申
し述べさせていただきますと思ひま
す。

まず第一に、教育委員会の性格をど
う考えるかという問題がございます。
現在の教育委員会法におきましては、
教育委員会は地方公共団体の自主的な
機関である、これを構成する委員はい
わばしるうと——レーマンであり、教
育のレーマン・コントロールを確立す
るということが根本のねらいであつた

と思ひます。従つて教育の専門家はむ
しろこれを排して、教育長にこれを求
め、レーマンのもとに専門家としての
教育長がこの実際の執行の面を担当し
ていく、こういうのが根本の趣旨であ
つたかと思ひます。ところが現実の
教育委員会制度におきましては、教育
委員会が必ずしもレーマンをもつて構
成されるということでもなく、また教
育長が真の教育の専門家をもつて当
たられるということにもなっていないか
つたのであります。現に過去の教育の経
験者が多数教育委員会に入り、逆に助
役が教育長を兼ねるということが、制
度の建前としても承認されているとい
う状態にあります。ここに過去の教育
委員会制度創設当時のねらいが、ある
程度ゆがめられてきているということ
を承認せざるを得ないのであります。
ところで今度の改正案におきまして
は、この地方団体の自主的な機関とし
ての教育委員会という制度を設けよう
という考え方が、若干くずれてきてお
ります。それは第四条に示されてお
りますように、委員は、長の被選挙権を
有する者のうちから、地方公共団体の
長が議会の同意を得て任命するとい
うことになっております。必ずしもこの
地方公共団体内の住民に限らない、地
方から適当な人を持つてきてこれに充
てるということができる、こういう余
地を残しているわけでありまして、こ
のことは、教育委員会が本来のレーマ
ン・コントロールの結果として設けられ
たというその趣旨を修正するものとも
言えるかと思ひます。もし地方公共団
体の住民の中から選ぶということにな
れば、適当な人が得られないかもしれ
ないということを考慮したためではあ

りましようが、何かここに教育の専門
家を持つてこようという気持があるの
ではないか。そういう意味での教育委
員会制度が果して妥当かどうかとい
う点に、若干の疑問を持つておるわけ
であります。また、レーマン・コント
ロールの考え方が、今度の法案におい
てはくずれてきております。それは十六
条の三項に示されておりますように、
市町村の教育委員会におきましては、
その委員のうちから、都道府県教育委
員会の承認を得て、教育長を任命する
ということになっております。これは
教育委員が教育の専門家としての教育
長の役割をあわせ行ふということを建
前として認めたものでありまして、現
在の教育委員会制度の考え方とは、著
しく異なつたものになっているという
ことができると思ひます。そしてそう
いう改正がなぜ今後の教育委員会制度
のあり方としてなされなければならない
かという点については、あまり十分
の説明がなされておられませんし、私
どももいたしましては十分に納得するこ
とができない点なのであります。教育
委員会はやはりレーマン・コントロー
ルの機関として教育、学術、文化につ
いて見識の高いそして人格高潔な人の
中から選ぶ、それは地方公共団体の住
民の中からこれを求めるというのが本
来の行き方であり、またそれを専門的
な立場から助ける教育長というの、
やはり教育行政についての見識のある
人、そういう経験を尊重し、正しい理
解のもとに正しい教育が行われるよう
にというふうに考えていくのが本来の
教育委員会のあり方ではないか、こう
考えております。

第二の問題といはしまして、教育委

員会の委員の公選制を廃止して、任命
制を採用したという点でございます。
この点については先ほど来いろいろ御
意見が出ておりましたが、私はどうい
う制度をとることが教育委員会の委員
として最も適当な人を選ぶ道であるか
という見地から、この問題を考へてい
きたいと思ひます。そしてその見地か
ら、これまでしばしば委員の任命制と
申しまして、民主的な見地から長が
議会の同意を得て任命するという制度
が今後の教育委員会のあり方として妥
当ではないかということを申し上げて参
りました。政令諮問委員会におきまし
てもそういう意見を述べましたし、また
教育委員会制度協議会におきましても
そういう立場から意見を述べた一人で
ございまして、それは教育委員会制度を
初めて設けました際に、先ほど来お話に
もありましたが、自分のむすここの教
育、自分の娘の教育を託する教育委員
会の委員の選挙であつてみれば、ほか
の選挙にも増して一般人が深い関心を
寄せ、教育委員会の委員として最も
ふさわしい人を選出するに違ひない、ま
たそれが実際にいっても可能であら
う、こういうふうな考えたと申すので
あります。私もその当時若干文部省に
関係がありまして、そういう非常に甘
い見通しをして一人でありました。
ところが実際に選挙の制度をやつてみ
ますと、これはまだ経験も浅いことで
もありますが、直ちにそれをもって
批判することは必ずしも妥当とは言
えないのでありますが、所期した目的は
十分には達成されなかつたのでありま
す。それは教育委員会委員の選挙への
一般住民の関心、投票率の中に端的に
表われております。従つて、そして

選ばれてくる人がある部分の人々の意
向によつて出てくる可能性が多いとい
う結果が出て参りました。また同時に
選挙ということになりましたと、特に大
きな区域における選挙を行うというこ
とになりますと、選挙の常として金
かけなければならぬ、また選挙運動
というものの困難な問題も考えなけれ
ばならない、教育委員としてこの人な
らという人が、みずから進んで出馬す
るということに多くの期待をかけるこ
とができないというものが過去の事情で
あつたと思ひます。具体的に個人のお
名前をあげてはなはだ失礼ではありま
すが、たとえば神奈川県あたりで任命
制をとり、また知事が議会の同意を得
てこれを現実に任命するという場合に
おいても、教育委員会制度の重要制を
考へると長谷川如是閣下とか前田多
門さんとか関口泰さんというような教
育の面において見識の高い、また一般
人についても非常に理解の深い人格の高
潔な方々がこういう機会に登場される
ことが期待できるのじゃないか。しか
しいざ選挙ということになりましたと、
そういう方々はすべてしり込みして、
絶対にこの委員の選挙に立候補をされ
ることを期待できない。こういうこと
を考へてみますと、むしろ任命制を採
用することによつて、より適当な人
を選び出すことが可能になるのではない
か。もちろん現在の公選制によつて、
りっぱな方がたくさん出てはおられま
す。しかし、より広く人材を求めて適
当な人を選めることができるのではな
いか、こういうことを考へましてこれ
まで任命制に賛意を表して参りました。
た。しかしその際には、教育委員会と
いうものの性質にかんがみて、長が議

会の同意を得て任命をする際にも、それに最もふさわしい人を探し求めて、だれもが納得する人に教育委員になつてもうようにするであらうというこの予想が前提になつております。そういう意味で、これはある程度の良識と聰明さとを前提として、その任命制を主張して参つたのであります。ところが最近の実際の動きからいいますと、果してそれが期待できるであらうかという点に、多くの人がいろいろと危惧の念を抱かれるのではないかと、(「あなたはどうか」と呼ぶ者あり)私もその一人として若干の危惧を抱かざるを得ないのであります。公職選挙法の落選者について一つのポストを与えるために、それが利用されるというようになるとになりかねないということを考えますと、こういった制度が実行に移されるに当っては、十分にその下準備が必要であり、一般の認識がそこに向くように準備を整えられなければならないのではないかと、こういうふうに私は考えるのであります。

次に第三の点といたしまして、教育長の任命の問題でございます。都道府県の教育委員会が教育長は、文部大臣の承認を得なければならぬということになっております。市町村の教育長につきましては、都道府県教育委員会に承認を要するという事になっておりますが、教育長が今後の教育行政の上には非常に重大な地位を占めておりますことは、十七条の規定を見てもきわめて明瞭であるわけでありまして、この教育長の任命になぜ文部大臣の承認が必要であるのか、また市町村の教育長の任命に都道府県教育委員会の承認が必要であるのか。時間もありませんので、

で、詳しく申し上げますことは省略いたしますが、私は十分に了解がいきかねるのであります。これは後に申します教育についての最終の責任を文部大臣が負うべきだという従来からの一貫した考え方、ことに最近において強く主張されております考え方、教育長を通して文部大臣が地方の教育について広く関与していこうという考え方の現われではないかと、これは教育委員会の管理のもとに教育行政を担当するということで十分であつて、その意味での教育長の任命に文部大臣の承認というものは必要ではないのではないかと、地方の教育委員会の自主性を尊重するということが妥当ではないか、こう考へております。

第四の点といたしましては、教育委員会の権限の問題でございます。中でも二重予算権と申しますか、予算原案送付権というものが廃止されております点が注目される点かと思ひます。また地方公共団体の長の権限との間の調整問題が一つの問題かと思ひます。この点はいろいろ御議論もあるものであります。私は地方公共団体の行政が総合的な見地から行われなければならないという点を年来主張して参りました。そしてその総合行政の中で教育行政あるいは教育関係の予算というものが重要性を持つことは今日否定することはできない。都道府県知事にいたしましたも、市町村長にいたしましたも、その権限の中で何といつても最も重要な問題として教育関係の費用を確保し、地方行政における教育の充実発展をはかるということにあることは、否定することのできない点だと思ひます。しかし広く都道府県の行政とか、

市町村の行政という見地から考えますと、教育関係だけについて教育委員会が予算権を持ち、そのために長官の総合行政を行う上にはいろいろと摩擦を生ずる。実際的にはある程度に教育予算を確保する道ではあるまいか、そのために無用の摩擦を生ずるということになることは、地方自治全体の発展ということからいって、私は必ずしも妥当な措置とは言えないと思ひます。今日、改正法律案の中に現われております程度の調整措置が講ぜられますならば、総合行政を行う上からいって、またその中で教育予算を確保する上からいって、大体所期の目的を果すことができるとは思ひます。ただ現在、都道府県でも市町村でもこの財政の中で教育費というものが重要な役割を占めていられること、今後においてもそれがいよいよ重要性を持たなければいけないというところは、長の立場からして十分に認識されているはずであります。それを無視して地方住民の支持を受けることはむづかしい、決してそれを無視することができないと考えるのであります。その意味で、そんなにこの点についての心配がなされる必要はないのではないかと考へております。

第五に、文部大臣の権限が法律案全体を通して非常に強化されてきているという点が、一つの問題として取り上げられなければならない点と思ひます。確かに先ほどお話もありましたように、規定の上から見ると、指導、助言、援助というような非権力的な関与の方法が認められているということになります。しかしほんとうに民主主義の地盤が確立され、地方の委員

会がほんとうに自覚をもつて自主的に行動するような基礎が確立いたしました場合には、これらの点も格別弊害を伴うことはなからうかと思ひます。しかし現在の地方教育行政の実態からいいますと、まだその基礎が十分ではない。従つて、どうかすると、こういう規定が根拠になつて、一つ一つ文部省に伺いを立てて行政をやつていくというふうになる、またそういうふうにしむける可能性が多分にあるように思ひます。もともと地方自治の基礎が確立されるということが、こういった条項を実際にやつていきます場合に一つの前提条件にならうかと思ひます。

さらに五十二条に文部大臣の一定の行政措置の要求に関する規定がございます。こういう点につきましても、私は前々から、もし真に地方自治全体について、教育行政の面も含めて地方団体が国の法律を無視し、独断的な行政を行う場合は是正方法は、最後の手段として設ける必要がある、それによつて初めて最終的な教育についての国の責任を全うすることができるといふことを言つてきた一人であります。しかし現在認められておりますこの文部大臣の措置要求というものが、かなり広範にわたつて、また地方の法令違反の範圍を越えて地方教育行政に中央の圧力を加える手段として利用されやすいような法的な根拠を整えていられるのではないかと、こういう意味におきまして、私は若干行き過ぎのきらいがあるように思ひます。のみならず、この法律全体にわたつて随所に現われております規定を総合してみますと、何か教育についてはすべて文部大臣あるいは

文部省が責任を負うというような体制に入りつつあるのではないかと、そういう心配を一般に与えているわけでありますが、そういう感じは私も同様に持たざるを得ないのであります。従つてかりにこういう趣旨の規定を設けるといたしまして、立法的にはもつとも厳密な限定的な規定を設けなければ将来に対する不安を除くことができないだらうと思ひます。そのほか、細目にわたつていろいろの点が問題になるかと思ひますが、たとえば指定都市の特例に関しましても地方自治法の改正とからみ合つてどう扱つか、やはり歩調を合せて考えるべき問題であらうと思ひます。時間も経過いたしましたので、それらの細目の点については省略いたします。

最後に結論といたしまして、改正案の中には、理論的に考えまして現在の欠陥に対する対策を盛つたり、従つて十分にうなずくことのできる方向を目標としたものが少なくないことを考へます。しかしこれを実施していくに当りましては、理論一点ばりで、そうして新しく考へられた改正案が果してうまく行く見通しがつくかどうかという点の十分の調査検討を終ることなしに、早急にこういう法案を実施の段階に持つていくということについてはいろいろと疑義が抱かれるのであります。この法律案の成立については中央教育審議会の諮問も十分に経ておられないやうでありますし、いろいろの方面における意見が十分にこの中に反映してあるとはいえないように思ひます。最初に申し上げましたように、いかに法案が理論的に妥当な方向を持っているといたしましても、それをその

本来の姿に即して実施するだけの政治的、社会的な背景が整わない場合においては、かえってそれが悪用され乱用され、より大きな弊害を生む可能性さえないとはしないのであります。今日非常に意見が多いのもそういった心配が先に立つての意見であらうと思うのであります。そういう意味におきましてこの法案の中には私どもの考えて参りました線が若干現われてはおりますが、同時にそれが行き過ぎになつてゐる面も少くはない。今日非常に異論の多いところでありまして、なお慎重に検討されて、その上であらためてこれが提案されることを私としては希望する次第でございます。

○佐藤委員長 以上をもちまして田中公述人の公述は終了したので、これに対する質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。野原君。

○野原委員 田中先生に二、三お尋ねをいたしたいと思つてあります。ただいま田中先生の公述を承りましていろいろ教えられるところが多かったのですが、その中でまず私がここではつきり田中先生の御見解として承りたい第一点は、田中先生のただいまのお言葉によりますと、教育委員会法の目標というものは根本において正しい、つまり御承知の教育基本法第十條に規定されているところの目標は、根本において正しいのであるといふことである。すなわち地方分権あるいは民主化あるいは教育の政治的中立性の確保といふことはこれは何としても考えていかなければならぬといふお説のように承つたのであります。

す。そこでお伺ひいたしたいのは、このたびの改正案の本質的な内容、つまりいろいろ技術的あるいは法律技術的には相当問題のある箇所もございましょう。部分的には先生御指摘のよう箇所も少なくなろうかと思うのでございしますが、教育の民主化とか教育の地方分権化とかあるいは教育の政治的中立性の確保という基本的なものをこのたびの改正案は守つておるか、これを侵害しておる箇所があるのではないか、この点についてお伺ひしたいのであります。

○田中公述人 ただいまのお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように、教育委員会法の根本のねらいとするところは、第一には教育行政の地方分権化という点にあるかと思ひます。その点につきましては、先ほど申し上げましたように、文部大臣をトップとして各教育委員会が段階的に構成されてゐる新しい改正法案の建前は、本来の地方分権化の趣旨に反する面が多々あるように思ひます。しかし最終的に教育行政についての責任を負うべき道を確保するということが不必要とは言えない、そういう見地から、若干の規定の整備が必要だと思ひますが、今回の法律案におきましては、それが行き過ぎになつてゐるのではないかと、このねらいをいたしまして、教育行政の民主化という点があります。これは委員の公選制の中に端的に現れてゐるわけでありまして、この公選制というものが絶対唯一の民主性を保障する道であるかと申しますと、必ずしもそれは言えないのではないかと、やはり委員として最もふさわしい人を民主

的に選ぶ方法というものが考えられてゐるべきで、そういう方法は必ずしも公選によるばかりではないというわけではなく、長が議会の同意を得て選ぶというののも一つの道ではないかと思ひます。従来は行き方と若干行き方を異にしたわけでありまして、この点が直ちに教育委員会法のねらいと根本的に対立する考え方だといふふうには言えないように思ひます。

第三の問題をいたしまして、教育行政の政治的中立性の確保という点を申し上げたのであります。この点につきましては、今度の法律案で、多分に政治勢力あるいは政党勢力が教育行政の上に入つてくる余地が生まれてくるのではないかと、これは任命制の問題ともからみ合つて出て参りますが、運用のいかんによつては、こういった面には多分に影響するところが出てくるのではないかと、この心配をさせるを得ないであります。私は任命制によつたからといって、直ちにそれが政治的中立性を侵すものとは思ひません。むしろ、現在の政治的、社会的背景のもとにおける近い将来の運営を考えてみますと、そういう点について若干の懸念を抱かざるを得ないと思つております。

○野原委員 先生の御意見の地方分権、政治的中立性の確保は、失礼なことを申し上げますが、全く私も同感でございます。しかしこの任命制の問題につきましては、私は先生の御意見もよくわかります。より広い人材を求めたい、この点からは考えなければならぬ、こういうこともわかるのでございします。しかしこれは先生が公述されましたように、この結論を得るために

は、その議会あるいは首長の良識、聡明ということが前提になつてくる、やはりそこには問題があるように思ふのであります。しかもこの首長というものは、先ほど伊藤さんの公述でもございしましたが、どうしても政党所属の者が多いのでございします。地方議会は一つの政党色をどうしても持つてくるのであります。従つてその首長なり地方議会といふものが任命し、あるいはこれを承認するといふ場合には、どうしても教育委員といふものが一つの政党色を反映するおそれが出てくる、こういう点に私どもは懸念を持つのでございします。この私どもの懸念は全く持つ必要はないというお考えでございしますか、お尋ねいたします。

○田中公述人 ただいまの御質疑につきまして、私も若干同じような危惧を抱きます。しかしこれは今後国民全体が教育委員会のあり方について正しい認識を持ち、国民全体が監視していくという立場に立つことによつて防ぐこともできるのではないかと、もしそういうことが可能であるならば、現在の教育委員の公選制そのものがうまくいくようになるのではないかと、いろいろお考えがあるかと思ひますが、選挙というものに伴ういろいろな複雑さが、教育委員にふさわしい人を選ぶ本来のねらいを妨げているのではないかと、将来においてもそういう懸念は依然として残る、そういう意味におきまして、この点については若干の危惧はないではあります。長が良識と聡明さに期待し、また地方住民全体のこの点についての監視を期待しながら、委員の任命制をとるのが妥当ではないか、こういうふうにお考えの次第でございします。

○野原委員 今日の日本の実情では、先生も御承知のように、首長といふもの、地方議会といふものはなかなか一つの良識、聡明といふものを持つてくれないのであります。そういう現状のもとにおいては、いかに地方議会が住民の意思を反映したと申しながら、一つの議会勢力によつて、あるいはその首長の情実人選によつて教育委員が任命されるという場合には、公正な人材を確保するといふことは困難だ。従つてより広い人材を求め得るといふ長所よりも、むしろ教育委員が政党色を反映することの方が多く出てくるおそれがあるのではないかと、こういう懸念のもとに私どもは公選制を主張いたしておるわけでありまして、しかし先生もこの点については懸念を持たれておるといふことでございしますから、これ以上私は申し上げません。

そこであと一点お尋ねいたしたいことは、この五十二條につきまして、御承知の文部大臣の都道府県教育委員会もしくは教育長に対する、行き過ぎのあった場合は是正措置のことが書かれておるのでございしますが、明らかに法令に違反しておると認める場合は私どもは是正されてしかるべきだと思ひます。これは私も委員会の場で大臣に申したことであります。しかしながらこれは先生も申されましたように、確かにこの条文には行き過ぎがある。教育の中央集権の骨格をなしてゐる問題の条文ではないかと私も思つてございします。この条文のどこをさして先生は行き過ぎがあるとお考えでございしますか、承りたいのであります。○田中公述人 実はこの五十二條の一部に現れておりますような考え方

を、地方自治法の改正に関して前に主張したことがございます。また同じ趣旨は政令諮問委員会の答申の中にも若干頭を出しておりますが、私どもの最後の法律の趣旨を保障する手段を国が持っていることが必要だという考え方が、この規定の中に現われております。しかし先ほど来申し上げましたように、この規定は行き過ぎをしているのではないかと、また場合によってはそれが乱用されるおそれがあるのではないかとこのことを感じますのは「法令の規定に違反している」と認めるべき以外に、「著しく適正を欠き、かつ、教育の本来の目的達成を阻害しているものがある」と認めるべきは、ということとで、かなり広範な、実際の運用におきましては、それがどのようにでも運用されるおそれがあるような、いわゆるゲネラル・クワゼルの文句が採用されている点を申し上げたのであります。これも慎重に運用され、実際に規定が設けられなくても、これがほとんど発動されることがない状態で終るといふ場合も考えられますけれども、かりにこういう規定が設けられるといたしますと、一部の政党勢力のうちで一つの批判が起りまして、著しく適正を欠くものだという主張をいたしますと、それがそのまま文部大臣の措置要求という形で実行に移される、一応教育行政の自主性はその面からくずれてくるというおそれが多分にあるのではないかと、この点をかりに法令の規定に違反しているというように、それが法令解釈の上で若干疑義を残すにいたしますと、かなり明確になつております場合には、その乱用の危険はないのではないかと、こういうことを考える次第でございます。

○野原委員 私どもの考えておりますことを先生から裏づけていただきまして、私はまことに喜びにたえないのであります。中央教育審議会に諮問もしないで、なおただいま準備されておる臨時教育制度審議会にもかけないで、こういう法案を出されるというその手順は、まことにものほかにだという先生のおしかりも、十分うなずけるのでございます。私は率直に申しまして、田中先生は実は当委員会の理事会において自由民主党の諸君から申請されたのであります。田中先生の著書にも私は親しんでおる一人として、先生ほどの方がとては、心配もしておつたのであります。ところが最も公正な御意見をお聞かせいただいたわけでありまして、私は自由民主党の諸君が申請されるほどの方がお述べになられた御意見ぐらひは、とてのもつて自由民主党の諸君はこれを十分興味を以て、この案に対処すべきではないか、このように考えておるのであります。

以上申し上げまして、私の質問を終ります。

○佐藤委員長 赤城宗徳君。

○赤城委員 ただいま貴重な御意見を

お聞きしたのですが、任命制の問題を

教育行政の面からいろいろお聞かせ

願つたのでございますけれども、地方

自治の面から、地方行政の面から教育

委員を公選にした方がいいのか、ある

いは任命制をとった方がいいのか、こ

ういうことについて御意見を伺いた

いと思うのであります。

私から申し上げるのは恐縮ですが、

今の地方自治法は憲法九十三条の第二

項からよりまして首長主義をとつてい

ます。市町村長も直接公選であるし、

市町村議会も直接公選、こういう形で

分立的な立場にあるブレジデンシヤ

ル・システムのような首長主義をとつて

おつて、議会主義をとつていません。

ですから制度からいへば市町村長と市

町村議会というものは対立している形

であります。そこへまた教育の面から

一つの合議的な執行機関として教育委

員会が設けられたわけでありまして、

これがまた現行法でいいますと直接公

選制をとつておるところの執行機関で

あります。そこで地方自治体側の意見

を聞きますと、いわゆる二人村長とか

二人市長とか、一つは独任制のもので

あり、一つは合議制のものであるけれ

ども執行機関が二つある、あるいはは

た議会側から見ますと、教育委員会は執行機関であるけれども、教育の議会と一般行政の議会が二つあるような形になっておる、こういうふうな地方で言つておるのであります。そういう関係から、教育は大事であるから教育委員会は置いてもらいたい、置いてもらうのはけつこうだが、直接選挙にしない、議会主義といふか、議会で選任するといふ、内閣と国会のような形にして調和をとつた方がいいのじゃないかという意見もあるのであります。今度の任命制は教育委員長の任命とかあるいは官庁で人を任命するようなのと違ひまして、先ほどからも話がありましたように、直接公選された首長が直接公選された議会の同意を得て任命するといふのでありますから、言葉は任命だけれども考え方は、言葉は任命だけれども議会主義をとつたようなふうにもとれるのであります。こういう形で教育

行政の面からのお話は承つたのであります。市町村長も同じく地方分権になつております現状で、一般行政と教育行政との間においてどういう制度をとつて教育委員を選任した方がいいのか、こういう地方自治の面からの御意見を聞かしていただきたいと思います。

○田中公述人 地方自治行政の組織論という見地からいいますと、御指摘の通り、現在の地方自治法では首長制すなわちブレジデンシヤル・システムを根本の原則として採用しております。これは地方行政の民主性を確保するといふ見地から最も進んだ制度の一つとして、私どももこの考え方を支持していききたいと思ひます。と同時に、御承知の通り執行機関の面におきましては、現在の地方自治法がいれば執行機関の多元式と申しますか、各種の行政の部門についてそれぞれ委員会制度を設けて、それが長から独自の立場に立つてそれぞれ行政を執行していくといふことを認めております。これは広い意味での権力分立的な考え方を制度の上に表わしたもので、地方行政が漸次複雑化していきますにつれまして、国の行政の場合に準じてそういう委員会制なり委員制といふものを採用いたしますことには十分の理由があるうかと思ひます。その際に従来の教育委員会制度はほかの行政委員会の場合と違ひまして委員の公選制を採用しております。その点でもほかの委員会との間の違ひがあり、またそれにはそれだけの合理的な根拠もあつたものと思ひます。しかし実際の運用において反省してみますと、先ほど申し上げましたように、この公選性が本来の趣旨を十分に達成しない、そういう点を

考えてみますと、委員についても教育行政の自主性、政治的中立性というものを尊重しながら他の委員会の委員の任命と同じように議会の同意を得て任命するといふ制度を建前としてとることは十分合理的な根拠を持つてゐるのではないかと、こう考えます。首長主義を徹底いたしますと、一切の執行権限をその手に集中しなければならぬのかのようによき考え向きもありません。であります。私はそれは考えないのであります。今日の行政の複雑さ、多元化というものを考えてみますと、それぞれの行政内容に応じて長からある程度の独立性を持ち、自主性を持つて行政をやつていく、そしてそれは直接または長を通して、間接に議会に對してまた住民に對して責任を負うという体制をとることが、地方行政を民主的にしかも公正に能率的にやつていく一つの行き方ではないか、こういうふう

○赤城委員 そこで今の教育委員会法の第一条にあることですが、教育は直接国民に對して責任を負わなくてはならない、こういうことになつておりますがそのためには直接公選制でなければいけないのだ、こういう議論があります。しかし直接公選制でなくとも議会主義によるものであつても直接住民にあるいは国民に責任を持つといふことになるかどうか、直接公選制でなければ直接国民に責任を負えないのだ、こういう形になるかどうか、その点についての御見解をお示し願ひたい。

○田中公述人 ただいまの御質問につきましてはいささか見地から直接公選制が最もふさわしい制度だといふ意見

もあろうかと思ひます。しかし教育委員会が直接住民に対して責任を負うという事は、今度の改正案のような形で任命制を採用いたしました場合には、十分にそれは保証されていると思ひます。と申しますのは、もし教育委員が教育委員としてふさわしい活動をしていないという場合には、直接住民からその罷免請求をする道も開かれております。そこに十分な根拠を見出すことができないんじゃないかと思ひます。

○赤城委員 実は私も今のお示しがありました、その前にお聞きしたいと思つたのですが、罷免権がこの法律にもありますので、やはり責任は多いんじゃないかという考えを持つておつたのです。

そこで第二点としてお聞きしたいことですが、やはり今問題になつております第五十二条の文部大臣の措置要求権であります。事務の管理及び執行が法律の規定に違反している場合には問題がありませんが、教育の本来の目的達成を阻害しているものがあると認めるとき、この本来の目的達成を阻害しているという事は、今の教育委員会法の第一条にも、教育の目的として掲げてあるところであります。文部大臣が是正または改善のために必要な措置を講ずる場合に、この教育の本来の目的達成を阻害していると認めるといふことは、これは文部大臣が文部大臣だけの考えで認めるというふうな形になるようにとられるのであります。しかし文部大臣も、これは今政党政治でありますし、国会から選ばれて出ておる。もしも文部大臣が是正あるいは改善の措置を勝手にやつて国民の批判の前に立たされるということになれ

ば、その政界もあるいは文部大臣自身も批判を受けるので、このことあるがために一つのファシズムにいくのだというふうな考え方にはならぬような気がするものであります。これについてはまだいろいろ研究する必要があると思ひますが、これに対して御意見をお聞きしたい、こう思ひます。

○田中公述人 ただいま仰せのように、この規定が直ちに文部大臣の権限の乱用を生ずるというふうには、私は考へるわけではございません。しかし今後この規定を初めとしまして、全体的に中央の権限が強化されておりますが、そういう全体の空気のものと、国が教育本来の目的というものを法律とは別にここに想定したとして、その目的達成を阻害するという名のもとにこの法的根拠を利用して、地方公共団体の長なり教育委員会に対して、いろいろ措置要求をするという可能性は全然杞憂とは言えないのではないかと、こう考へるのであります。これは政界の立場、その見地からの監督なども十分になされていくというお話しもございまして、場合によっては教育の政治的中立性を確保するという本来の目的に反して、政党のある種の要求があるいは政治的な要求が、地方に措置要求という形で押しつけられる可能性もないではない。そうしてそれが行き過ぎになりまして場合の措置として都道府県教育委員会、市町村教育委員会に対する関係におきましては、さらに一定の意見を求めることができるというふうな措置も認められておりますが、この文部大臣の措置に對しましては、何ら地方として主張すべき方法が認められていない。その意味において教育本

来の目的達成を阻害しているものがあると思へるかどうかということが、文部大臣の認定一つにかかつていくということになるのではないかと、そういう意味で法律解釈の見地からいたしましても、若干将来これが悪用されるおそれがないではないという危惧を抱くものでございします。

○佐藤委員長 赤城委員簡單に願ひます。

○赤城委員 もしこの規定がないとすれば、現行でいきますと、教育委員会そのものが教育本来の目的を達成しているか阻害しているか判断するという形になる。そうすると大臣とか府県教育委員会とか、教育行政を担当している者が介入する機会がない、こういうようなことが果していいのかどうか。これは地方分権けつこうでございします。民主化もけつこうであります。それぞれ教育行政を担当している者が、ことに大臣などは国家の最高機関において、常に国会へ立たされては大臣の責任というものを始終追究されておるのであります。ところが今の制度でいへば教育委員会に対しては指揮監督はできません。今度の改正法でもできません。指導、助言、勧告、援助というふうなことがございすることにはなつています。その上にこういう五十

二条のような規定が出てきたのでありますけれども、全然教育委員会その他教育行政に關係しない——關係はありますが、権限というものを別として、逆に責任というものを追及されておるなら、これにタッチする機会がない、責任だけは追及される、こういう形がいいのかどうか。それで、結論的にいふと、大臣が介入する機会と

いうものをどういうふうにしたらいいかというお考えがあるかどうか。大臣の介入が弊害もなく、そうして国の教育行政を振興するためにどんな方法で介入した方がいいかというふうな御意見がありましたらならばお聞かせ願ひたい。

○田中公述人 私は先ほど申しましたように、「教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反している」と認めるとき」というこの前段に掲げられております場合におきましては、最終的に教育の責任者としての文部大臣が関与する道が認められていいのではないかと。そして、もしその点について見解の相違が生じます場合には、法律解釈の問題でありますので、裁判所が最終的な判断をするという余地も生じてくるのではないかと、こう考へております。今日教育行政の面におきましては、法令の上でかなりこまかくいろいろの目的を示し、方法を示し、これを規制しております。もしそういう立法的な方面でなお具体化する必要があるといひますならば、そういう措置がとられてしかるべきかと思ひます。

その意味では、法令のワケが一そう厳密に規定されるということになりまして、法律的にそういう点を確保していくということには必ずしも不適当ではないかと思ひます。それをしないで、ただ端的に教育本来の目的達成を阻害しているものがあると認定されるかどうかという、非常に漠然とした標準でこういう措置要求をすることができるといふことになりまして、これを根拠として、時の政治勢力の反映として、教育行政の上に加わっていく可

能性が生じはしないか、こういう点を危惧する次第でございします。

○赤城委員 今、文部大臣の措置要求について、五十二条の三項あるいは四項等がありまして、措置要求に対する異議の申し立てといひますか、意見を求める権限があるのであります。こういう点から見ますと、措置要求の結果につきましては相当国会あるいは世論の批判を受けるような形になつておるので、行き過ぎは正にある程度は役立ちと思ひますけれども、もっとこのほかに何かお考えがありますか、最後にこれだけでけつこうであります。

○田中公述人 私は第一項の「又は」以下の規定はむしろ削除していただくのが適當ではないか。もしどうしても法令の上で国がもっと関与する道を留保しなければならぬという場合には、教育關係の法規の中にむしろ明確な規定を設ける。この点ではさらに文教委員会において教育關係法令の十分な、慎重な御検討をわすれられない、こう考へる次第であります。

○佐藤委員長 関連して、小牧次生君、簡單に願ひます。

○小牧委員 田中先生に一点お伺ひたいと思ひます。

教育予算が教育行政の中で占める役割というものはきつめて大きいと思ひます。従ひまして私ども文教委員会におきまして、三十一年度予算の編成に當りましてはいろいろ審議をし、また政府にいろいろ要求をいたして参つたのであります。また文部省自体としましては、そのような観点から独自の予算案を作られて、大蔵省その他いろいろな折衝されたのであります。ところがその結果を見ますと、

文部省の作った案というものが相当削減されたものが予算案として計上されて参ってくる、こういう実情であります。従いまして非常にまだまだ今日のわが日本の教育予算としては不十分であるということはいさぐさ否定し得ないところであらうかと考えるわけでありますが、このことは先生も御承知の通り、地方公共団体の側におきましても同じようでございます。こういう点から考えまして、先ほどの先生のお話の中に、現在の教育委員会の持つておる原案送付権、これがなくてもやっておけるのではないか、こういうようなお説ではなかったかと私は記憶いたしておるわけであります。なるほど総合行政あるいは調整、こういう点から、教育予算の重要性ということをも考えながらやっておける、こういう理屈のものではないかと考えますけれども、しかしながら今日の段階において教育の民主化、教育行政の推進ということに教育委員会が果たすためには何と申しまして、任命制その他の問題もございしますが、その最後の裏づけをなすものはやはりこの原案送付権を持つておるということが大きな条件ではなからうか、かように私は考えておりますが、現在提案されておる法案を見ますと、先ほど伊藤公述人も述べられましたように、何らそういう予算がふえるという保証はなされておらない、明らかにこれは減少していくのではありませんか、こういう大きな危惧をおかれは持つておるのであります。しかも、現在の教育委員会が原案送付権を持つておりまして、なおかつ地方

公共団体の首長に對しましては非常にまだ弱い立場に立たされておる、このようなときにこの原案送付権がなくなり、しかも任命制に切りかえられたということになりますと、これは大きな後退を意味するものである。従って従来通りの教育予算の確保ということは非常に困難である。そうしますと、今日なさなければならぬ教育施設の問題その他広汎にわたる、教育予算は大きな危機に立たされて参ると私は考えまして、この原案送付権をとるということは教育委員会の本質を骨抜きにする。文部大臣はたびたびよりき制度、前進であるというふうに申されておりますけれども、私どもは大きな後退だ、こういうふうに見えるわけでございますが、これに對する先生の率直な御見解を承わつてみたいと考えます。

○田中公述人 国におきましても地方公共団体におきましても、教育予算を確保したいということは、特に今教育に長年関係して参りました私といたしましては、心から熱望するところでございします。しかし地方公共団体における行政を総合的に見ます場合に、今まで地方団体が六・三制の実施からんでいかに大きな努力をしてきたか、これには確かに教育委員会の存在がある種の役割を果してきたとは思いますが、しかし同時に都道府県の知事にいたしましても、市町村長にいたしましても、六・三制の実施をめぐって、何よりもまず教育予算の確保という点に心を砕いてきたのではないかと思うのであります。必ずしも教育委員会の方によつてそれが確保されたというわけではなく、むしろ地方公共団体の長自

身がそれを確保するのでなくては、とうてい地方住民の支持を得ることができないというところは、十分自覚してそれらの行動をしてきたものと思ひます。今後におきましても地方公共団体の振興行政の中で、教育行政あるいは教育費というものの占める重大性を感じない地方公共団体の長というものは、一般的にいってあり得ないのではないかと。確かに従来教育関係は弱い。国について申しまして、文部省がその面では非常に弱い。そのために教育予算が十分に確保できなかったということがあり、地方においても同じような面がありましようけれども、今後の考え方としては、必ずしもその懸念はないのではないかと、この個々の地方団体の例にとつて考えてみますと、その地方団体で当面解決しなければならぬいろいろな問題があり、場合によつて、教育委員会という一つの独立機関を設けます場合には、とかく他の行政についての理解を欠いて、もっぱら教育という見地からだけ問題を考えやすいのであります。従つて特定の地方公共団体について申しますと、現在さしあたってはなければならぬ仕事、それに見合う予算というものを総合して考えました場合に、住民全体の見地からいって、学校の施設に今すぐ充てるのが適当か、それとも災害復旧に重点を置いてやっていくのが適当かというような考慮が総合的な見地からなされませんが、教育委員会は必ずしもそういう点に公平な考え方を持てることのできない。やはりもっぱら自分の立場からのみこれを要求してゐる。そこに長との間にいろいろ問題

を生じ、議会においても問題になるといふようなことも予想されるのであります。私は地方公共団体の長が地方団体の行政の中で教育というものの重要性を無視することができない現実、今後において常にそれに最大の重点を置いて考えていかなければならぬという事態を考えますと同時に、それぞの地方団体における総合行政の必要、何が最も住民の緊急に要求するところであるかといふことを勘案して、予算を組んでいかなければならぬという点を考えてみますと、それらの点は地方住民の批判のもとに立ちながら、地方公共団体の長の最終的な判断に待つていふことで、十分に目的は果し得るのではないかと、教育予算に關する原案送付権を必ずしも教育委員会に確保することは必要ではないのではないかと、こう考える次第でございます。

○佐藤委員 これにて田中公述人の公述及びこれに對する質疑は終了いたしました。

田中公述人には、両法案に關する貴重な御意見を御開陳下さいましてありがとうございます。

以上をもちまして午前中に予定しておりました公述人の公述及びこれに對する質疑は終了いたしました。所定の時間をだいたい経過しております上に、午後一時より公述を承へることになつております矢内原公述人より、他に所用がありましますので、所定の時間にその公述及びこれに對する質疑を終了させていただきます。つきましては、予定を若干変更いたします。つきましては、引き続き矢内原公述人の公述及びこれに對する質疑を行い、そのあとで休憩いたしたいと思いますので、御了承をお願いいたします。それではこれより矢内原公述人に公述を承へるのであります。この際一言ごあいさつ申し上げます。矢内原公述人には、御多用中にもかかわらず、厚くお礼申し上げさせていただきます。何と云ふ法案につきましても、あらゆる角度から愚案のない御意見を御開陳下さいましようお願いいたします。

なお公述その他につきましては、お手元に差し上げてございします注意書の内容でお願いいたします。それでは矢内原公述人。

○矢内原公述人 教育委員会制度の改正に關する法律案についての意見を述べよといふことでございしますので、与えられた時間内に要点だけを申し上げたいと思ひます。

結論は、この改正法案に原則的に反對でございます。その理由の第一は、手続上の問題でありまして、この改正法律案が、文部大臣の最終諮問機関である中央教育審議会に付議されなかつたこと。その理由につきましては、清瀬大臣が新聞記者にお話しになったところによれば、前に一度答申があつた、再び諮問する必要がある、前の答申の結論は、改正の必要がないといふ答申であつたけれども、それを採用するかしないかは政府の自由である、こういうお話でありましたが、その後中央教育審議会の席上においての御説明はそうではなくて、諮問したかつたのであるけれども時間がなかつた、本年の十月一日に教育委員会の委員の改選があるので、それに間に合せるように法案を国会に提出して審議してもらわなければならないので、時間的に中教審に諮問することができなかったと

いう、遺憾の意を表明されたのであります。しかるに、中央教育審議会の総会は二カ月に三回開かれております。そしてこの改正法律案が国会に提出されましたその時間の関係を見ますと、もちろん法案の詳細な点は後ほどきまるといたしましたが、大体こういう構想で教育委員会制度を改めたいとお考えになるならば、その構想に基いて諮問なさるという時間的の余裕はあつたに違ひない。これは、私のみならず中央教育審議会の委員の何人かの人が同じ感想を持ったのであります。時間がなかつたから遺憾ながら諮問できなかつたという大臣の御説明に對しては、ほとんどすべての者が納得いたさなかつたのであります。それから臨時教育審議会をお作りになるというので、その法案が衆議院を通過いたしました。したが、この臨時教育審議会は、教育制度についての根本的な検討をする。そういう重要な審議会をお作りになるという際に、教育委員会制度の改革をなせこれにおかけにならないで別個に提案なさつたのであるか、これも十月一日の委員の改選ということに間に合せるようにということだろ

うと、これは伺つたわけではありませんが、推察するのであります。しかし教育委員会制度は、申すまでもなく非常に重要な制度でありますから、その改革については万全を期して十分検討すべきであると思ひます。中央教育審議会にかけらるなり、あるいはもしも臨時教育審議会ができるならば、それに付議して検討をなさるのが当然だ。時間の関係を申されるならば、あるいは現在の教育委員の任期を、つまり改選の時期を延ばすとか、あるいはさらに

次の改選の時期を選ぶとかなさるのが当然だろと思ひます。手続上において、どうして急いで今度の国会に御提案になつたかということが理解できないのであります。

第二は、制度上の問題でありまして、一般行政事務から教育事務を分離するという趣旨は、どういふところから出ておるか。一般行政事務の中で、警察事務と教育事務は特殊の性質を持つております。警察事務については、本日申し上げるべき場合ではあります。警察事務も教育事務も利用されるおそれが、国の権力との関係において、警察事務も教育事務も利用されるおそれが特に大きい。それで、人民の基本的自由に関する事柄で、特に重要な警察問題と教育問題は別個に考えるというのが、民主主義社会の制度の建前だと了解いたします。共產主義国もしくはファシズム国、すなわち全体主義の国家においては、国家権力が警察を利用し、そしてその政府の方針を実行する。また教育を利用いたしまして、教育をば政治の手段として、ある特別の思想とか特別の学説とかいふものを青少年の間に普及せしめる。これは日本においても、戦争前、戦争中行われたことで、私どもの記憶に新しいところでありまして、民主主義の国においては、警察と教育は権力の乱用から遠いところに置こう、すなわち人民自身がこれを管理することにしよう。そういうことで、政治と教育を分離するという建前でもらうもの制度ができまして、教育委員会の制度もその一つであると思ひます。

第三は、今度の改正によつて教育の中立性を保つことができる、そういう御説明であります。それは、任命制にいたしますと、法案に示されております通り、一つの政党に所属してある者の委員の数が、委員総数五人の場合には三人ですか、三人の場合は二人ですか、全部を占めないようになつてゐる。そういう考慮を加へてあるから、一党一派に教育委員が独占されることがないように注意を払つてある、教育の中立性を保つことは、選挙制よりも任命制の方がより有効であるという御説明のようであります。

はれておる民主的な組織である、そのほかにさらに教育委員会のごとき別個の機関を置くということは、民主的に選ばれた行政の長もしくは議会の信用しないことであるという議論がございす。これは信用するしないの問題でなく、ただいま申しましたような仕事の性質上、別個にいたしたものであつたと存するのであります。一般行政事務については、別個の選挙が行われる。教育の事務については、また別の選挙がある。選挙の目的が違ひます。かかる方法によりまして、手続は煩瑣でありまうけれども、教育が政治の干渉の圏外に立つ。申すまでもなく教育の事は、年数のかかることが必要でありまして、六・三制のもとにおいては、義務教育を終えるのでも九年かかる、大学を終えるまでにはさらに七年かかる、十六年かかるのであります。教育制度の結果を見るためには、十年以上も年数がかかるのであります。これを短かい期間の経験でもつて変更するということでは、教育制度なりやり方の結果を十分見ないでにわかに変更するということになりまして、教育の上からいへば、非常な混乱を生ずる。教育が長くかかるということと、それから政治に利用されるおそれがある、また政治の上からいふならば、教育を利用してある特殊の政策を遂行することは非常に有利なことでありまうから、そういう主張がある。こういうわけで、教育の民主的ないろいろの制度ができ、教育委員会もその一つであると思ひます。

それからも一つは、内容上の問題でありまして、今度の改正法案の趣旨は、責任の所在を明確にする、市町村、それから都道府県、その上に文部大臣という、教育に関する監督、指揮、助言の系列を作りまして、系列に従つて文部大臣が最高の責任の所在となる。こういう場合に改められるようであります。それから、たといは教育事務の末端に至るまで、たとえば教育課程であるとか、あるいは教科書の採用であるとか、教科書以外の教材の採用であるとかなどに至るまで、たとえば教科書以外の教材の採用は教育委員会の認可を受ける、届出をさせる、そういうことが教育委員会の仕事になるわけですが、その教育委員会の仕事を、結局において文部大臣が目を通してゐるといふことは、目を光らせてゐるといふことになり、それができるといふことになつて、それで、このことを一歩調まれば政治権力が教育を監視し、監督して、そして教育の方針に反するとか反しないとかいふことを、大臣の認定によりまして、教育の末端に至るまで統制するといふふうな体制ができ得ると思ひます。つまりそういう工合に乱用されるおそれがあると思ひます。

第二は、事務の調和ということが改正の主眼であるといふふうに御説明がおります。これは、市町村でも都道府県でも、議会並びに行政の長と教育委員会との間の権限の関係を複雑でありまして、予算の原案送付権であるとか、人事権であるとか、その他いろいろなことにおいて複雑しておる、それを事務の調整をはかる、調和をするために今度のような改正をするといふ御説明であります。これは、そういうふうな複雑な場合によつては生じておると思ひますが、しかしこれは、教育委

員会制度そのものの趣旨が、先ほど申しましたような、民主主義の国におきましては、政治権力からの独立ということが建前でありまうことから起つてきておる当然の結果でありまして、あとは運営の妙を得る以外に道はないだらう。運営の妙を得てゐて、制度の原則を生かしていくのが一番いい。運営が困難であるからといって、民主的な教育制度の原則をこわすということはいふことがいふことだらう、こういう思ひます。

第三は、今度の改正によつて教育の中立性を保つことができる、そういう御説明であります。それは、任命制にいたしますと、法案に示されております通り、一つの政党に所属してある者の委員の数が、委員総数五人の場合には三人ですか、三人の場合は二人ですか、全部を占めないようになつてゐる。そういう考慮を加へてあるから、一党一派に教育委員が独占されることがないように注意を払つてある、教育の中立性を保つことは、選挙制よりも任命制の方がより有効であるという御説明のようであります。

これは二つの点がありまして、一つは、すべての国民が明確に政党に所属してゐるわけではありません。無所属というものが非常にたくさんあることを考えます。そうしますと、委員会の委員の任命によつて特殊の政党に属する、属しないといふことを表面に出しますことは、教育事務を政党政治に巻き込んでしまふといふおそれがかえつてありはしないか。むしろ教育事務のごときは、政党の所属いかんを問はずして、国民の生活、国民の子供の教育といふことについて話し合つて、いい

地方団体でも、行政の長もしくは議会は民主的な手続による選挙によつて選

はれておる民主的な組織である、そのほかにさらに教育委員会のごとき別個の機関を置くということは、民主的に選ばれた行政の長もしくは議会の信用しないことであるという議論がございす。これは信用するしないの問題でなく、ただいま申しましたような仕事の性質上、別個にいたしたものであつたと存するのであります。一般行政事務については、別個の選挙が行われる。教育の事務については、また別の選挙がある。選挙の目的が違ひます。かかる方法によりまして、手続は煩瑣でありまうけれども、教育が政治の干渉の圏外に立つ。申すまでもなく教育の事は、年数のかかることが必要でありまして、六・三制のもとにおいては、義務教育を終えるのでも九年かかる、大学を終えるまでにはさらに七年かかる、十六年かかるのであります。教育制度の結果を見るためには、十年以上も年数がかかるのであります。これを短かい期間の経験でもつて変更するということでは、教育制度なりやり方の結果を十分見ないでにわかに変更するということになりまして、教育の上からいへば、非常な混乱を生ずる。教育が長くかかるということと、それから政治に利用されるおそれがある、また政治の上からいふならば、教育を利用してある特殊の政策を遂行することは非常に有利なことでありまうから、そういう主張がある。こういうわけで、教育の民主的ないろいろの制度ができ、教育委員会もその一つであると思ひます。

それからも一つは、内容上の問題でありまして、今度の改正法案の趣旨は、責任の所在を明確にする、市町村、それから都道府県、その上に文部大臣という、教育に関する監督、指揮、助言の系列を作りまして、系列に従つて文部大臣が最高の責任の所在となる。こういう場合に改められるようであります。それから、たといは教育事務の末端に至るまで、たとえば教育課程であるとか、あるいは教科書の採用であるとか、教科書以外の教材の採用であるとかなどに至るまで、たとえば教科書以外の教材の採用は教育委員会の認可を受ける、届出をさせる、そういうことが教育委員会の仕事になるわけですが、その教育委員会の仕事を、結局において文部大臣が目を通してゐるといふことは、目を光らせてゐるといふことになり、それができるといふことになつて、それで、このことを一歩調まれば政治権力が教育を監視し、監督して、そして教育の方針に反するとか反しないとかいふことを、大臣の認定によりまして、教育の末端に至るまで統制するといふふうな体制ができ得ると思ひます。つまりそういう工合に乱用されるおそれがあると思ひます。

第二は、事務の調和ということが改正の主眼であるといふふうに御説明がおります。これは、市町村でも都道府県でも、議会並びに行政の長と教育委員会との間の権限の関係を複雑でありまして、予算の原案送付権であるとか、人事権であるとか、その他いろいろなことにおいて複雑しておる、それを事務の調整をはかる、調和をするために今度のような改正をするといふ御説明であります。これは、そういうふうな複雑な場合によつては生じておると思ひますが、しかしこれは、教育委

員会制度そのものの趣旨が、先ほど申しましたような、民主主義の国におきましては、政治権力からの独立ということが建前でありまうことから起つてきておる当然の結果でありまして、あとは運営の妙を得る以外に道はないだらう。運営の妙を得てゐて、制度の原則を生かしていくのが一番いい。運営が困難であるからといって、民主的な教育制度の原則をこわすということはいふことがいふことだらう、こういう思ひます。

第三は、今度の改正によつて教育の中立性を保つことができる、そういう御説明であります。それは、任命制にいたしますと、法案に示されております通り、一つの政党に所属してある者の委員の数が、委員総数五人の場合には三人ですか、三人の場合は二人ですか、全部を占めないようになつてゐる。そういう考慮を加へてあるから、一党一派に教育委員が独占されることがないように注意を払つてある、教育の中立性を保つことは、選挙制よりも任命制の方がより有効であるという御説明のようであります。

これは二つの点がありまして、一つは、すべての国民が明確に政党に所属してゐるわけではありません。無所属というものが非常にたくさんあることを考えます。そうしますと、委員会の委員の任命によつて特殊の政党に属する、属しないといふことを表面に出しますことは、教育事務を政党政治に巻き込んでしまふといふおそれがかえつてありはしないか。むしろ教育事務のごときは、政党の所属いかんを問はずして、国民の生活、国民の子供の教育といふことについて話し合つて、いい

地方団体でも、行政の長もしくは議会は民主的な手続による選挙によつて選

はれておる民主的な組織である、そのほかにさらに教育委員会のごとき別個の機関を置くということは、民主的に選ばれた行政の長もしくは議会の信用しないことであるという議論がございす。これは信用するしないの問題でなく、ただいま申しましたような仕事の性質上、別個にいたしたものであつたと存するのであります。一般行政事務については、別個の選挙が行われる。教育の事務については、また別の選挙がある。選挙の目的が違ひます。かかる方法によりまして、手続は煩瑣でありまうけれども、教育が政治の干渉の圏外に立つ。申すまでもなく教育の事は、年数のかかることが必要でありまして、六・三制のもとにおいては、義務教育を終えるのでも九年かかる、大学を終えるまでにはさらに七年かかる、十六年かかるのであります。教育制度の結果を見るためには、十年以上も年数がかかるのであります。これを短かい期間の経験でもつて変更するということでは、教育制度なりやり方の結果を十分見ないでにわかに変更するということになりまして、教育の上からいへば、非常な混乱を生ずる。教育が長くかかるということと、それから政治に利用されるおそれがある、また政治の上からいふならば、教育を利用してある特殊の政策を遂行することは非常に有利なことでありまうから、そういう主張がある。こういうわけで、教育の民主的ないろいろの制度ができ、教育委員会もその一つであると思ひます。

それからも一つは、内容上の問題でありまして、今度の改正法案の趣旨は、責任の所在を明確にする、市町村、それから都道府県、その上に文部大臣という、教育に関する監督、指揮、助言の系列を作りまして、系列に従つて文部大臣が最高の責任の所在となる。こういう場合に改められるようであります。それから、たといは教育事務の末端に至るまで、たとえば教育課程であるとか、あるいは教科書の採用であるとか、教科書以外の教材の採用であるとかなどに至るまで、たとえば教科書以外の教材の採用は教育委員会の認可を受ける、届出をさせる、そういうことが教育委員会の仕事になるわけですが、その教育委員会の仕事を、結局において文部大臣が目を通してゐるといふことは、目を光らせてゐるといふことになり、それができるといふことになつて、それで、このことを一歩調まれば政治権力が教育を監視し、監督して、そして教育の方針に反するとか反しないとかいふことを、大臣の認定によりまして、教育の末端に至るまで統制するといふふうな体制ができ得ると思ひます。つまりそういう工合に乱用されるおそれがあると思ひます。

第二は、事務の調和ということが改正の主眼であるといふふうに御説明がおります。これは、市町村でも都道府県でも、議会並びに行政の長と教育委員会との間の権限の関係を複雑でありまして、予算の原案送付権であるとか、人事権であるとか、その他いろいろなことにおいて複雑しておる、それを事務の調整をはかる、調和をするために今度のような改正をするといふ御説明であります。これは、そういうふうな複雑な場合によつては生じておると思ひますが、しかしこれは、教育委

員会制度そのものの趣旨が、先ほど申しましたような、民主主義の国におきましては、政治権力からの独立ということが建前でありまうことから起つてきておる当然の結果でありまして、あとは運営の妙を得る以外に道はないだらう。運営の妙を得てゐて、制度の原則を生かしていくのが一番いい。運営が困難であるからといって、民主的な教育制度の原則をこわすということはいふことがいふことだらう、こういう思ひます。

第三は、今度の改正によつて教育の中立性を保つことができる、そういう御説明であります。それは、任命制にいたしますと、法案に示されております通り、一つの政党に所属してある者の委員の数が、委員総数五人の場合には三人ですか、三人の場合は二人ですか、全部を占めないようになつてゐる。そういう考慮を加へてあるから、一党一派に教育委員が独占されることがないように注意を払つてある、教育の中立性を保つことは、選挙制よりも任命制の方がより有効であるという御説明のようであります。

これは二つの点がありまして、一つは、すべての国民が明確に政党に所属してゐるわけではありません。無所属というものが非常にたくさんあることを考えます。そうしますと、委員会の委員の任命によつて特殊の政党に属する、属しないといふことを表面に出しますことは、教育事務を政党政治に巻き込んでしまふといふおそれがかえつてありはしないか。むしろ教育事務のごときは、政党の所属いかんを問はずして、国民の生活、国民の子供の教育といふことについて話し合つて、いい

考えを立てていくべきでありまして、何政党内に属するからこういう教育の方針というように、政党をもって争うべき問題でないと思ひます。従つて、委員の選任について政策的考慮を加えてあることは、かえつて有害である。無所属の議員で某政党内の色を持ておる者、こういう者を加へれば、教育委員会をある政党によつて独占することもできますし、そうでなくとも、政策的關係を法律にまで表わしておるということは、かえつて教育の中立性を害するゆゑんであらう。教育委員の権限というものは、なるべく政党内のいかに、人材とか教育に適した人を選ぶように仕向けていくべきであらうと思ひます。

もう一点、一般の政治の傾向から考えまして、この際かかる改正を企てなさるといふことは、日本の民主主義の全体の傾向から考へて、また教育、思想、言論、學問の自由、そういう点から考へて心配のないことであらうかいなかといふ点であります。いろいろの事柄が政府の日程に上つておるようでありまして、たとえば憲法改正、それから教育基本法の改正、それから教科書制度の改正、また教育委員会の問題、小選挙区の問題等々が関連して一つ政治の動きを示しておるのであります。そしてそれを一言にしていえば、占領下に行われた行政は今日において再検討すべきである、あれは押しつけられた改正であるから、今や日本国民は自主的な立場でもって、国情に合ったように改正をすべきであるといふことが相言葉になつておるようであります。ここでいろいろのことを考えられるわけでありまして、占領下における行政

というものは、果して外部から押しつけられたものとして、今日において修正するといふことに當面しておる根拠があるか。日本の明治維新以来の歴史を考へてみますと、日本において最も欠如していたものは民主主義といふことでありまして、民主主義の思想や考え方が不徹底でありましたために、たやすく日本はファシズム政治のえじきとなりまして、戦争に突入し、国の悲運を招いたのであります。だから、戦後における民主主義の改革が、占領軍の示唆によつて行われたのであるか、いふやうな具体的事実のせんさくは別といたしまして、いわば天の命じたる道である、天命であると信じて、日本国民は喜んで民主主義の道に入つていったのであります。しかるに戦後わずか十年にして民主主義の傾向に修正を加へ、あるいはこれにゆがみを与へ、民主主義だけでは足りない、民主主義はけつこうなうなものであるけれども、民主主義だけではいけないとして、民主主義以外の思想傾向を加味しました制度を考え、ことに教育の問題、先ほど申しましたような長い期間を必要とする教育の問題を考へるといふことは、明治維新以来の日本のたどつてきた道についてのどこが欠陥があつたか、どこが足りなかつたかといふことを歴史的教訓、戦争と敗戦といふことを通して現れたこれを無視するものである。国会においても、政府においても、一般国民においても、歴史の教訓といふことをよく銘記いたしておるはずでございますから、戦後の改革の民主主義の大原則はどうしても維持しなければならぬ。これに修正を加へるならば、戦争によつて得た教訓を

非常に浅薄に理解し、われわれの受けた大きな国民的損失の傷を簡単に、浅薄にいやしまして、そうしてまたもとのような戦争前の日本にあつて戻ります、そういう傾向はわれわれは最も敏感にこれを感じて、事の大事に至らないようにしなければならぬ、民主主義の根本を失わないようにしなければならぬ。申すまでもないことでございまして、民主主義と全体主義との違いといふことをもう一度考へてみますと、全体主義、共産主義の国でも、ファシズムの国でも、昔と違ひまして全然の専制政治といふのはありません。御承知のように、たとえばソビエトにおいても、みな下部組織からだんだんと代議員ができてきて、そしていよいよ民主的手続きを経て、代議員の總會において総理大臣が選ばれて、天下りの指導者ではなくて、やはり国民社会党といふ政党がありまして、政党から選ばれた、積み上げられた組織で選ばれた指導者であつた。形はそうできておる。だから、民主主義と全体主義との違いといふものは、別なところにある。つまり民主主義は、数といふことだけ力ではない、理性といふもの、あるいは真理といふもの、道理といふものを尊ぶ。これは真理とか理性とか道理とかいふ漠然としたものでありまして、多数がすなわち道理ではないといふことを保つのが民主主義。多数すなわち道理であるとして、教育とか警察を通してその多数、すなわち道理を押しつけたのがファシズムあるいは共産主義。もう一つの違いは、民主主義においては、少数者といふもの

が常に存在しておりまして、また存在せしめて、多数が永久政権は作らない、永久政権といふことは、民主主義においては否定されておるのです。多数が少数にかわり、少数が多数にかわるような制度組織を作るのが民主主義の特色であります。新聞に伝えられております、たとえば小選挙区制は永久政権云々といふことがありますが、私そういうことは、民主主義の国においてはとてつていふべきことではないと思ひます。とにかく世の中全体のいろいろの動向が動いておる、その中で教育委員会制度の改正があるわけでありまして、これ一つだけを取り上げて考へることはできません。その全体の動向といふものは、民主主義の修正といふふうにいわれておる。これは民主主義の危機であり、一歩誤れば言論、思想、學問、教育等の基本的な自由の原則に対して変更が加わつてくる、そういう危ないときに今日日本はおるやうに思ふのであります。このやうな一般政治の動向から考へまして、教育委員会の制度は改正しない方がよいと私は思ひます。(拍手)

○佐藤委員長 これにて矢内原公述人の公述は終了しました。これより公述人に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。町村金五君。

○町村委員 ただいま矢内原公述人から、大へんに貴重なお示しをいただいたのであります。この機会に一、二なお不審をいたしますところについてお尋ねをいたしたいのであります。先般この教育委員会の改正案が出ますや、矢内原公述人を中心としたしまして、十人の大学の総長の方々により

まして、特に重大なる声明が発表され、さらにこれに引き続きまして、多数の学者からも同様のそういった意味の御発言が出ておるわけでございます。従ひまして私どももいたしまして、実はこの法案の審議に當りまして、実は非常に慎重にこの問題を考えておるのでございます。私どもが先般あの御声明を拝見いたしますと、大体こゝういふやうなことがあつたわけであつたのでございます。すなわち今回の改正といふものは、民主的教育制度を根本的に変えるものであり、教育に対する国家の統制の復活を促す傾向がはつきりとしたしておるということをやつたておられるのでございます。私どもも、もしも今回の法案がさうな事実を明瞭に持つておるものであるといたしますならば、必ずしも私どもは今回の法案に賛成をいたさうというやうな気持はないのでございます。従ひまして、この法案のいづれの点が、先生方の御表現によりますれば、民主的教育制度が根本的に変革され、しかも国家統制といふものがこれによつて復活をされるというまことにおそれるべき表現をもつて御発言に相なつておりますが、この法案のいづれの点にさうなことが明確に看取できるのであるか、なぜそのやうな御見解をお持ちになるやうになつたかといふ、まず根本のお考えについて先にお教をいたしたいと思ふのであります。

○矢内原公述人 具体的に二、三の点を申せといふことでありますが、教育委員の選挙をやめて任命制にするといふことでございます。任命する際には、それは選挙によつて選ばれた地方

団体の長が選挙によって選ばれた地方議会の承認を得て任命するんだから、こう民主主義である、こういうお説があるわけだ。私も、それはいろいろ、なほかの選挙で考えましても、任命制ということ、それ自体はどう考えても——ことにこの教育のような問題で考えますと、民主的ではないように思う。私は中央教育審議会の委員の一人であり、中央教育審議会の委員は、国会の承認を経て文部大臣が命令を下されるわけであり、これは民主的に選ばれたとすると、形は国会の承認を経て文部大臣が任命なさいますけれども、われわれ自身は、これはやはり文部大臣のお考えで事実任命されておられると思う。実際の手続も、国会が一々審議なさることもできない。だからして選挙を改めて任命にするということ、そのことが教育の民主化ということから考えると逸脱して、これが一つ。

それからその次の点は、教育長の問題でありまして、これは詳しく申し上げることもないのですけれども、文部大臣が教育長をずっと都道府県から市町村まで通して指導監督ですか、つまりいろいろの注意を喚起するなりなさることができるようになっておられるわけがあります。だからして、その線で行くならば、文部大臣のお考えでもって地方の末端に至るまで、ある教育方針を徹底させることができるだろう、やろうと思うならばできます。やろうと思わなければできないかもしれないが、やろうと思わなければできないような制度になっておる。それでは国家統制に近づくのではないか。

それからそのほか教材の問題です。ね。先ほど申しましたように、これは教育委員会に属するなり、認可を得るなりということになっております。その教育委員会というものは、今言ったような手続でできておまして、そういうある教材の副読本ですか、あるいは教育映画ですか、採用したことが、いかに悪いのということ、文部大臣が言えるようになっておる。教育の末端に至るまで全く政府の方針が徹底するのじゃないか、そういうことを私も民主化の危機と考えておるわけであり

ます。○町村委員 私、実はただいまの先生のお説を承わっておりまして、さらに私もこの法案の内容を検討してみまして、どうも少しこのたびの大学の総長の御説明は、十分に法案の内容等につきましても御検討ができていないのじゃないか。いわば改正をするという声を非常に大きくお聞きになりまして、そうして実体を十分にお考えにならないで、直ちに今の教育制度の根本であるところの民主化なりあるいは中立化あるいは地方分権というものを、根本的に破壊しようという考えでこの法案が立案されておられるのか、うな、お説を承わったのでありますけれども、今回の法案の内容を見まして、どうもそういうように私もには受け取れないのでございます。今回の法案によつて、たとえば文部大臣が地方の教育委員会に對しましては御承知の通り指導、助言、勧告あるいは援助ないしは違法等の措置の場合の措置要求をするというようにございまして、私は、何らこの地方の教育委員会の自主性というものは、これによつ

てくつがえされるというようなことは、ないのじゃないか。しかもこれを完全な国家統制だということでは、どうも私は事態を多少誇大にお考えになり過ぎているのじゃないかという感じが、私もにはいたしてならないのであります。先生、先ほど第一点において、民主主義というものは、結局警察とか教育というものは完全に政治から分離するというのが民主政治の根本原則であるということをお承わったのでござい

ます。人民自身が管理するという建前をとらなければならぬということをお強調に相なつたのであります。私は、どうもこの点につきましても、多少の疑問を持たざるを得ないのでござい。私も民主主義を破壊しようという考えは毛頭持つものではないと。しかしながら、今日われわれは次代の青少年を育成していかねばならないというこの重大な問題に關しまして、国家なりあるいは文部大臣というものがほとんど何ら関与することができない。ことに違法なことが行われておる、不当なことが行われておる場合においても、それに対していはば是正をする、矯正をするということが民主主義破壊であるという名のもとにおいてさうなことが一切拒否されるということ、どうも私もには納得のいかない点なのでございまして、今回の法案は、まことに今日の教育の現状から見ると、最小限度の国家の介入を認めようということを考えておるにすぎないの

に對しまして、私もはただいまの先生のお説には、今なお納得いたしがたい点があるわけですが、その点を

もう一度お教えをいただきたい。○矢内原公述人 私は言葉争いはいたしたくないのでござい。それで、先ほど陳述いたしましたときにも、最後に申しましたように、全体の傾向というのを考えますと、傾向を初期に早く見まして、それが論理的にどういうところまで行けるかということ、考えるわけでございます。今は、教育委員会の制度は制度としてこの法案においては残して残して残して、それから文部大臣のいろいろの、俗な言葉で言つて発言権、これも大臣が命令するとかなんとかいう言葉を使つてお

ません。だから、民主主義は残してお

し、指導も、またさうして足らざる

と、これはそれによろしいんだとい

う先生方のお考えでございまして、

れませんが、私はかりにそれは傾向であるという点を認めるにいたしましても、どうも今日、文部省というものは存在をいたしておりますけれども、また地方の教育に對しまして、実は全く無権限な状態であるということ、これはそれがよろしいんだという先生方のお考えでございまして、

なっております。政治の立場から申しま

す、実は教育の問題は最も重大な問題である、何とかして世界の国際競争場裏に出まして負けないようになり、日本人を作るにはどうしたらいいかという点について、私もはやはり政府といたしまして、私どもはやはり、指導もし、またさうして足らざる

今回開く必要があるのじゃないかというように考えておるのでございます。さような傾向をここに開き始めると、再びいわば日本をファシズム化するようなことになるから、今のうちに芽をつんでおけという先生のお話に對しましては、私もよくわかるのであります。私も、今後これをどうしようという方向に持っていくかというように、なつものは毛頭ないのでございます。毛頭ないものではございませんけれども、しかしそうかといって、今の現状をこのままに放任しておくということもできないのではないかと、その非常な苦心の現われが今回の法案になつたというように私も考えておりますが、その点はいかがにお考えをいただきますか、もう一度お教えをいただきますのであります。

○矢内原公述人 私の考えを申し上げますと、学問、教育は、原則的に自由であることが一番発達すると思うのです。ですから文部大臣の任務というものは、学問、教育、言論、思想の自由を擁護すること、これが文部大臣の第一の任務であります。それから第二の任務は、できるだけ金をつけて下さる、予算を下さるということです。それが文部大臣の任務だと思ふのです。それで今お話しになつたような御心配の点、何が行われていても文部大臣がどうもできないじゃ困るというけれども、文部大臣のほんとうの職責というのは消極的なものだ、私はそう思います。それで、心配のあまりに何かなさろうなさろうというところが危険であつて、これは民主化の傾向を——あなたの方の主観においては、意識においては民主化を損なうつもりはないということですから、私

も、制度というものはできてきまして、それが、第一は制度の運用に當る人の心得もありまされども、教育のことに携わつておる者と学問のことに携わつておる者などが敏感に感ずる点は何か方法が間違つてゐるのじゃないか、そういうふうな思ふわけであり

も、制度というものはできてきまして、それが、第一は制度の運用に當る人の心得もありまされども、教育のことに携わつておる者と学問のことに携わつておる者などが敏感に感ずる点は何か方法が間違つてゐるのじゃないか、そういうふうな思ふわけであり

も、制度というものはできてきまして、それが、第一は制度の運用に當る人の心得もありまされども、教育のことに携わつておる者と学問のことに携わつておる者などが敏感に感ずる点は何か方法が間違つてゐるのじゃないか、そういうふうな思ふわけであり

も、制度というものはできてきまして、それが、第一は制度の運用に當る人の心得もありまされども、教育のことに携わつておる者と学問のことに携わつておる者などが敏感に感ずる点は何か方法が間違つてゐるのじゃないか、そういうふうな思ふわけであり

も、制度というものはできてきまして、それが、第一は制度の運用に當る人の心得もありまされども、教育のことに携わつておる者と学問のことに携わつておる者などが敏感に感ずる点は何か方法が間違つてゐるのじゃないか、そういうふうな思ふわけであり

も、制度というものはできてきまして、それが、第一は制度の運用に當る人の心得もありまされども、教育のことに携わつておる者と学問のことに携わつておる者などが敏感に感ずる点は何か方法が間違つてゐるのじゃないか、そういうふうな思ふわけであり

は先生にも一つよくお考えいただきたいと思ふのでございます。もちろんこれは先ほども申し上げた通り、運用の問題でございますからして、今私どもが懸念をいたしておりますような一部の者によりまして、あるいは民主化の名において、中立性確保の名においてこれが乱用されておるといふ事実が、あるいは長い目で見れば改善されるかもしれない。しかしながら私どもの見るところによりまして、これを一日放置いたしておきますれば、民主化の名においていよいよ民主化が乱用され、結局日本の教育というものを違つた方向のファシズム化の方向に持っていく危険があるんじゃないか、それで、私どももいたしましては、今回の法案を最小限度にもやりたいんだ、こう申し上げておるのであります。これが先生方によりまして、民主的制

いたしましてお話を伺ひまして、いろいろ地方の実情も伺つたのであります。けれどもその結論は、弊害はあるけれども、やめてしまふよりは育成した方がよろしいということであり

が非常に赤字であるから、教育委員会制度に對してどういふような改革を加えなければならぬ、骨抜きにしなければならぬ、そこが一点あるようであり

が根本的に破壊され、国家統制が始まるんだというお話を伺ひまして、私どもはまことにみずから意外とし、ほんとうに心外にたえないのでござい

す。しかし先生方のお話のあるところは、私も今後は今後の運用に十分注意して参るといふことはつきり申し上げておくのでござい

○矢内原公述人 最初の財政の問題、これは二つありまして、教育委員の選挙に費用がかかる。これはどのくらいかかるか知りませんが、おそれる。これは比較的小さい問題で、むしろ教育に關する予算原案の交付権を教育委員会が持つておる、地方財政から見

て参るといふことはつきり申し上げておくのでござい

○高津委員 ただいまこの教育委員会法の改正法案でいくと、教育の政治的中立性をゆがめられるし、言論、思想の自由を脅かすというお話を承つたのであります。私たちも、かねてさういふふう

○高津委員 ただいまこの教育委員会法の改正法案でいくと、教育の政治的中立性をゆがめられるし、言論、思想の自由を脅かすというお話を承つたのであります。私たちも、かねてさういふふう

○矢内原公述人 二点を申し上げま

○高津委員 ただいまこの教育委員会法の改正法案でいくと、教育の政治的中立性をゆがめられるし、言論、思想の自由を脅かすというお話を承つたのであります。私たちも、かねてさういふふう

○高津委員 ただいまこの教育委員会法の改正法案でいくと、教育の政治的中立性をゆがめられるし、言論、思想の自由を脅かすというお話を承つたのであります。私たちも、かねてさういふふう

すが、国立大学の予算について、文部省においていふ御努力下さいませけれども、結局大蔵省に大なたを振られてしまします。なかなか教育予算というのは割られるおそれのあるものであります。その財源をどうするかというのをいふも言われませう。これは国の政策の大方針に關することですけれども、防衛費の予算を一割減するならば、国立大学の必要な建物は一年に建ててしまします。防衛費を一例にとりましたけれども、防衛予算にどのくらい予算を組むか、教育予算にどのくらい組むかという問題になると思ひます。だからして、これは国の問題であります。地方議會においても、地方の財政の赤字を防止する、あるいは除くためにはどうすればよいかということ、結局日本の国の財政の立て方で見れば国の交付金とか、あるいは財源関係でも、国の財源を地方の財源に移すとか何とかいう財政措置が必要になるわけでありませう。今は地方の財源を大部分国が吸上げて、交付金という形で出しております。そのときに、国の予算の立て方というものがありませんから、たとえば防衛費の予算あるいは恩給予算という方にどかつといつてしましう。そういうことから起つてくる地方財政の窮乏のしわ寄せを教育に持つてくるということ、非常によくないことじやないか。地方財政の赤字を救う道は別にお考え下さるのがよいのであつて、教育予算は削らないようにといふ一つの制度として今日の教育委員會の予算原案送付権があるのでありますから、これは維持したいと思ひます。

第二の点は、民主主義過剰といふこととて選挙が多過ぎるということでありませう。これは考え方にありますけれども、やはり選挙を通して国民が公けのことに對して関心を持つといふことは少くないで、そういう風習なり考え方を養成していく方がよくはないか。

第三の点は、立候補者が少ないということでありませう。これも関心を高めたいくはかはないと思ひます。それで投票率が低い、候補者が少いから任命制度にするといふことは、失うことの方が多のじやないか。日本の民主化といふ点から考えまして、ますます民主化を行きわたらせないで、やはり任命の方がいいといふことになつてくる。民主化に反對するやうな風潮を養成することになるのじやないか。ここは、もう少し年数をかけて選挙の趣旨を普及させていくことがいいのじやないか。

私は、イギリスやアメリカから来る大学の教授たちにたびたび会うことがあるのですが、日本の今日の選挙の事情を話しまして、民主化はほど遠いと嘆息をします。イギリス、アメリカの大学の教授たちは慰めてくれまして、イギリスやアメリカでも最初はそうだった、最初から選挙がらつぱに行われた時代はなかった、五十年、六十年かかつたらう、日本においてもそれだけの訓練をしていけるならば、民主主義の発達した国になるでしょうといふことを申されております。

○高津委員 今議長からお話を聞きましたが、議長は、この法案を非常によく研究なさつておられ、日本の現在の政治の憂うべき傾向をよく考へておられる。戦前の国会の政治が變な方向へ

いった場合に、自分たちが元來否定している枢密院に淡い望みを託して、あそこがしっかりしてくれればと思つた時代があつたのでありますが、今こういう道コースが足並みをそろえて押出しだした場合には、議長のような識見を持たれる方が良識を持って声明を發表されて、あらゆる學界がこれにともに立つて立つ、こういう状態を私は非常に感謝しておるのであります。私はもうこれ以上問うことは何一つございませぬ。(笑聲)

○佐藤委員長 並木芳雄君。

○並木委員 私は、きょうは矢内原さんのお説だけを擇んで引き下ろうと思つておつたのですが、承つておる間に、やはりどうしても突つ込んでお伺いしなければ消化しきれない点がございませうので、簡単に御尋ねをいたします。

先ほど来制度上において欠陥がある、一般行政から教育と警察を分離することが民主主義への道である、かういふお説がございました。それは私も肯定いたします。確かにいへば、警察とかあるいは教育を利用してファッショ化への道をたどつた傾向もあつたでしよう。しかし今は、もう全体が民主主義の体制のもとにあるので、たゞいまもお話がありましたように、枢密院とか枢密顧問官を社会党の委員が持ち出すというのは、私は夢にも思わなかつたのですが、天皇のもとに欽定憲法をやつた時代とは今はまるつきり違つて、それで、こんなことを申してはななですが、われわれが國權の最高機関です。これが最上です。これを、先ほどから矢内原さんのお説を聞いておると、民主主義のもとに打ち立てら

れた最高の機関で定められることをも信用なさらない、そういうやうな悲観論が出てくる。もちろん矢内原さんは非常に遠慮されて、これは傾向である、動向である、だからそういうものが芽を出さないうちにとおっしゃいますけれども、それならどうしてそれを防ぎ得るか、これが問題だと思つたのであります。私は、こゝで定められることが一番民主主義の原則に行われるものであつて、その行き過ぎがあるとすれば、それこそ最高裁判所の制度もございませう。それを領學である矢内原さんの主観論をもつてきめつけてしまふことは、これは國會輕視といふことになりはしないか。民主主義のもとにでき上つたその制度そのものを、あなたが一番守ろうとする制度そのものを否認する學者的考へ方になるのではないかと思つたのですがその点いかがでございませうか。

○矢内原公述人 驚きましたお尋ねでございませうが、國會で法律としてきまれば、これに従うのは國民の義務でございませうけれども、その法律案を、あるいはできた法律を批評するといふことは、これは國民の自由です。それは、國會議員は選挙によつて選ばれたものですけれども、國會議員が主権者であるわけでもないことは、これはもちろんです。それで國會でおきめになることや、あるいはおきめになつたことを批評ができないといふことでは、これはもう政治の進歩はななく、國會議員による専制政治になります。これは批評があつてこそ、次の總選挙において現在の代議士でお出になる方もありますし、お出にならない方もあります。(笑聲)

ですから、批評は自由であると私は考へております。

○並木委員 もちろん批評は自由ですけれども、その批評は、やはり無責任なものであつてはならない、そこに限界がある、それを私はお伺いしておる。この間私の息子も実は大學を出て、議長のお話を聞いて、家に帰つて、おやじも少し氣をつけないければいけないといふことを言つた。(笑聲)ですから、もう矢内原さんの影響というものは大なるものです。そのときに、やはり御自分で高いところからごらんになって、高い批評眼でごらんになるから、いかに危ない危ないといふふうになる。それをそのまゝおまゝに思つてしまつと、それによつてこうなる影響といふものは莫大です。私の聞きたいのは、ファッショ化へ今進行する面があれば、それをもう少し具体的に示してもらいたい。われわれは、民主主義のもとにおいて選ばれてきた國會議員で、その國會議員の議すること、特に目立つた欠点がありますか。あなた、先ほど来公選くらいいいものはない、任命制はかえつてよくないのだと言つておる自己のお言葉を否定するやうなことになるやせんか。いかがでしよう。何かわれわれ國會議員のファクターの中にこういうものがあるから、このままに放置しておいてはこれ多数は危ないのだ、多数だけれどもこれは危ないのだ、そういうことがあつたら御指摘をしていただきた。そこまでするの、ただわれわれと遊離した官僚制への道をたどつていく、その心配があるのだといふことを國民に植え付けてしましう。それを私はおそれているの

であります。

○矢内原公述人 ちよっとお尋ねの趣旨がよくわからないのですけれども、国会議員の行動、たとえば汚職の疑いとか、そういうことでございますか。汚職の疑いがあるとかないとかいうことでございますか。それとも、どういうことでございましょうか。

○佐藤委員長 国会議員にファッショの傾向があるかどうかということ具体的に説明してくれということ

○並木委員 全体の動向がそうだ、憲法改正にしても、小選挙区にしても、放逐法にしても、教育委員会制度の改正にしても、動向がある動向があるとおっしゃるから、その動向をもう少し具体的に説明をしていただかないと、あなたの主観だけに終ってしまおうと言っているのです。

○矢内原公述人 それは、国会議員ではなくて、法案という具体的な事実について私は申し上げておるわけなんです。法案もしくは審議、論議ということですね。国会議員のどなたがどうということとは私は決して申し上げません。たとえば教育委員会の改正法案というものが今出ております。これを審議なさるときに、どなたがどうおっしゃったかということ、私は少しも問題にしておられないのです。国策という政府の考えでおられることですね。それは、たとえば選挙制を改めて任命制にするとか、教育長の任命がどうであるとか、教科書制度がどうであるとか、それから、これはまだ提案されておらないようですが、放逐法案の問題とか等々がございます。そういうところをすうっと貫いている一つの思想と

いうものがあって、それは教育とか、言論報道とかに対して何か統制が必要だ、野放しはいけない、自由はいけない、統制が必要だという思想だと思ふのです。これは国会議員のどなたがどうこうというわけでは決してない。ただ法案として審議されている事柄、これは印刷して私どもも配りいただいておりますから、内容は承知しておりますが、それについて申し上げたわけ

○並木委員 どうも矢内原さんは、行き過ぎというものがあつたことをお認めになると思うのですけれども、その行き過ぎを是正するという一つの改正案が出てくると、すぐそれが逆のコースをとってしまうというふうな、少し誇大妄想的に、恐怖心、ノイローゼにかかっているのではないかと思ふのです。ですから私は今の質問をしたので、動向々々とおっしゃるから、動向ならば、われわれの要素の中に、官僚統制へ持つていくとか、ファッショ化へ持つていくとか、戦前に復帰することとか、そういうものが最大公約数として認められるかどうか、それをお伺いしたかったのです。特に先ほど来お伺いしていますと、現在の教育委員会というものの存続を主張されている。そのうして、その議論をずっと一貫してたどつていきますと、それでは国にもそういうものを必要とするところまで徹底していかないと、これが通らないと思うのです。どうも総長のお考えは、何ですか、教育というものを一般行政から分離して、いわば第四の権利、立法、行政、司法のほかに、第四の、たとえば教育権といふか、そういうものを打ち立てていかないと、

あなた御自身が永久に解決点が出てこないのではないでしようか。

○佐藤委員長 簡単に願います。

○並木委員 教育優先ということについては、私も人後に落ちるものではないのです。ですから、一つの考え方として、総長が教育というものは行政から分離して、別の第四義的分権にしていったらどうだ、三権分立を四権分立にしていったらどうだというふうな徹底していらつしやるならばいささかわかるような感じがします。たとえば文部大臣にしても、文部大臣はなるべく働かない方がいいのだというふうなふうな、あなたは非常に縮小的に希望されている。そのくせ、また予算はうんと取つておけと言ふ。予算などを取るには、うんと働かなければだめです。そういう矛盾もあります。ですから、文部大臣というものを毛ぎらいしておるならば、煙たがっておるならば、その文部大臣をチェックするところの国としての教育委員会というものの必要を痛感されないでしようか。そこまで一貫して、国にも教育委員会があり、都道府県にも教育委員会があり、市町村にも教育委員会があつて、それがみな公選なんだ、こういうことならば、それで初めてあなたが守ろうとする教育の独立も中立も達成されるのじゃないでしようか。文部大臣は総理大臣の任免権のもとに属しております。だから、あなたの議論からいくと、ほんとうに文部大臣というものが行政に直屬しておるのだ、これこそ教育にとって一番の目の上のこぶかも知れないのです。さればこそ、なるべく働かないで、じつとしていられる御懸念も出るのでしうけれども、もし矢内原さん

んがそこまでお考えになった上に教育優先や教育の独立を唱へ、そうしてこれは第四の分権なんだというところまでの御意見をおっしゃられるならば、きょうの質問はそれで終つておきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

○矢内原公述人 立法、司法、行政のほかに教育権を認めるというところまで私は考えておりません。ただ、一般行政事務の遂行の上においては、教育と警察の問題——教育に限つて申しませんが、これは長い期間を要するということが、それから政治の手段となる危険が非常にあるということ、この二つから考へて、これは特殊のお考えを願いたい。たとえば大学について申し上げますと、大学では、慣例として大学の自治ということと、日本でもある程度行われております。これはぜひともそうしていただかないと、日本の学問の進歩が大へんおくれると考へております。それから地方教育、これは教育委員会制度ができておりますので、そちらの方に、おまかせした方がいいのではないかと、そういう趣旨です。

○佐藤委員長 野原君。

○野原委員 時間の関係もございますから、努めて簡単に尋ねをいたしたいと思ふのであります。

私どもは、矢内原先生のこのたびの改正法案に対する御見解は、すでに声明書において十分存じておるのであります。しかも、その声明書の内容は、御承知のように二つからできておまして、民主主義教育制度を根本的に変える懸念があるというのが一つ、もう一つは、法制上改正を要する点がある

ならば、なぜ適当に審議会にかけてくれぬのかということ、日本の教育を憂へるあまりに、教育に関心をもちたれる総長先生方がこの声明書を出されて、がぜん全国的な反響が呼び起されているのであります。

そこで、私はお尋ねをいたしたいと思ひますが、先ほど自由民主党の町村委員のお尋ねに對しまして、先生は、このたびの法案は反民主主義的な傾向にある、それは放逐法の改正、あるいは憲法の改悪、あるいは小選挙区の問題等々から考へて、そういう傾向にあるという御意見でございしましたが、私に言わしめると、これは単なる傾向ではなくて、実は重大なる内容も持つてゐると私は考へてゐるのであります。その具体的な内容として、実は先ども私は質疑の中で申したのでございしますが、御承知のように、第五十二條第二項にはおるべき内容が書かれてあるのではありません。町村委員は、教育本来の目的達成を阻害しているものがあると認めるときは、是正措置の要求をするのだ、是正措置の要求だけじゃございせんか、こういう内容の質問でございせんか、その第二項を讀んでみますと「文部大臣の前項の規定による措置は、云々として、最後にただし書きがございまして、」ただし、文部大臣は、必要があると認める場合においては、自ら当該措置を行うことができる。』というのであります。私どもは、この内容はきわめて重要であると思ふ。都道府県教育委員会がやつた、市町村教育委員会がやつた、そして教育本来の目的達成を阻害しておるかどうかという判断を政党的文部大臣がやつてのけて、そうして言うこと

を開かなければ、文部大臣の権限において当該措置を行なってしまうのでございませうから、この法律の考え方は、明らかに中央集権の最も大なるものではないかと思ふ。文部大臣によれば、清瀬さんのような民主的な方は存じません、しかしながら、時がかわりますと、どうしても文部大臣が出て参ります、そうしていかんことをやるかもわからぬのであります。この点先生は、単なる傾向という御意見でございしましたが、私も、これは単なる傾向ではなくて、文部大臣が日本の教育を法律制度の上から完全に律してしまふという中央集権のおそれるべきものと考へておりますが、先生の御所見を承りたいのであります。

○矢内原公述人 第五十二条第二項のただし書きの点は、私も法案を拝見して気がついておりました、内容的に非常に重要なことであると承知しております。ただし町村さんのお尋ねに對して傾向といふことを申ししたのは、お尋ねの趣旨が、文部大臣、政府による国家統制、フアッシュ化がどのくらい正面、まっ向正面から出ておるかというふうな趣旨のお尋ねだと思つたのです。ですから、これは氷山の一角と申しますか、一つの傾向である、ただしその傾向といふことは、実体が無いのに傾向といふことをそういう意味で申したのであると申す。いろいろなところに、内容的に、つまり実体的に国家統制の趣旨による立法であればこそ、問題といたしておるわけでありまして、傾向と申したことは、実体的でないことをただ心配するということではありませぬ。こういうことからいくと、この国家統制の道をたどつて

いけば、つまりもつと全般的に、もつと大きい国家統制が出てくるおそれがある、そういう意味で傾向といふことを申したのであります。

○野原委員 第二点の質問でございしますが、これは、同じくたゞいま質疑をされました並木委員のお尋ねに関連をしておるのであります。文部大臣は、政党内閣のもとにおいては政党内閣であり、政党内閣であります。従つて、たゞいま私が申し上げましたように、みづから文部大臣が当該措置を行うことができる、こういうことになつて参りますと、政党内閣が文部大臣を通じて日本の教育全体に干渉してくる、ここに突はおそれるべきものと考へておられるわけでありませぬ。このことは、決して国会の意思を無視するものではない。私は、教育内容について、事ごとに政党内閣が日本の教育全体について干渉してくるということ、国会の意思を無視するものではない、このように考へておられるのでございませぬが、この点に對する先生の御見解をもつて少し承りたいのであります。

○矢内原公述人 すでに繰り返して申したことでありますが、国民の選挙によつて選ばれた国会、国会で選挙された内閣総理大臣、総理大臣の任命する文部大臣、その指導助言もしくは今の必要な措置といふことは、民主的な基礎を持つておられるのだから何をやってもいいのじゃないか、それは民主的じゃないか、こういう議論に對して私は反対をいたしまして、教育といふものは、政治的手段化されてはならない。それから政治の要求によつてたゞたびたび変えられても困る、つまり教育といふことは、ある意味においては政党政治

を越えた国民的な大企業でありまして、しかも長くかかつて結果を見なければならぬことと考へますから、あつたときの国会議員の選挙で多数を占めた政党の基礎に立つて、国民教育に對してある指示を与える、指導を与えるといふことは、形は民主的であつても、教育の本旨から考へて非常に間違つたことじゃないか、こういうふう

に考へております。

○野原委員 この質問で終わります。たゞいまから申し上げます質問は、先生も御承知のように、この国会に臨時教育制度審議会設置法案が提案をされまして、すでに衆議院では通過をいたしましたのであります。そこで私も、この臨時教育審議会の審議の際に、中央教育審議会と関連した問題といたしまして、ぜひとも中央教育審議会のお方々においてお願いをいたしてお尋ねをしなければならぬ、このように考へておつたのでございませぬが、残念ながらこの公聴会に一切を譲るといふことに了解がついておられますので、お尋ねをいたしたいと思ふのであります。

私は清瀬文部大臣に質問をいたしました。その応答事項を速記録をもつて申し上げて、先生の御所見を承りたのであります。速記録にこう尋ねておるのであります。「中央教育審議会は独立日本の教育のあり方を検討するものではなかつたのかどうか、中央教育審議会といふものを長い間置いて参りましたか、これは独立日本の教育のあり方を検討するものだったと私は了解いたしておりますが、それは違ふのかどうか、こういう質問をいたしたのであります。それに対して清瀬文部大臣は、「中央教育審議会をきめたの

は独立以前のこととあります。それゆゑに独立後に起りました新たな問題、すなわち教育基本法、学校教育法は国家の教育責任を規定するものとして足らぬのじゃないか、独立後に起つたものは、独立前の立案された中教審では予想しておりませぬ、つまり中教審の実は設置の趣旨、それから何回となく開かれませんでした歴史文相の中教審の總會における演説等をも、実はこの速記の中で申しております。それによつて、占領下の日本の教育制度、独立をいたしましたから、独立後の日本の教育制度について検討をする文部大臣の諮問機関だといふことを明確に言つて

おりますが、清瀬さんは、独立後に起つたものは、独立前に立案された中教審では予想してないのだ、つまり独立日本の教育のあり方を検討するものじゃないんだといふことを実は申しておるのであります。

そこでなお言葉のやりとりがございまして、次に私もどんどん追及いたしますと、最後にこう言つておる。「しかしながら全体を御審議願うにしまして、占領中にやつた根本のことを変えてしまふといふような大きなこととは自然入つておらないのです。占領中にやつた根本のことを検討するといふことは、中教審に入つていないと言ふ。それから次にまた半ば飛びまして、最後に「その当時には予想しておらなかつた新問題が起つたのです。しかもその新問題たるや、教育の根幹にも触れる問題でありますから、ここで新たな委員会を作る」といふ言つておる。つまり独立後の日本の教育のあり方、日本の教育の「根幹の根本」といふむずかしい言葉をお使いになつてお

るのでございませぬが、その根幹の根本を検討する権限は中教審にはない、こゝう申しておりますが、長らく中央教育審議会に籍を置いておられます先生としましては、一体中教審をどのように考へになつて、今日まで文部大臣の諮問にお答えされてきたのかどうか、私どもは、この機会に先生から忌憚のない御意見を承りたいのであります。

○矢内原公述人 中央教育審議会の政令の第一条でございませぬが、目的が掲げられております。今由で覚えておるまじやうが、教育、学術、文化に関する基本的な問題について、文部大臣の諮問に答へ、かつ建議することができ、そういうことが中教審の使命になつております。

私は最初から中教審の委員に任命されて、途中で任期満了になりました。最初にあらためて任命されました、最初から引き続いておるのであります。中教審はどうかということをやつてきたかと申しますと、文部大臣の諮問事項に答へるだけでなく、中教審自身が問題を取り上げて、教育、学術、文化に関する重要事項を研究し、文部大臣に意見を述べ、そういう了解で出され、また最初のころの文部大臣は岡野文部大臣でありました。岡野さんも、そういう趣旨で中央教育審議会にこゝにいさつがございました。そこでまず六三制の検討から始めようじゃないか、つまり教育制度の中心をなす学校体系の検討をやらう、戦後にできました教育刷新審議会の答申を参考にして、政府が御作りになりました教育制度の再検討をやらう、それが時勢に適當しておるかどうかといふことを中教審みづから再検討しよう

ということ、相談の結果、一番下の段階から始めよう、小学校最初の六年についての検討を加え、続いて中学校についての検討を加え、それから派生してP.T.A.の問題とか、それから教育委員会制度の問題とか、それから僻地教育の問題とか、特殊児童の教育とか、それからまた、六三制の一番下から始めては大学までなかなかいかなから、大学についてはまた並行して研究しようということで、大学制度についての検討を始めた。それで委員の改選がありました直前において、大学の入学試験地獄を解消するにはどうすればいいかという問題を取り上げまして、それから短期大学制度というふうな研究をして参りましたので、これは中央教育審議会の設置の目的、政令に掲げられた事項から考えても、また実際にやってきたことから考えても、日本の教育制度全般にわたり、根本的な問題についての再検討を加えてきたわけでありまして、そうしてその諸問され、あるいは建議する範囲も限られておりません。広範になつており、また実行してきたわけでありまして、しかるにかかわらず、臨時教育制度審議会をお作りになったという考えがあることがわかりましたときに、中教審は、文部当局に対して、臨教審と中教審の関係について質問いたしました。ところが、そのときにおける文部次官のお答えは、わからない、研究中であるということでありました。臨教審を設置することは中教審に諮らな問題でありますから、臨教審を設置することも中教審に御付議あるべきだと私は思っておりますけれども、これ

は御付議にならぬで、今度の法案が国会に提出されたわけでありまして。それで臨教審の趣旨、目的を伺いますと、三つも四つもあるようでありまして、教育制度の根本的改革は臨教審でやる。この根本的な制度のワクの中において、中教審はいろいろなことを諮問されたり答申したりする。そういうことは、中教審の権限を不当に狭めた、縮小したものだと思ひます。それで、中教審で審議できないことは何もない。それから、教育の問題は関係するところが広いかから臨教審をお作りになるということでありまして、中教審の委員の数は二十名でありますけれども、いろいろな分野から委員が選ばれておられまして、国立大学、私立大学、それから中学校、小学校の校長もしくは教員、それから財界の人、これも関係、関西というふうに入選されておられます。地方団体の長、たとえば東京都知事、前には大阪市長が入つておりました。それから言論界、評論家、それから特殊の職業分野を代表すると思われる、全然一般的な立場から出ておられる方もありました。ただ国会議員がお入りになつておられないということがあります。それ以外には、中教審は、地方制度に關してでも、教育委員会の委員及び学術会議の議長、国立大学及び私立大学の人も、小学校、中学校の先生も、評論家もいる、言論界もいる、財界もいる、すべて網羅されておられて、そうして皆さんしかるべき方であつて、教育の根本問題について付議されるにふさわしい方々だと思ひます。国会議員がお入りになつておられないということは、これは教育に政党的な色彩を加えないという考慮から出

ておることであると私は解釈しております。中教審の組織の立て方はきつめて適當であると思つております。臨時教育制度審議会において審議されることは、教育の根本問題である。第一には、教育に關する国の責任を明確にする。第二には、教育基本法を改正する。民主主義だけでは不十分であるから、何か教育基本法を改正して、民主主義以外のことをお加へになる。第三は、教育制度、ことに大学制度について研究してもらふ。そういう非常な重大なことを、存続期間二カ年を予定されておる臨教審——三十一年度の予算は八十三万五千円、中央教育審議会の予算は百六十万円で、倍の予算があります。それで中央教育審議会が、今申しした通りに二カ月に三回總會を開き、さらに臨時特別委員会を開き、専門委員もでき、参考人も呼んで勉強してやつて参つたと思ふのであります。その中教審の半分の予算で、存続期間二カ年という間に日本の教育制度の根本に關することを、教育基本法の改正であるとか、教育制度、ことに大学教育に關する根本的な改革であるとかをやつてしまおうとなさること、私は、私どもは非常に心外というか、全く心配に思つております。そうして、中教審があるにかかわらず、これを素通りしていろいろの、たとえば教育委員会の法案とか、教科書法案——あれは諮問されたけれども、教育委員会の法案を提出されたり、臨時教育制度審議会なんかを作つたりなさることを見れば、政府が諮問機関というものをどれほど重んじておられるかということについて疑いなきを得ない。臨時

教育審議会をお作りになつたところが、果してそれをどれほど尊重なさるかどうかということも疑わしい。そういうものをお作りになる必要がないのではないかと私は存じます。○野原委員 簡単に終ります。先生方が声明書を出されてから、これを反響する声明書が自由民主党から出たのであります。それを私も読んでみますと、教科書については、中教審に諮問しておるじゃないか。都合のいいときには中教審が出されておりますが、今回のこの教育委員会の最も重要な諮問は、中教審に出されてない。時間になつたから、こういう苦しい弁解のようでありまして、こうなりまして、何のために一体政府は、国は教育審議会というものを置いておるか、まことに不可解にたえないのであります。今日の中央教育審議会では、自分たちが考へていふような答申をし、てくれないから、そういう場合に諮問をしない、中教審というものが自分たちと同じ意見を出してくれないから、国会議員を含めた自分たちの思つていふ方向に動く臨時教育制度審議会を作ろうという下心であるとするならば、私は日本の教育を党利党略によつて誤るもまたはなはだしいといわなければなりません。私どもは少数ではありますけれども、これらの問題については徹底的に追及をいたしまして、清瀬文部大臣の責任を究明したいと思ひます。このことを申し上げまして質問を終ります。○佐藤委員長 稲葉修君。○稲葉委員 公述人に學問、研究、教育と政治との關係について、つまり教育の政治的中立性ということに關して

御質問をいたします。私は教育、研究、學問等が、直接人類の文化、すなわち學問的な真理、道徳的な善であるとか、あるいは技術的な美であるとか、そういうことに直接携わる重大な役割を負うことはもちろんでありまして、學問的な内容、教育それ自体の内容、技術的価値への政治権力の介入は厳に慎まなければならぬと思ひます。政治は、それら直接の人類文化の創造者ができるだけよき環境において個人的才能を伸ばすということに、社會環境を育成する役割を持つていふものと思ひますので、教育行政、なかなく教育財政等につきましては、国あるいは地方公共団体、あるいは議會も、つまり政治の分野においてその責任を負うべきものと存じます。その責任の負い方が、このたびの法案において著しく教育内容それ自体に關与するように世間ではいわれておられるようでありまして、その点について、この法案のどこが教育内容それ自体に政治権力の入つていくおそれがあるのですか、御指摘を願ひたいと思ひます。○矢内原公述人 たとえば四十八条でございまして、文部大臣はこれこれに必要な指導、助言または援助を行うことができる。第二項に例示としてお示しになつておるそこを見ますと「学校その他の教育機関の設置及び管理」第二号は「学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱その他の学校運営に關し」云々。それから「保健及び安全並びに学校給食」「校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習

会その他研修「あと十一ほどあります
が、省略いたしますけれども、こ
う事柄について文部大臣が助言援助を
行う。そうして、そのやり方が不当で
あるとお認になったときには、教育委
員会を通し、あるいは直接に是正また
は改善のため必要な措置を講ずること
ができる。これはきわめて具体的に書
いてあると思います。

○稲葉委員 この教育内容それ自体
と、その教育の伸びていくための社会
的環境の育成、すなわち教育行政とは
区別して考えるべきものであり、前者は
教育者が担任である、あるいは学者研
究者の担当である、後者はやはり政
治の分野の担当ではないか。その後者
において、文部大臣なりあるいは議
会なりが現在の制度において十分であ
ると認めた場合に、これを改革してい
くことが妥当であるか、それは全然い
けないことであるか、それらの点につ
いて御見解を承わりたいのです。

○矢内原公述人 どういうことでござ
いますか、教育の内容以外に学校
を建てることか……

○稲葉委員 学校を建てることか、それ
から教育委員会は地方自治体として財
政的な負担もあるとか、従ってそうい
う負担を除いて、むしろ教育の施設設
備等の充実に充てた方がよいとかいう
判断は、それは政治的判断であつて教
育者自体の判断ではないというふう
に思うのですか、いかがでしょうか。

○矢内原公述人 教育者自身は、学校
がなければ教育できませんから、学校
がほしい。たとえば雨天体操場もほ
しい、体育館もほしい、それから実験
設備もほしいですが、みな金に關係のあ
ることですから、教育内容というもの

が物的設備から宙に浮くことは絶対に
ない。また人事、先生、教員ですね。教
員の数から宙に浮くことはない。だか
ら教育者は教育内容のことを考え、教
育の技術を考えて、その実施のことを
考えることは、必ず物理的的設備の
裏づけを考えます。これは教育者がそ
れを考えなくてもいいというわけにも
いかぬ。ところが教育者自身が財布を
握っておるわけじゃないから、それは
お金を下さいといわなければならぬ。
それを地方議会に申し出るわけであ
る。地方議会はそれだけ金をやるとか
金をやれないとか、これは政治の面
です。

○稲葉委員 教育それ自体と政治との
関係について、教育の政治的中立性とい
うことが重要であります。政治か
らの教育の中立性と同時に、教育者の
政治への中立性も同等な比重において
重要だと思ひますが、現在の日本の教
育行政制度のもとでは、その中にこ
のたびの教育委員会制度も入るわけ
ですが、政治からの中立性は世間に非常
に強く主張されるところであるけれど
も、教育者の政治への中立性というこ
とについては、著しく偏向があるよう
に思ふのです。たとえば教育者団体、
つまり義務教育職員全体が団体を結成
して、これを労働組合として総評の傘
下に加盟しておる。そしてこれが政治
的な重大な問題について、教育的な真
実性というものは個人の判断にゆだね
らるべきものを、決議等でもその結論
を出して、そうでない者をも決議で束
縛して、そうして一定の方向に政治
活動をするということは、教育者の、
あるいは教育権の政治への中立、政治へ

の不関与ということを書し阻害する
現況にある。そういう点については、
やはり国家としては、あるいは政治権
力としては、その政治への中立、政治
と教育との相互侵犯すべからざる分界
を守るために、ある種の改正を加える
ということはやむを得ぬことだと思
うのですが、その点については、公述人
はいかにお考えですか。

○矢内原公述人 今問題になつてい
る教育委員会制度の改正に直接關係のな
いお尋ねのように思ひました。「あり
ますよ」と呼ぶ者あり。しかし、つま
り教育委員会の選挙を改めて任命制に
するということのようなことがそれに関
係があるかどうか、私にははつきりわか
りません。が、一般的にいひまして、
教育の政治的中立というものは、これ
はちゃんと法律にも明記してあること
であります。特定の政党を支持
し、もしくは支持しないことがきめら
れておるのであります。

○稲葉委員 ただいまの公述人の御見
解は、政治への中立も大事である、法
律にも明記してある、こういうのであ
ります。現在の義務教育職員が団体
を結成して総評の傘下にあるというこ
とは、総評が特定政党を支持する労働
組合の総評議定会であるという事実と照
らし合せて、公述人も教育者として、
教育上の問題としては全然問題になら
ないことであるか、あるいは政治と教
育との紛糾を来たす重大な問題である
とお思ひになるでしょうか、その点お
伺ひしたいのであります。たとえば、
大学自治についての公述もございまし
たが、大学の教授たちは、これは自分
の判断で、現在政治問題化しておる憲
法の問題とか、あるいは軍備の問題で

あるとか、そういうことについて政治
学の教壇において、あるいは法律学の
教壇において、その学生に自分の学説
を説くことは自由に行われておる。け
れども大学教授が団体を結成して、個
人のその見解を決議で縛って、団
体全体で個人の研究の自由を束縛して
いくという方向は見受けられないけれ
ども、義務教育職員においては、そう
いう傾向が明確にあるのです。そうい
う教育者の態度というものは、教育と
政治との紛糾を来たすものではない
か、そういう方向があれば、やはり国
家は国家の自分の立場から、政治権力
の立場から、教育のそういう間違った
方向に対して、あるいは教育委員会の
改正、あるいは教科書法の改正、そう
いう立場から、そういう問題につ
いて、中立であるような教育行政上の雰
囲気、自由な立場で、個人の良心に
従つて才能を伸ばしていくという教育
者の立場を自由にするために、これに
規制を加える、団体的な決議で束縛す
るような方向に対しては、規制を加え
るということが、国家教育行政権者の
任務ではないかというふうに私たちは
思うのですが、いかがですか。

○矢内原公述人 教育に従事してお
る者が組合に加入していいか悪いか、教
育に従事する者が労働組合に加入する
ことを禁ずる方がいだらうか、(そ
んなこと問うていない)と呼ぶ者あり。
いや、ちよつと聞いて下さい。それ
は、組合に加入するのは自由である、
自由にした方がよいと思ふのです。教
育者であるがゆゑに市民活動を禁ずる
ということは、これはなすべきではな
い。それから組合に入つて、労働組合
が組合法にきめておることに違反した

場合には、これはいけません。けれど
も、労働組合法で認められている行動
をいたしましたときに、その場合は組
合員ですから、組合の規則に従うとい
うことは当然だと思ひます。ただそれ
が特定政党を支持しとか、支持して
はならないとか、そういうことをもし
も組合で決議するならば、これは組合
として自殺です。また教育者の任務に
反することです。それはいけません。
○佐藤委員長 稲葉君、なるべく簡単
に願ひます。

○稲葉委員 これで終わります。きわめ
て明快な御回答を得ましたので、われ
われも自信をもつて、今日まで義務教
育職員団体が特定の政党を支持し
るという指令を發し、特定の候補者を支持
しるという指令を發してきた事実にか
んがみまして、国家の立場から教育の
あるべき姿にこれを直して、自由な立
場——決議等に縛られないで、個人の
自由な良心、責任において行動できる
ように、そういう雰囲気を作っていく
ために諸般の改正をしたい、こう考
えるのですが、それは非常に間違つた考
えでしょうか、この点だけを承わつ
て、今後の審議に資したいと思ひ
ます。

○矢内原公述人 それは、組合法の改
正などを、もし必要であればなされば
いいので、教育委員会制度とは私は関
係ないと思ひます。

○佐藤委員長 山本勝市君。時間が
ないので、なるべく簡単にお願ひし
ます。

○山本(勝)委員 簡単にお伺ひします
から、簡単に要点だけお答え願ひた
いのです。二点ばかりお伺ひいたし
たい。

第一点でありますが、南原前総長並びに矢内原総長その他の学者の方が非常に熱心にこの法案に反対しておられますが、私が察するに、先生方がああいうふうに反対されるのは、ただこの日本の法案がどうというよりも、最近の日本

○矢内原公述人 おっしゃる通りでございます。

○山本(勝)委員　それで私は、それを

非常に敬意をもって、今後もお気づきになった点、民主主義に反する傾向があったら、忌憚なく強力に発言していただきたいのであります。これは私は、こっぴどく申し上げるのではありません。

ただその第二に私はお伺いもし、御了解も得たいと思うのでありますが、主權的にそういう民主主義を守る熱意で動いておられるということがよくわかる。またそれに敬意を表するのですけれども、その公述される中身をずっと承わっておりまして、保守系統の人物を十分に説得することがむずかしい点があると思うのは、それはなぜかと言いますと、私自身がそういうふうな先生の立場をよく了解しながら、なおかつそのままずっと受け入れられないものを感じますのは、われわれもまた民主主義を守ろうとしてからだを張っておるのだということに対する御了解が、少し足らぬのじゃないかという点であります。つまりどうも保守政党の連中は逆コース、自衛隊を作り、再軍備をやり、再び侵略戦争をやつて明治時代のあの帝國主義の郷愁にかられて動いておるんだといったようなことが、南原さんの、昨日の夕刊などにもちよつと座談会の記事が載つておりましたけれども、そういう考え方がどうも皆さんの中にみながつておつての發言のように思うのでありますけれども、それは非常な誤解であつて、われわれ自身も民主主義を守るためにはからだを張っておる。少くとも私自身はそうなんです。私だけではありません。私の黨の中にそういう方が——例外はあるかもしれませんが——けれども、それはきわめてまれなる例外で、大多数は同じ考えを持つておる

のであります。ただわれわれは、やはり民主主義の危機を現実の動きのうちを感じておるのですが、その民主主義の危機を感じておる感じ方といえますか、ポイントが少し違うんじゃないかかと私は思う。つまり矢内原先生なんか

一種の全体主義というものの危機を感じずるわけです。これはこまかいことには申しません。ここで時間もないのにいろいろ現実の事実は申しませんけれども、今日の日本の教育の中に、軍国主義的な意味の全体主義あるいはファシズム

ズムの危機、そういうものは私は感じませんけれども、それとは違って、つまり共産主義ないし容共的な、つまりロシアのやり方あるいは中共のやり方、これは矢内原先生の考えからいえば、全体主義に相違ない、そういう全体主義的なものにあこがれるといえますか、それをたたえるというふうな空気が教育の中に確かにみなぎっている。これをこのままおいたら大へんだというところがわれわれの頭にくるので、つまりほんとうの民主主義、基本的人権、自由というものを基本に置いた民主主義というものをわれわれは考えるのでありますが、その民主主義をからだを張って守ろうというわれわれから見ますと、こういう共産主義的な全体主義への動き、そういうものを賛美する空気が教育界を支配するといふことを放任しておいては、日本の民主主義は保てないと思う。われわれの与えられた権限といえますか、国民から委託された職責において、食いとめられる限りのことは何とかここで食い止めなければならぬ、こういうふうに感ずるわけでございますが、矢内原先生は日本の教育の中に、ことに義務教育の中に、そういう中共とか、ないしは共産主義的な、先生のいわゆる全体主義的なものを賛美するといったような、そういうトレンドというか、テンデンスというものをお認めにならないか、なるかという点を伺いたいので

あります。

○矢内原公述人　日本の教育界の全体のことを私に尋ねられましても、申し上げる力がありませんが、共產主義と共産党というものは一応山本先生も區別してお考えだと思えます。それで其本的人権、個人の自由と責任、これは民主主義の基礎であります。そういうものを否定するということは反民主的である。従つて實際の政治のやり方でも、共産党もしくはファッショの思ふな全体国家は、個人の自由、言論、思想の自由を束縛する、これは私も反対であります。日本の教育界の大勢がそういうであるか、あるいはそういう傾向が顯著にあるかという、私はそう思いません。個々の人はそれはあるかもしれませんが。それは教育界のみならず国会議員の中にも共産党の方が出ておられるくらいですけれど、個々の人はあつてもいいものは、共産党礼賛とか、共產党的がいいとか、そういうことはななと思ひます。私が危機を認めましたのは、私も、大学の学生の政治運動が盛んなときには、共産党系の学生とも接触がございましたけれども、これは今は静かになつてゐる。私が民主主義の危機と申しましたのは、日本の国はとにかく民主化されるような、全体の仕組みがそうなつておりまして、そのもとにおいての議論であります。たとへば、清瀬大臣がおられますけれども、おられるところがちやうどいいと思ふのですが、衆議院の臨政審設置法案の御審議のときの速記録を私は拝見したのですけれども、民主主義はけっこうだが、民主主義だけでは足りぬというふうにおつちやつてゐる。それ

政に対する責任というものがまた明確に問われなくてはならぬと思います。従いまして、この教育委員に非行あるいは違法の行為がありました場合には、その責任を問いたし得るものがあるかと思ひます。だから、もしかりに委員の方に違法行為、あるいは健康上の問題とか、あるいは非行とかあった場合に、当該公共団体の議会の同意のもとに首長がそれに当るといふことは、何ら不当な点はないと存じます。こういうふうな委員の責任を問いたし得るという角度から考えていきますならば、公選制よりは任命制の方が都合がよいのではないかと考える次第であります。従いまして、提出されておりますこの法案の第七條に「地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免すること

して私は心配するに当たらないと考えます。公正な民意を代表する云々という問題は、これは手続のこともむろんありますが、それよりも、むしろその人たちの心構えの問題じゃないかと思ひます。幾ら公正な民意によって選ばれても、選ばれたとたんになんぞ返るようなことがもしかりにあるとしますならば、それが果して公正な民意の代表者と言えましょうか。私は疑問だと思ひます。

さらに、教育委員会というふうなもの性格は、教育行政という専門行政事務をやるのですから、非常に科学的、専門的な性格を持つてしかなるべきものじゃないかと思うのです。そこで、行政委員会としての教育委員会の性格は、この専門的な行政をするための行政委員会であるべきである、こういうふうな考えののであります。だから、その委員は任命制による方が好ましいのではないかと、そういうふうな考えます。教育に関する広範な事務執行の責任を持ちます教育委員であつてみますれば、ことに日本のような現状におきましては、むしろ公選によるしろうといじり、いわゆるレイ・マン・コントロールといひますか、そういうものの方にこそむしろ一つの限界があるのではないかと、こういうふうな考えます。今回の改革は、私はここに一つの新しい教育委員会ができたんだ、こういうふうな解釈したいのであるが、そういうふうなならば、この新しい教育委員会が任命制をもつて出発するといふのも、またあえて無意義なことではないと考へます。この新しい委員会が一ぺんやつてみるのも一つの実験ではなからうか、こう考へるのであ

ります。それから、これが先ほど来いろいろ問題となるわけですが、この法案の最も重要な特徴をなしております国の指導機能の強化というものであります。教育というものが国家の重要な機能の一つでございまして、国として教育についても指導機能を持つていふことは、さらにそれを一段と認識して強化するといふことは、何も私は不自然なことじゃない、当然のことだと考へます。しかし、下手をしますと、すなわち運用を誤りますと、いわゆる片寄った中央集権になるおそれがあるわけなんです。しかし、それは運用に当る人の問題であつて、教育のことについて、特に教育行政に關して国が指導機能を強化するといふことは、私は教育の本質を考へてみましても決して不自然なことじゃないと思ひます。なぜかならば、教育は個人の完成という任務を持つていますと同時に、個人を国民的に統合するといふ重要な任務もあるのではないかと考へます。かつて、フランスのデュルケムという社会学者ですが、教育についてこういう定義を下しております。子供らがみずからの立場では決して到達しないであろうような考へ方、感じ方、行いを子供らに押しつけるための計画的な仕事は教育である、こういうことをデュルケムという社会学者が申しておるのですが、むろん、こうした見解は正しい意味におきます保守的な見解でありまして、同時にまた、教育は古きものから解放して新しい秩序なり新しい社会なりに向けて習慣づけられていくといふ面を持つておるわけですが、そのいずれをも了すとすべきで、一

方だけを強調することに誤りがあるのではないかと考へます。同時にそれそれ二つの目標を成立せせなくちゃならぬのですが、その意味におきまして、教育のもう一つの機能であります個人というものを国民的な性格を持たすようにするといふ意味で、国の立場から教育に対して指導機能が発せられてくるといふことは、これは決して不自然な行為じゃないと考へます。しかし、先ほど申しましたように、これを下手な人が下手に運用すると下手な結果になりますから、そこで、国の指導機能というふうなものの強化につきましては、文部大臣が権限行使に當ります場合、特に国会による厳重な監視あるいは規制といふものが必要となつてくるのではないかと考へます。もとより、正しい意味におきます国の指導機能の發揮といふことは、これは前も申しましたように、教育の効果を上げるためのみならず、教育行政の筋道を明確化する、教育行政の系統を明確化する上にも必要であると思へるのです。しかし、これは再三繰り返しますように、下手をすれば、すなわち一歩運用を誤ると、独善的な國家統制に陥るおそれがないでもありませんから、そこは十分當時者の心構えによつてそうならないようになされたいいのではないかと考へます。

たとえば、先般來問題となつております、この原案に見られております第五十二條の問題ですが、文部大臣の地方公共団体の長や道府県の教育委員会に対する是正措置要求の規定のようなものではあります。これは、この条文の規定の運用のいかんによりましては、ときに強権のみだりな発動を伴ひまし

て、地方教育が脅かされるおそれがあると思ふ。すなわち、たとえば、教育委員会の事務の執行が著しく適正を欠くと認められるような場合の認定権が一方的に文部大臣のみにあるといふふうな感じに受け取れますから、そういう著しく適正欠くと認められる場合の認定権が一方的に文部大臣にあるといふようなことは、これは妥当ではないと思ふのです。この点につきましては特に一考するべきものがあるのではないかと考へます。原案第四十八條には「文部大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に關する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うものとす

る」とあるのですが、このことを積極的に日ごろからやつておれば、こうした問題があつた場合は是正措置要求といふふうなものはない方が當然なのでありまから、この第四十八條をいかりやれば、第五十二條を加へるといふことは、言ひ方が悪いかもしれませんが、考へようによつては蛇足であるとも考へられると思ふ。だから、第四十八條の運用よろしきを得させますならば、非行に対する是正措置要求といふものはなくてもいいわけなんです。しかし、人間の社会といふものはそう理想通りに行きませんから、いろいろと間違つたことがあるかもしれせんから、それに対する是正措置要求をきめた第五十二條が書かれたのだらうと思ふ。おとしの旭ヶ丘中学事件などのような場合に備へてのことだらうと思ふのですが、しかし、旭ヶ丘中学事件のような問題が起りました場合、あれがあまで混乱しないうちに、すな

わち運用を誤りますと、いわゆる片寄った中央集権になるおそれがあるわけなんです。しかし、それは運用に当る人の問題であつて、教育のことについて、特に教育行政に關して国が指導機能を強化するといふことは、私は教育の本質を考へてみましても決して不自然なことじゃないと思ひます。なぜかならば、教育は個人の完成という任務を持つていますと同時に、個人を国民的に統合するといふ重要な任務もあるのではないかと考へます。かつて、フランスのデュルケムという社会学者ですが、教育についてこういう定義を下しております。子供らがみずからの立場では決して到達しないであろうような考へ方、感じ方、行いを子供らに押しつけるための計画的な仕事は教育である、こういうことをデュルケムという社会学者が申しておるのですが、むろん、こうした見解は正しい意味におきます保守的な見解でありまして、同時にまた、教育は古きものから解放して新しい秩序なり新しい社会なりに向けて習慣づけられていくといふ面を持つておるわけですが、そのいずれをも了すとすべきで、一

方だけを強調することに誤りがあるのではないかと考へます。同時にそれそれ二つの目標を成立せせなくちゃならぬのですが、その意味におきまして、教育のもう一つの機能であります個人というものを国民的な性格を持たすようにするといふ意味で、国の立場から教育に対して指導機能が発せられてくるといふことは、これは決して不自然な行為じゃないと考へます。しかし、先ほど申しましたように、これを下手な人が下手に運用すると下手な結果になりますから、そこで、国の指導機能というふうなものの強化につきましては、文部大臣が権限行使に當ります場合、特に国会による厳重な監視あるいは規制といふものが必要となつてくるのではないかと考へます。もとより、正しい意味におきます国の指導機能の發揮といふことは、これは前も申しましたように、教育の効果を上げるためのみならず、教育行政の筋道を明確化する、教育行政の系統を明確化する上にも必要であると思へるのです。しかし、これは再三繰り返しますように、下手をすれば、すなわち一歩運用を誤ると、独善的な國家統制に陥るおそれがないでもありませんから、そこは十分當時者の心構えによつてそうならないようになされたいいのではないかと考へます。

たとえば、先般來問題となつております、この原案に見られております第五十二條の問題ですが、文部大臣の地方公共団体の長や道府県の教育委員会に対する是正措置要求の規定のようなものではあります。これは、この条文の規定の運用のいかんによりましては、ときに強権のみだりな発動を伴ひまし

て、地方教育が脅かされるおそれがあると思ふ。すなわち、たとえば、教育委員会の事務の執行が著しく適正を欠くと認められるような場合の認定権が一方的に文部大臣のみにあるといふふうな感じに受け取れますから、そういう著しく適正欠くと認められる場合の認定権が一方的に文部大臣にあるといふようなことは、これは妥当ではないと思ふのです。この点につきましては特に一考するべきものがあるのではないかと考へます。原案第四十八條には「文部大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に關する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うものとす

る」とあるのですが、このことを積極的に日ごろからやつておれば、こうした問題があつた場合は是正措置要求といふふうなものはない方が當然なのでありまから、この第四十八條をいかりやれば、第五十二條を加へるといふことは、言ひ方が悪いかもしれませんが、考へようによつては蛇足であるとも考へられると思ふ。だから、第四十八條の運用よろしきを得させますならば、非行に対する是正措置要求といふものはなくてもいいわけなんです。しかし、人間の社会といふものはそう理想通りに行きませんから、いろいろと間違つたことがあるかもしれせんから、それに対する是正措置要求をきめた第五十二條が書かれたのだらうと思ふ。おとしの旭ヶ丘中学事件などのような場合に備へてのことだらうと思ふのですが、しかし、旭ヶ丘中学事件のような問題が起りました場合、あれがあまで混乱しないうちに、すな

わち運用を誤りますと、いわゆる片寄った中央集権になるおそれがあるわけなんです。しかし、それは運用に当る人の問題であつて、教育のことについて、特に教育行政に關して国が指導機能を強化するといふことは、私は教育の本質を考へてみましても決して不自然なことじゃないと思ひます。なぜかならば、教育は個人の完成という任務を持つていますと同時に、個人を国民的に統合するといふ重要な任務もあるのではないかと考へます。かつて、フランスのデュルケムという社会学者ですが、教育についてこういう定義を下しております。子供らがみずからの立場では決して到達しないであろうような考へ方、感じ方、行いを子供らに押しつけるための計画的な仕事は教育である、こういうことをデュルケムという社会学者が申しておるのですが、むろん、こうした見解は正しい意味におきます保守的な見解でありまして、同時にまた、教育は古きものから解放して新しい秩序なり新しい社会なりに向けて習慣づけられていくといふ面を持つておるわけですが、そのいずれをも了すとすべきで、一

方だけを強調することに誤りがあるのではないかと考へます。同時にそれそれ二つの目標を成立せせなくちゃならぬのですが、その意味におきまして、教育のもう一つの機能であります個人というものを国民的な性格を持たすようにするといふ意味で、国の立場から教育に対して指導機能が発せられてくるといふことは、これは決して不自然な行為じゃないと考へます。しかし、先ほど申しましたように、これを下手な人が下手に運用すると下手な結果になりますから、そこで、国の指導機能というふうなものの強化につきましては、文部大臣が権限行使に當ります場合、特に国会による厳重な監視あるいは規制といふものが必要となつてくるのではないかと考へます。もとより、正しい意味におきます国の指導機能の發揮といふことは、これは前も申しましたように、教育の効果を上げるためのみならず、教育行政の筋道を明確化する、教育行政の系統を明確化する上にも必要であると思へるのです。しかし、これは再三繰り返しますように、下手をすれば、すなわち一歩運用を誤ると、独善的な國家統制に陥るおそれがないでもありませんから、そこは十分當時者の心構えによつてそうならないようになされたいいのではないかと考へます。

たとえば、先般來問題となつております、この原案に見られております第五十二條の問題ですが、文部大臣の地方公共団体の長や道府県の教育委員会に対する是正措置要求の規定のようなものではあります。これは、この条文の規定の運用のいかんによりましては、ときに強権のみだりな発動を伴ひまし

て、地方教育が脅かされるおそれがあると思ふ。すなわち、たとえば、教育委員会の事務の執行が著しく適正を欠くと認められるような場合の認定権が一方的に文部大臣のみにあるといふふうな感じに受け取れますから、そういう著しく適正欠くと認められる場合の認定権が一方的に文部大臣にあるといふようなことは、これは妥当ではないと思ふのです。この点につきましては特に一考するべきものがあるのではないかと考へます。原案第四十八條には「文部大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に關する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うものとす

る」とあるのですが、このことを積極的に日ごろからやつておれば、こうした問題があつた場合は是正措置要求といふふうなものはない方が當然なのでありまから、この第四十八條をいかりやれば、第五十二條を加へるといふことは、言ひ方が悪いかもしれませんが、考へようによつては蛇足であるとも考へられると思ふ。だから、第四十八條の運用よろしきを得させますならば、非行に対する是正措置要求といふものはなくてもいいわけなんです。しかし、人間の社会といふものはそう理想通りに行きませんから、いろいろと間違つたことがあるかもしれせんから、それに対する是正措置要求をきめた第五十二條が書かれたのだらうと思ふ。おとしの旭ヶ丘中学事件などのような場合に備へてのことだらうと思ふのですが、しかし、旭ヶ丘中学事件のような問題が起りました場合、あれがあまで混乱しないうちに、すな

わち、あれが是正さるべき非行となつて現われる前に、行政機構の全力をあげまして、それが正常な状態になるよう対策に当るべきじゃないかと思うのです。そういう場合にこそ、国、都道府県、市町村一体の行政体系がフルに運用されるというの方が、むしろほんとうの行政じゃないかと思うのです。あの場合も問題が起るまでほうっておきまして、問題が起ってから騒ぐ。問題は、現行制度のもとにおける地方教育行政というものにどこか足らぬ点があるのではないかと思う。旭ヶ丘中学事件というものは、見ようによつては一つのナンセンス・コメディだと思ふのですが、ああいう問題が起らないように常日ごろから指導なり助言なりをやつていけばいいのではないかと、問題が起つたときだけ騒いで、そのときだけ国家の立場から云々するといふことは、教育行政としてはまずいんじゃないかと思うのです。現われた非行の対策のための規定というものは、教育行政あるいは教育法規というふうなものには最小限度少い方がむしろいいのではないかと思う。これは理想でありまして、現実を考えてみて、そういう法規を設けなければならぬという事実がもしあるとするならば、これは非常に悲しむべきことだと思ふ。大体この新しく出されました法案を讀んでみまして感じますことは、国の監督なりあるいは国の助言ということについての規定を設けるのになんか敏感なように受け取られるのですが、その間に、文部大臣の行為に對しまして、救済規定というのですか、そういうようなものがないのは、これはちよつと

片手落ちじゃないかと私はしろうとながら考へるのです。すなわち、文部大臣が教育委員会に對しまして権限を亂用したような場合、これに對して教育委員会がとるべき措置についてあまり考慮が払われていないということとは、要するに、第五十二条につきましては、その行使に當つて、あるいはその審議に當つて慎重な考慮がなされるべきではないかというふうに考へます。

それから、人事行政一般についてありますが、原案では、人事行政という点につきましては確かに一つの筋は通してあります。この点は、いわゆる垂直的に明白に明白に出ておりますから、まあ世間では原案が圧力的だといふ感じを強くしておるのではないかと考へるのですが、しかし、人事行政の原理をいたしましては垂直構造的なものをもちまして、そうしてそれぞれ責任の所在を明確にし、命令系統を明らかにしめることは、これは當然なことだと思ふ。どこに責任があるのか、あるいは命令の源泉があるのか、それがあるまいでは、いたずらに行政を混亂に導くのみだと思ふ。だから、命令系統を一通り明らかにしたという意味で、この法案は行政という筋道から行きますとややまとまつたものであると思ふのです。こうした命令系統を明らかにすることをもちまして、それは國家統制の強化であるというふうな断定は、私は必ずしも當らないと思ふ。

その他、人事交流につきまして考へてみますと、地方教育行政におきまして、原案によりまして、給与の負担団体と任命権の属します團體を一致させますために、県費負担教職員任命権をすべて都道府県の委員会に移したといふことは、これは人事交流の促進じゃないか、適當な措置だと考へます。現行制度では地方教育人事の交流上に非常な支障があるといふことは、地方教育行政にタッチされたお方でありますならば十分実感をもつて受け取られることではないかと思ひます。ただ、これも先般來問題となつておるのですが、都道府県の教育委員会の教育長の任命に當り文部大臣の承認を要するといふことなんですが、これもまた惡用せられないよう適當な配慮を私は望みたいと思ふ。これまでなくしてしまふとは言いませんが、やはり文部大臣は承認を与えて、教育長の行為といふものを一応權威づけるといふことは必要だと思ふ。そんなことは子供じみたことだと言つてしまふばそれまでですが、しかし、人間ごとにはそう簡単に切り切れないものを持つてゐるのではないかと考へるのです。しかし、あくまでもこの点は運用を誤まれないようにお願ひしたいものだと思ふ。この点の運用を誤まれますと、それこそいわゆる天下り人事というふうな弊弊が生ずるおそれなしとしないと思ふのです。だから、文部大臣が教育長を承認するに當りましては、慎重な態度を持たれるよう、一介の人間としてお願いしたいのであります。とにかく、この点につきまして一考を要すべき点があるのではないかと思ふ。

そのほか、教育財政の点につきましては、現在教育委員会の権限とされております教育財産の取得、処分、の権限、それから支出命令権、教育事務のための締結権というふうなものが地方公共団体の長に移りまして、予算案、条例案についてのいわゆる二本建制度といふものが消滅したんですが、これは、地方公共団体の長の行政に關する総合調整権といふんです、その総合調整権を重視した結果でありまして、これが日本の今日の行政の實態から言ひましてやむを得ない措置であらうかと考へます。大体教育財政の点が非常に弱いというのが日本の教育行政の、あるいは広く世界のと言つてもかわぬと思ひますが、ウィーク・ポイントでありまして、現行教育制度のもとにおきまして教育財政の強化という点については至らぬ点を持つておると思ふ。それを今度は地方公共団体の長の方に移した。それは、地方公共団体の長の行政に關する総合調整を重視して、その角度から教育財政をそこへ移したのだらうと思ふ。

しかし、ここで問題となつてきますのは、さなきだに少い教育予算といふものが、さらに地方の一般赤字予算対策のためのしわ寄せとなつて現われて、犠牲をこうむる懸念が割合あるものであります。そこで、この際地方教育費確保のための法的措置というふうなものが必要だと思ふ。こうして配慮がなされませんと、教育予算が貧弱化しまして、教育の遂行上支障を來たすおそれが非常に多いと考へます。そこで、教育費が防衛費に食われるという悪口が突如となつて現われてきてゐる。やはり教育費が防衛費に食われるのではないかと考へられていたし方がないわけですから、そういう結果にならないように、この教育財政を確保するといふ点についてあらためて別な法的措置が考へられてほしいものと思ひます。ことに、國家權力の教育に對する関与の度が進んだといふ点を、私はこの教育財政を確保するといふ面に生かしていただきたいと思ふ。國家權力の名においてうんと金を集めて、それを下に流す、そういう方向にこそ集中の効果をあげてほしいと思ふ。とにかく、何かにつけ古來教育予算は削られる傾向にありまして、實質的な損害を与えられておるのでありますから、ぜひとも地方教育費確保のために何らかの法的措置が考へられてほしいものと思ひます。そうした教育費確保のためにこそ、国と府県、市町村一体の教育行政の総合力というものが発揮されるべきでないかと私は考へます。それから、文化階級にかなりのセンセーションを起しております教育内容の指導規定についてありますが、行政権限の明確化あるいは強化に伴ひまして、教育内容にまで必要以上の制約を与えるかのごとく思われる点があるわけであります。たとえば、第三十三條の問題あたり、あるいは指導助言の規定の点、そういうような点につきましては、よほど運用に注意するべきでないかと思ひます。ことに、第三十三條の第二項「学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせる云々」という文句については、いろいろな方面にかなり恐怖の念を与えてゐるかのようになつてゐる。ありますが、これは、条文の意味の無理なためというのですか、あるいは条文の説明の不足のためというのか、誤解のある点があるかもしれないが、こ

の点、誤解のないように明確化する
か、あるいはできる教育委員会規則と
いうようなものにおいて含みのある弾
力的な措置がなされていいのではない
かと思うのです。とにかく、マス・コ
ミュニケーションが非常に発達しまし
た今日、こうした事項というものはい
ろいろの問題をはらんできますし、ま
た、これが下手に受け取られて、その
ために教育内容を貧弱化させる、たと
えば視覚教育の方面におきまして活
動が消極的になるというふうなこと
になったら、この法案の効果は逆効果に
なってしまうと思うのです。

また、指導主事の規定に「上司の命
を受け、」云々という規定があるの
が、上司の命を受け、というふうな形容
詞を上にかぶせると、指導主事の持
ついわゆるスーパーバイジョンという
意味の指導がディレクション、指
揮というふうなものに混同される憂い
があると思う。上司の命を受けてそれ
からやる、これはディレクション、つ
まり指揮するということになると思
うので、私はこんな言葉はとっていただ
きたいと思うのです。指導主事は教育
内容の指導するのですから、単なる指
導のための事務をやります場合には上
司の命は必要だろうと思うのですが、
この「上司の命」というのは要らない
のではないかと考えるのです。上司の命
を受けるということを入れますと、指
導がディレクションになってしまふ。
指図、指令、指揮ということになるお
それがあるのではないかと考えるので
す。少くとも教育内容の指導というも
のは文化的な雰囲気の中で行われるべき
じゃないか、こういうふうには私は考
えます。ただし単なる管理行政の運用の

場合とは別個のプリシプルがあるべ
きじゃないかと思う。教育行政の場合
を考えてみますと、狭い意味における
アドミニストレーション、指導助言と
いう場合と、いわゆるスーパーバイ
ジョン、指導行政ですか、この二つがあ
ると思うのですが、この法案の中で、
行政の面にその組織制度が明らかにさ
れ、拡大され、勢い余って指導の方に
までそれが及ぶかのような感じを受け
るのですが、その点は十分慎重な御考
慮をいただきたいと思うのです。こと
に、指導主事が上司の命を受けて指導
するということになりますと、明ら
かにこの指導の場合はディレクショ
ン、指揮になると思う。これは指
導主事の指導という意味を解せざるも
のだと言われても仕方がない。指導主
事は実際はそれぞれ指導課長なり学校
教育課長なりの命を受けてやっている
のですが、特に上司の命を受けると入
れますと、指導主事の指導が指揮に
なるおそれが私は十分にあると思
います。

そういう点、いろいろ考えれば考
えられるのですが、それは省略しまし
て、全体としてこの法案をながめて見
ました場合、地方の教育行政と一般行
政の調和、それから教育の政治的中立
と教育行政の安定の確保、それから
国、都道府県、市町村一体としての教
育行政制度の樹立に關しまして、この
法案の意図するところは一応私は了と
することができると思っています。しか
し、若干の点、たとえば、前に言いま
したように、国、都道府県、市町村の
連携をとるため、教育長の任命につ
いて文部大臣あるいは都道府県委員
会の承認を要するというふうな点、あ

るいは文部大臣の是正措置要求、つま
り直接、間接の要求権というふうなも
のは、運用を下手にやると民主主義を
脅かすおそれがあると思われるよう
なことができないのではないかと考えら
れるのですが、その点は前にも一言した
通りであります。しかし、これは運用
の問題でありまして、私は教育行政の
衝に当る人の良識を信じたいと思いま
すし、また、今日の時勢が、かつての
時代のように、いきなり命令なりある
いは権力なりを振りかざしてやるほ
ど、そんなに人間があらうになつてお
るとは思いませんし、また、そうされ
ると国民が黙っているほどいくじなしで
あるとも私は考えません。(甘い、甘
いと呼ぶ者あり)それに、教育行政の
秩序の流れを一応規定いたしましたも
のとしてこの原案を考えますときに、
形式は一応整つておると考えます。し
かし、この流れの中にだれが何を授ず
るかというところが問題になってくる
のであります。そこにときに重大な
脅威となつて現れてくるのですが、
それだけに、この法案を行使します場
合に、関係者の慎重な態度を願うもの
であります。

申すまでもなく、どんな制度にいた
しましても、運用よろしきを得ない場
合は、せっかくの制度であっても何も
ならないのみならず、かえって制度の
悪用、乱用によつて大きな害を生ずる
おそれなしといひません。そこで、
国、都道府県、市町村におきます教
育行政の一体化をねらいとしましたこ
の法案の趣旨を十分生かされますよ
う、せっかくの御配慮を願つてやまな
い次第であります。

○佐藤委員長 以上をもちまして池田
公述人の公述は終了したので、これ
より池田公述人に対する質疑に入りま
す。質疑を許します。前田榮之助君。
○前田(榮)委員 池田先生の今の公述
に對して御質問申し上げたいのであり
ます。

まず第一に先生に聞いておきたいこ
とは、先生は教育に携つておられ、
おそらく日本教育学会にも關係してお
られると思ひます。教育学会に關係し
ておられるといひますならば、教育
学会の聲明されていることはよく御存
じなにかどうか、まずこの点を明らか
にしておいていただきたい。

○池田公述人 十分存じております。
しかしながら、教育という面について
の見解について、私自身違つた見解を
持つております。だから、そうした学
会なりあるいは學者なりがある意見を
出されまして、それを私も十分耳に入
れる、だからといって、それに自分が
無理にも従わなければならないとは考
えておりません。私は私自身の考えを
申し述べて今までの公述を終つた次第
であります。

○前田(榮)委員 そういうことを私は
責めようとは何も考えておらないので
すが、今の先生の公述を聞いて、実は
今日学界の中にもこんな人がおるのか
と私はびっくりしております。こんな
人はめつたにいない、反対を言う人は
あつても、こんな人はめつたにいない
といひます。(それは失言だ)「理由を
言わないでこんな」といふ言葉
で言うのは失礼だ」と呼び、その他発
言する者多し)今のお話によると、実
は、賛成なのか反対なのか、それさえ
わかりかねるような内容が含まれてお

る。下手をすると大へんなことになる
とか、運用を誤ると民主主義を脅か
すおそれがあるとか、かようなことが
たくさん述べられておる教育に對して
非常な御心配をされておる熱意は私は
認めるのにやぶさかではございませ
ん。そういうことについては敬意を
払つてよろしいと思ひます。ただ、こ
ういふ法律を作る場合において、悪いこ
ろをみなないといふところが残
ることでは、どこをひつかまえていい
のかわからぬ結果に終つて思ひます。た
だ、先生の述べられようとする中心の
課題は、最初に述べられた公選制を廢
して任命制にするところにあるのじゃ
ないかと推測されるのであります。そ
こで、先生に御質問を申し上げるの
は、近代的國家の性格としては、やは
り民主主義の建前に立つて、國民み
ずからすべての判断を行い、國民の意
思の決定に基いて、主權在民の立場に
立つて、教育であるが、社會制度で
あるが、政治行動であるが、その
運営發展をはかるべきではないかと思
うのであります。この点の軌道を誤ま
ると大へんなことになるのでありま
して、これをやるのには歴史の上でい
つやたらよろしいかといふことが實際
の問題になると思ひます。この教育委員
会制度を今から行かうか行かないか、日本
に初めて実行するかしないかといふこ
とになりますと、これにはいろいろな
見解があつて、初めてやるとするならば
用意万端整えなければならぬ、新しい
制度のことであるからといふので、非
常に自重論も出ると思ひます。ところが、
一たんこれを実行した。かりにこの実
行が誤まつた、時期が早かつたと思

は、賛成なのか反対なのか、それさえ
わかりかねるような内容が含まれてお
る。下手をすると大へんなことになる
とか、運用を誤ると民主主義を脅か
すおそれがあるとか、かようなことが
たくさん述べられておる教育に對して
非常な御心配をされておる熱意は私は
認めるのにやぶさかではございませ
ん。そういうことについては敬意を
払つてよろしいと思ひます。ただ、こ
ういふ法律を作る場合において、悪いこ
ろをみなないといふところが残
ることでは、どこをひつかまえていい
のかわからぬ結果に終つて思ひます。た
だ、先生の述べられようとする中心の
課題は、最初に述べられた公選制を廢
して任命制にするところにあるのじゃ
ないかと推測されるのであります。そ
こで、先生に御質問を申し上げるの
は、近代的國家の性格としては、やは
り民主主義の建前に立つて、國民み
ずからすべての判断を行い、國民の意
思の決定に基いて、主權在民の立場に
立つて、教育であるが、社會制度で
あるが、政治行動であるが、その
運営發展をはかるべきではないかと思
うのであります。この点の軌道を誤ま
ると大へんなことになるのでありま
して、これをやるのには歴史の上でい
つやたらよろしいかといふことが實際
の問題になると思ひます。この教育委員
会制度を今から行かうか行かないか、日本
に初めて実行するかしないかといふこ
とになりますと、これにはいろいろな
見解があつて、初めてやるとするならば
用意万端整えなければならぬ、新しい
制度のことであるからといふので、非
常に自重論も出ると思ひます。ところが、
一たんこれを実行した。かりにこの実
行が誤まつた、時期が早かつたと思

ても、一年、二年実行した限りにおいては、万全を尽して育て上げるのが民主主義の本体でなければならぬ。先生のお話を聞いておると、最初から任命制でよろしいのだ、こういうふうに聞えるのですが、この点はいかがな御意見なんですか。まず第一にその点をお伺いしたい。

○池田公述人 私は、教育委員会というものは、教育事務という専門的なものをやるための行政委員会だから、任命制でいいんじゃないかと思うのです。

○前田(榮)委員 私が尋ねているのは、もうすでに充足して実行しているのです。しかも、これを五年なり八年なり十年たつて経験を経験を積んだ、けれども誤ったということであるなら、あなたの考えるようなこともよいと思う。今公選制に入っている。これは近代的国家のすべての様相なんです。民主主義の本則なんです。本道なるものを逆戻りするのには民主主義の建前の逆行じゃないかと聞いておるのです。今までやっておらぬならともかく、今からやるというなら自重論も大いに尊重すべきだと思ふが、すでに充足して、しかもまだ三、四年しかたつておらぬ。それに努力を払い、やってみなければならぬものが幾らもある。それを、あなたは、そういうところはおかまいなしに、公選制より任命制がよろしいのだ、こういう建前をとっておられるように今私は承わったのですが、そのなかのいふのです。

○池田公述人 教育委員会を任命制にすべきだという意見は私数年來持つておりますし、公選で充足したわけですが、そのときからだんだん見ておりま

して、委員として当選なさる方は先生方が多い。結局専門家です。だんだん専門化していく傾向にありますから、そこで、私の年来の持論としましての教育委員の任命制は、熟慮の結果公正な角度から選んでいくので、そういうふうに移行しても混乱を来さないのじゃないか、ことに任命制にするという法案が提出されました以上、それに対して私の賛成意見を申し述べただけであつて、現在の公選制度から任命制度への移行はそう混乱を来さすようには考えないのであります。

○前田(榮)委員 先生とここで議論をいたそうとは思いませんが、やはり教育に携わつておられる者として、すでに充足しているものをもっと努力して育てるべきではないか。しかし、この点はもう幾ら言つても私とは見解が違ふようでありまうから、これ以上議論いたしません。

そこで、運用の問題ですが、下手をすると大へんな方向へ行くおそれがある、こういうことを条文の中から引き出されて具体的に御説明になった。しかし、それは下手をしなればよい、こういうことなんです。これはそれに違ひないのです。たとえば、またのならずものを、あれは悪いやつだというが、あれもけんかしなければよいのだ、こう言うのと同じことである。いろいろな例をとって申し上げるとはつきりするのですが、最近起つたものとして、日本政界で一番大きな問題となつてゐるのは小選挙区制である。この問題でも、選挙制度調査会の御手洗氏あるいは矢部貞治氏、蟠山氏など、大体小選挙区賛成論者なんです。そうして、小選挙区は正しく行われればよ

いものだという学者的な良心に基いて、政府の委嘱を受けて案を立てた。ところが、実際の今の政界というものは、先生らが考えた政界とは違つておつたのです。そうして、自分らが一生懸命まじめにこしらへた番組を政府へ答申すると、その番組をぐるりと変えて、とんでもない、いわゆる党利党略、利己的なものを作つたのでびくびくしたのです。びくびくして、これはいかぬというので、今反対の立場で政府攻撃の文を新聞に載せられておるのです。そこで、法律を作るときには、これは下手をすると思ふなつていくおそれがあるものについてはよく考えなければならぬのであつて、あなたは、すべて任命制になるのに都合のいいような面をひつつかまえて、これは下手をしなけいけい、上手にやるのだ、まづすぐに進めなければいかぬというようなことを言われるのであります。政治の実態は、今申し上げた選挙区の問題と同じように、現実はその

ではないのであつて、この運転手は多少酔つぱらつておる。この運転手は多少右へ行くおそれがあるというように、ことごと、こういう運転手を除いてほかの車に国民が乗るならいいけれども、現実はこの運転手の上に乗りななければならぬ。それで、この運転手にはこのかぎはまかしていい、このかぎはまかすべきだといふことをちゃんと計算をして、それを何するのが学者じゃないですか。その学者の上に立つて、現実をもちゃんと計算の中に入れて、そうしてこれが現実にはどこに進むかという方向を見なければならぬのですが、それでも、今日われわれは、この教育制度というものを考えたときに、実際は、

公選制を置くということについては、市町村までやつていいかどうかということについては非常な慎重論者であつて、最近まで賛成論者でなかつた。ことに私は社会党でも前は右派々々と言われた人間でありますから非常に自重論者でありましたけれども、一たんこれをやる限りは万全を尽さなければならぬ、こういう態度をとつてきた。ところが、先生らは最初から、この民主主義というものについて、あなた方の学界の中でも十人寄れば八人、九人までは実行をすべしという議論のようについておるのですが、あなたは、どうしてもそれにかぬというものが納得がいかなぬのですが、もっと、そういう点、この現実の実態というものについての御研究はどの程度になされておるか、それをお聞きしたいのであります。

○池田公述人 最後の点、ちよつと聞えなかつたのですが……

○前田(榮)委員 現実の教育界の実態というもののから公選制というものが悪いということに對する実態調査がどこまでできておるかというところをお伺いしたい。

○池田公述人 公選制が悪いというところの実態調査というものは私にはありませんし、またできていないと思ひます。実態がどうであらうとなかろうと、私の意見としまして、教育委員会というものは、行政委員会として専門行政をやるために任命制がいい。私は、政治というものは非常にむづかしい、きびしい、われわれのような甘つちよい考えではいかぬのだということとは知つておるのですが、しかし、政治がどうあらうとなかろうと、私の信

念といたしまして、教育委員会は専門的行政委員会として任命制であるべきだ、そういう信念を持つておるのであります。それは、ちよつとここに任命制にする法案が出されましたから、京都からのこのことまで出て参りました。あえて教育界の大多数の意向に反して、私のたった一人の意見かもしませんが、任命制を述べた次第であります。

○前田(榮)委員 それでは、最後に一言お尋ね申し上げますが、教育はちろん小学校から中学、高等学校、大学と段階がありますが、すべて教育の方針なり教育を進める者の責任の実態については、午前中の矢内原博士、あるいはまた前の伊藤昇さんなどは、実際子供の教育について最も責任を強く感じるものは親だと言つておられました。そこで、今PTAの制度が置かれ、そこで非常によい運営の制度が行われてゐるのだと思ひますが、それらの国民の意見を最もよく直接的に教育に反映せしめるものは、公選制が一番直接的であり、最も合理的であり、それでしかもこれが近代諸国家で行われて効果を上げておる実態だと思ふのですが、その教育の責任の中心はどこへ置くべきか、こういうような点についてあなたはどうかお考えになつておるか。ただ帝國憲法時代のいわゆる文部大臣中心主義、国家中心主義の上からいふというような感覚で任命制という流れを見ておるのであります。そういう点についての先生の御意見をお聞かせ願ひたい。

○池田公述人 子供の教育について一番責任を感じるの親であるという御意見、ごもっともであります。しか

し、私ら、教育にはいろいろあると思ふのです。いわゆる家庭を中心とした教育、学校という公立の機関を通じた、公の制度を通じた教育、それから職場を通じた教育、三つあると思うのです。しかし、ここで法案で論ぜられております対象になっております教育は、公立の機関における教育であると思ふのです。そういうところへ自分の子供をやるのは、ただ親としての利己的な立場のみならず、国家としての立場なり責任なりを子供の心に植えつけるということが、私は公のフォー・マル・エデュケーション、制度的な教育の大きな眼目ではなからうかと私は思ふのであります。その意味におきまして、教育に国が責任を持つということは決して不自然なことではなくて、また、かえって持たぬ方が国の怠慢ではないかと思ひます。

○佐藤委員長 高津正道君。

○高津委員 たいま池田先生のお話を伺ったのであります。あなたは、運用が誤まれないように、国家権力を増大させる危険があるけれども、運用を誤まらないように、教育内容への制約ともなりやすい部分があるが、あるいはまた文部大臣の是正措置要求権にもやはり問題があるが、運用を誤まらないようにという、そういうお説であったのであります。しかし、政治の現実、衆議院において二百九十九名の多数になったというので、何もかもこの際平素考えておることを一挙に押し切ろうとしておる。こういう政治の現実があるわけなのであります。自由民主党の考える人も、このやり方では来たるべき参議院選挙に大きいね返りがくる、これは困ったことだというよ

うに考え出しておる。そういうときなんです。あなたは非常に当事者の良識を信じて慎重さを期待されておるのでありますけれども、今同僚前田議員がいみじくも指摘しましたように、小選挙区制の区割に見られるところの党利党略の露骨さ、私はそれよりほかのことを申しましよう。農業団体再編成の名のもとに、全国の各町村に昔の帝國農会のごとき末端組織をまで種え付けよう、こういう企てがあったが、さすがに、全国の農協の反響を食うや、その企てを露骨には出さないようにまでやつと今食い止めたところなんです。ラジオのいわゆる放送の統制の企てもようやくにして全国の良識ある人の叫びによって今やつと食い止めておるところです。また教科書の国定化へ一歩一歩今進んでおる。国危うしといわれれば考えておるのです。あるいはまた、外交においてアメリカはだんだん世界から孤立しておるのに、そのアメリカの瀬戸口を政策、危ない危ないその政策に追随して国が巻き込まれていく、これをどうしようかといつて愛国者がみな憂えておるときなんです。そして、たとえば矢内原總長の言葉を使ふならば、これは憂うべき逆コース的傾向というのであります。これはほとんど学界の定説のようなものであります。私は本日、文教委員の一人として、千葉大学の教育学部の教官六十八名から文教政策の傾向に対する声明書を受け取ったのであります。短かいからそれを読ませてもらいますと、「私たちは、戦争の代価によって学びえた民主主義を守り抜かなければならないものと思ふ。しかるに、近ごろの文教政策の動向を見ると、日本民主化の前

途に対して容易ならぬ影響を及ぼす危険があるように感ずる。たとえば、最近の教育委員会制度や教科書制度に関する改正案は、教育の政治的中立性をゆがめ、ひいては、言論・思想の自由をおびやかすものであつて、「とりわけ義務教育に対するその影響の深刻なことを思う時、まことに憂慮にたえない。」インテリは全部憂えておるのであります。新聞の論調はどうかといえ、一つといえどもこの教育法案を支持しておるのがないと朝日新聞の伊藤昇論説委員がこでさつき証言されたばかりであります。このような世論の中に、私一人かもしれないがと言つて、こへ現われて、任命制が教育行政にとつてはより適切であるという勇敢なるあなたの御発言を聞いたのであります。このような意気を持つて、多年考えておることを一挙にやろう、きょうもまたこの言葉が出るのであります。この内閣の中には追放を解除された戦前派が十三名もおるのです。そして、戦後にわれわれが、これが民主主義だ、これが日本国民がああいう古い思想から脱却する制度だ、こう思つて、戦後派が——ほとんど方の意見が大勢を支配して、古いうたというところになつてしまふのです。十六人の大臣の中で十三人ですから。それで、私は、こういうふうなときには、あなたのように運用の期待を持たれても、それは全く木によつて魚を求むるものであらうと思ふ。あなたは勇敢に、全部のインテリ、全部の新聞の世論に抗して時の政府の出したものに賛成だ賛成だといふで言われるの

であるが、その勇氣には敬服するけれども、果してあなたの期待は満足し得るものであるか、淡い淡い期待だと私は思ふ。これに対して、期待をすれば必ず多数派というものが言うことを聞いてくれるものだといふ何らかの明快なる根拠があるのだらうと思ふ。そこを、そこをあなたからはっきり聞きたいと思ふ。これさえ聞けば、私は質問はこれでけっこうです。

○池田公述人 私は政党的多数決を認めておりますが、それに対して敢然と抗せられる少数の方もまたあるのじゃないかと思ふのです。私はあえて一人と申しましたが、私と同じような考えはあるいは黙つておる人の中にあるかもしれません。私は、教育というものを、日本の国をよくしよう、そういう角度から、もう一ぺん考えていいのではないか、そういう筋道から日ごろ教育を考へておるものであります。この点も私の考えが国家による教育の統制というふうなことを是認するような方向にも流れていくわけでありませうけれども教育というものは、子供を国に貢獻し得るようなりつぱな人間に作つていく、そういう役も、一半において任務を果すための一つの方便——と言ふと語弊がありますが、手段として、ここに考えられましたような教育制度の運営というものは利用せられるのではないかと私は考へるのであります。それで、政治のことはわかりません。政治の現実がどうなつていくか、これは私は存じません。にもかかわらず、私は私の考へておることをここに申し述べて、日本の政治家のお方

の政治というものを信じて安心しておるのであります。

○高津委員 私は質問をやめようと思つたが、私の言つたのは、今出てくる反動的諸政策、それを押し切ろうとするこの現実をあなたは認めないならぬのですか。そうしてまた、毎朝新聞をお読みになつておるでしょう。そうならば、これにさらにこの法案をくつつけて、この逆コースが進行するのを食い止めようという燃え上る良識というか良心というか、そういうような正義感、あなたはわいてこないのでしょいか。

○池田公述人 それは、現実になつて私たちにもわかるようになれば、立ち上るといふ気持はあります。今のところ私にはそういうふうな危険というものはあまり感じられないのです。

○高津委員 学者というものは少し先を考へるものじゃないですかね。

○池田公述人 それは私の学問の理論だけに限定したいと思ひます。

○高津委員 新聞を読まれるか読まれぬか、読まれれば、全国のインテリがみなこれは大問題だと見通して騒いでおる、そのことは御存じでしょうね。

○池田公述人 十分承知しております。

○高津委員 承知しておられれば、あなたはそれが間違ひであつて自分の方が正しいのだと思つておられるのですか。

○池田公述人 それが全部間違つておるとは思ひません。私はそれと違つた見解を持つておるというだけであり

ます。

○高津委員 私はそれだけ承わればけっこうですが、ただ一人京都から出

てきて、全部が反対だろうなどとおっしゃるから、私は、あなたの側からそういうことを言われるので、それは大きい収穫だったと思つて、この質問を終わります。

○佐藤委員長 小牧次生君。

○小牧委員 池田先生にお伺いいたします。

まず第一点は、ただいまもちょっと問題になりましたが、任命制の問題であります。先ほどの公選では、公選よりも任命制の方がより合理的であろう、それは、罷免の規定もあり、また内容的には政党介入の排除、そういう問題等もあるので、より合理的であろう、また、公選で選ばれたならば、人によってはふんぞりかえるというような人もなきにしもあらずであつて、それよりはやはり任命制が合理的であろう、大体このようなお説ではなかつたかと聞いたのでございます。まだそのほかにいろいろ理由はあげられましたが、このような点が主要点ではなかつたかと考えるのであります。そこで、任命制がより合理的か、また公選制がより合理的かという問題になるわけでございますけれども、先生は、現実がどうであらうと、また政治がどういふふうにならうと、自分はこう考えるのだという明確な信念を披瀝されたわけでございますが、私は、立場を變えまして、たゞい社会党であらうと、また自由民主党であらうと、政党の介入があるとかないとかいう問題以前に考えなければならぬ点もあるのではないかと、この任命制か公選制かを考えるに当つては、やはりわが国の歴史的、社会的条件なり、また現段階、こういうものを一応は考えながらこの問題

題は判断して参らなければならぬ、こういうふうにかける一人でありませう。

まず、そこで、ちよつと抽象的ではありますが、考えられますのは、近代社会あるいは近代精神、こういうことが言われるわけでありませうが、詳しくは申し上げませんが、要するに、近代精神といふものは、權威の思想、あるいはまた權威の道徳、こういうものから解放しなければならぬ、いわゆる人間解放、こういうことが大きな支柱になつておると私は信じております。ところが、それぞれの国におきましては、その解放の度合いが違つておる。と申しますのは、自由主義の洗礼を受ける度合いによつてやはり權威の思想からの解放の度合いは違つてくる、私はかように考えております。残念ながら、まだわが日本は十分自由主義の洗礼を受けて参つたとは考えておりません。英米に比べてしまつて確かに自由主義の洗礼を受ける度合いは少かつた、低かつた。従つて、昭和十年ごろから以降は、大きな切りかえに國民は従つて、そして破壊をもたらした、こういう過去を持つておるわけでございますが、今日敗戦後十年、果してどのような民主化の段階にあるかということをもう一度考えてみました場合に、まだまだ權威の思想なり權威の道徳あるいは服従の道徳、こういうたうなものに返るといふ大きな危險性があるのではないかと、こういうことを根本的に私どもはおそれておるのであります。こういうときに、任命制かあるいは公選制かということが論議されるわけでございますが、任命制の規定の内容を見ますと、明らかにこれは、議會の同意を必要としますが、行政の

首長が最終的な任命の決定権を持つておるので、やはりそのひもつきとなる傾向は免れない。これはもう私は決定的であらうと考えます。そうなりますと、失礼ながら、選ばれた人、任命された人は、上の方、任命された方には大抵のことは聞いて従つていくが、逆に下の方にはふんぞり返る。これはあなたがたがおつしやいました公選の場合と全く逆な現象が出てくるのではないかと。上には従うが下の方にはふんぞり返るといふ傾向がまだまだ今日のわが日本水準においては危險性があるといふことを私は考えておるわけでありませうが、こういうことから、やはり私は、今の段階においてまだまだ任命制よりも公選制の方がより合理的であり民主的である、こう考えますが、いかがでございますか。

○池田公述人 私、ただいま言われましたやうな、そういうふうな弊害が起るかもしれないといふことは十分考へます。けれども、私のここで述べましたのは、教育行政といふやうなもの、それを責任を持つててきばきと合理的に解決していくためには、任命制によつてそれぞれにふさわしい人を選んだ方がよいのではなからうか、任命された人がどういふやうな態度に出るかというところは別個に考えらるべき問題でございます。ただ、今私が公選制にされてもいばる人があるかもしれないといふことを申しましたが、それは、公選されればすべての人が民主的になるかといふ考へに對して、そういう例外もあるのではないかと、例として引いただけでありませう。それと同じやうに、任命されたから上にはそれ以上にべこべこするが、下にはふ

んぞり返るやうな人間がよい出てきて、いわゆる權威に服従するやうな人間になりはせぬかといふやうなお言葉ですが、もしそういうやうなことがありませうれば、そういう弊害は十分考えられます。しかし、私は、任命制をやつたら一挙にそういう弊害が多くなつてくるだらうとは思へないのではありません。それは、戦後われわれもある權威から解放されて、一つの近代的な精神を身につけたわけでありませうから、そういう場合にはまた何らかの反抗といふやうなものも現れてくるのではないかと。ともかく、公選がよいか任命がよいかといふことは、實際から考へてみても、理論的に考へてみましても、どちらがよいとはいへないやうな目算は、私はないんじやないかと思ふ。だから、私は、私の理論的な立場から任命制の方がよい、こう考へるわけでありませう。その任命制によつていろいろ弊害もあるだらうといふことは十分考へられるのであります。

○小牧委員 任命制がよいか公選制がよいか、その区別はないのではないかと、こういうやうなお話でございますが、何よりも、國民自身が直接に自由に自分の意思によつて選ぶという制度の方が、一部の人がその一部の人間だけの意思によつて選ぶという方法よりは、多少の弊害があつても、そのこと自体においては私は、より民主的であり、また公平だと、かように考えますが、もう一度、いかがですか。

○池田公述人 形式的、手続的に言へば民主的だと思ひます。ただ、私は、教育行政といふものをやつていく行政委員會の委員として、任命制によれば任命制の長所もあるのではないかと、任命制の方を強調するわけでありませう。

○小牧委員 それでは、重ねてお伺いしますが、教育基本法なり、あるいは教育委員會法を見ますと、結局、その精神は、教育はいろいろな問題が過去にあったので、一般行政から分離して、独立的、自主的にこれを行うという意味において、國民が直接の責任を持つてやらなければならぬ、こういうことに法の精神はなつておるわけでありませうが、いかがでございますか。

○池田公述人 それは、法の精神はそれを任命制にやつたからといつて、法の精神は生き得るのではないかと思ふ。私は、公正な民意といふものは手続の問題ではなくてその衝に當る人の心の問題でもあるのではないかと思ふ。任命制による人でも、公正な民意を代表するように自覺を持つて行動すれば、民意を代表すると思ひます。

○小牧委員 それでは、もう一度重ねてお伺いいたしますが、先ほどのお言葉の中に、國家が責任を持つといふことは正しいことだといふやうなお話もあつたやうに考へるのであります。それも一応はうなずけるのでございませうが、しかしながら、今申し上げました通り、教育は一般行政から分離して得る限り國民自身の手によつて教育の自主権といふものを持たしてやるべきだといふのが今日の法の精神になつておるわけでありませう。従ひまして、あなたのおつしやるやうなことを推し進めて参りますと、当初私が申し上げましたやうに、全体として再び權威の思想なり服従の道徳、こういった

ものを植えて付いて参る危険性が生まれ
てくる、こういうことを半面われわれ
は考えなければならぬ。それについて
どうお考えでございますか。

○池田公述人 権威への服従の精神と
いうようなもの、これを任命制になる
とよいし植えて付くおそれがあるの
ではないか、それを防ぐためには公選に
よる方がはつきりし得る、こういうお
言葉であります、そういう見方も成
立するとは思いますが、しかし、私
は、国民が権威に服するが服しないか
という問題は、形式上の問題でなく
て、これまた国民の心がまえの問題で
ないかと思つてあります。ちよつと
言ひ方が抽象的だったかもしれませんが
が、国民自體の心の中に、子供たち
が、子供たちの心の中にあるべき価
値、あるべきものをしっかりとつかん
だら、教育の手續なり形式はどうであ
ろうとも、伸びるべき方向に伸びてい
くのではないかと思つても、教育の形
式の方がまずいと、若い者、子供たち
の心が曲る可能性も多いことは多いで
すけれども、そこは、合理的な教育をし
て、たといは、一つのリンゴの木にリ
ンゴの実をならそうとしますれば、何
もリンゴの木の根っこにリンゴの実の
ほりかすだけをまくわけではありませ
ん。それ以上のいろいろなものをま
いても、むしろいろいろなほのかの肥をま
くことによつて、リンゴの木が育つ
て、きれいなリンゴがなる。教育を植
物にたとへることは間違ひかもしれま
せんけれども、教育にもそういうもの
があるのではないかと思つた。だから、
教育行政の形式がどうであつても、そ
のやる人の心がまえ、あるいは、教育

を実施する教育者たちの心あるいは子
供たちの心の中に合理的なものが植
付けられてきたらいいのではないかと
思つた。たといは形式がいかにデモク
ラティックにできておいても、教育
のやる内容というものが貧困であれ
ば、これは私は効果は上らないと思
う。だから、問題は、教育行政の形式
がどうであらうとなかろうと、とにか
く根本の問題は教育内容といふのが
しつかりしておればいいのではないか
と思つた。だから、私は、その教育内容
といふものを与える教育者の自覚さ
えあるならば、任命制によつて起るか
もしない弊害の方のために教育とい
ふものの姿まで全面的に曲げられてし
まうといふようなことはあり得ないの
ではないかと考えております。任命制
でやることによつて直ちに過去の教育
形態にすべてが逆転してしまふ、そこ
までは私は考えないのであります。

○小牧委員 多少私の質問のお受け取
り方が違つたのではないかと思ひます
が、任命制の問題も関係がございま
すけれども、あなたのお説の中には、今
回の法案の内容は、人事行政について
筋は通つておる、垂直構造でござい
ますか、大臣の指導、助言、援助、そ
ういったものが一本の筋が通つてお
つて、やはり国家が責任を持つといふこ
とはいいことではないかといふよう
なお話がございましたので、私は、こ
うな一番上から一番下の市町村の教
育長まで大きく一本の線を貫いた国家
の責任の持ち方、こういうものは、あ
なたの今のお話の内容にもございま
した。教育内容そのものも自由にこれ
を左右して、そうして、先ほど申し上
げましたように、私どものおそれお

る権威の思想なり服従の道徳、こうい
うものをまた国民が次第に逆戻りして
いくのではないか、それよりも教育と
いふものは、教育基本法にもありま
す通り、また委員会法の精神にもあ
ります通り、でき得るだけ国民自
身の手によつてこつこつとした教育の民主
化を達成せしめる方向が正しいのでは
ないか、こう申し上げておるのであり
ますが、もう一度、いかがでございま
すか。

○池田公述人 筋をまつすぐに立てま
すと、早くそれが流れ過ぎて、教育内容
を曲げてしまつて、国民の思想の統制
になる傾向が、公選の現行制によるよ
りも多いといふことであります、し
かし、私は、教育行政の形式をそうい
うふうな上下の――仕事をやる上での
便利のためにできた上下の組織のこと
ですが、そういう組織ができて、その
ために教育の内容まで曲げられていく
といふようなことは考えておりませ
ん。ただ、教育行政を能率的にやるた
めには、そうした一つの垂直構造的な上
下組織を持つていく方が能率が上がるの
ではないか、てきぱきと行政の過程を
進めていくことができるのではない
か、それを申し上げるのであります
か、それを申し上げるために、教育の内容
まで曲められて、そうして国の方
から国が思うままの教育内容を若い者
に押しやするものではないか、そう
いふ御警告でありますけれども、それ
は、私は、教育制度そのものの罪か、
教育そのものの罪か、あるいはそのと
きの国の政治の罪か、どれかといふこ
とが問題になるのではないかと思ひま
す。そのときの国の政治の方向とい
うものがよろしいようにできておつた

ら、行政の組織が一つの上下組織的に
できておつても、これは決して心配す
るに当たらないのじゃないか。そこで、
私は、政治家の方たちに政治をよくす
ることをこいねがいた次第なんであ
ります。私は、そうした政治がどう
なつていくか、そうしたことは無関係
に、教育といふものの立場から私の考
へることを申し上げたのであります
合せて、私の考えることを政治情勢にか
み合せて、こういう危険があるのではな
いかといふ御批判が出てくるかも知
りませんが、それは私の理論とは関係
ないのじゃないかと思つたのであり
ます。ただ、私は、その点、甘んじ
る考えかもしれませんが、一応
政治のあり方といふものは信頼して
おいて、もし悪い政治が出てきたら必
ず国民がそれに反抗するのではないか
と思つたのです。だから、今からあ
わて、こうなるといふように政治が
悪くなるから、もとのままにしてとい
うような見方は、かえつて保守的な考
え方ではないか、私はそう考へるの
であります。

○野原委員 関連して。私は池田さん
にはあまり質問申し上げなかつたので
ございしますが、非常に問題のあるこ
とをたびたび仰せられますので、せつ
か公述にいらつしやつた先生が、私
どもに誤解されてお帰りになるのも御
本意ではなからうかと思ひますから、お
尋ねをいたしたいと思います。

まず第一点は、ただいま小牧委員が
質問いたしました教育に対する国の責
任といふことなんです。私も、教
育に対して国は責任があると思へるの
であります。これは先生のおっしゃる
通りです。本日までたくさん公述人

の方々がいらつしやいましたが、ど
なたも国は教育に対して責任がないと
申した方はないわけなんです。そこ
で、あなたが教育に対する国の責任と
言つた、その国の責任とは、先生の場合
どういふことをお考えになつていら
つしやるのか、承りたいのです。

○池田公述人 国が教育に対して責任
を持つ、国の経営に教育の基本が
かつておる以上、その意味において
国が責任を持つといふことは考えられ
ます。また、人間といふものを国の有
効な成員として育てていくという方向
に教育を要求したいという意味でも、
国は責任を持つておると思ひます。そ
の場合、ここに問題が出てくるのでは
ないかと思つたのですが、形式的に申
せば、第一の問題と関係することなん
です。教育の財政といふものを確保
する方法として、国の立場といふもの
で責任を持つてやつていく方が効果
的ではないか、だから、経済的な意味
で国が教育の責任を持つ、という意
味で国の責任であります。

○野原委員 その最後の意味では同感
であります。つまり、教育に対する
国の責任といふ場合に、誤解される
方は、そうして、教育を国が行うの
だ、教育作用といふもの、教育行政
といふものを全部国が行うのだと考
へるやうだが、そういう考え方は先
生もやなからうと思つた。その通り
ですね。

○池田公述人 そうです。

○野原委員 そうなりますと、この
点は私も全く同感であります。もし
そうでなかつたならば、五十二條に
対する、あるいは十六條に対する先生

した。

池田公述人には兩法案に関する貴重
な御意見を述べていただきまして、あ
りがとうございました。

つ申し上げます。

尾形公述人には御多用中にもかかわらず、早くより御出席をいただきまして、ありがとうございます。どうか現職教育委員の立場から十分忌憚のない御意見を御開陳下さいますようお願いいたします。なお、公述その他のことにつきましては、お手元に差し上げてあります注意書の要領でお願いいたします。

それでは尾形公述人の御発言をお願いします。

○尾形公述人 私はこの改正案に反対する意見を申し述べたいと思います。

く、こういう縦の系列、命令服従の一貫した系列によって今度の改正法案がやはり構成されておるわけでございませう。こういう点を私どもは問題にしておる。私は、池田先生の平素の教育に対する非常に御熱心な点、関西においてよく承知しております。先生も私を承知して下さっておると思うのです。ただ、こういう点で問題があると考へておるわけですが、私の考えは間違ひですか。間違ひか間違ひじゃないかわかりませんが、簡単にお教えを受けたい。池田公述人 正しいと思います。野原委員 ありがとうございます。佐藤委員長 これにて池田公述人の公述及びこれに対する質疑は終ります。

この改正案の説明なり、また文部
広報等を通して見ますと、この改正案
は、教育の政治的中立と教育行政の安
定を確保するため、それを目的として
いる、こうおっしゃっておりますが、
この説明なり、またはこの解説などを
拝見しまして、やはり中央集権的なあ
という感が一ぱいであります。民主的
な任命方法をとっていると文部本報こ

はありますが、民主的な任命方法とい

方法なのであります。これでも私は納得がいかなない一つであります。それから教育委員会の自主性は阻害しないと、こうありますが、これは説明でなくて単なる釈明じゃないだろうか、私はこういうふうに考えておるものがあります。逐条拝見いたしますと、この説明と法案の実体とはまさに「反対」であります。そこに文部広報等によるところの釈明が生まれてきたんだなという感じを持たされるのであります。説明を、または釈明を、必要とする程度に中央集権であつたり非民主的な任命であつたり、または教委の自主性を否定している、これが私の結論であります。

個案書きにこれを申しますと、住民の直接参与権を否定しておるのが委員の任命制だと私は思います。二番目に、教育長の任命手続等に見る文部大臣その他の国の指導じゃない監督権の強化である、こういうふうなのが第二項であります。第三項は、今度の法案では、私たちの委員会が従来持っておりました予算案の送付権を押えているが、かりにそれがその通りにいって、議会の承諾によって成立した予算がある、こうしましても、その支出命令権まで押えているというのには、教育委員会をなぜさように信用しないのだろう、こういうふうにも考えます。そして、教委の人事権を取り上げて、せっかく盛り上ってきた住民の教育に対する関心と熱意を喪失させる非民主的なものである、こうも私は考えたのであります。と申しますのは、最近のPTA活動などを通して見て、住民の教育に対する熱意がいかに大きくなったかということが言えるのであります。

私は、教育委員になります前、千葉市の学務課長であつたり、教育民生部長であつたことがあるのでありますが、その当時、幾ら呼びかけてもといひますか、また私の呼びかけ方がまずかつたかも知れませんが、現在のような教育に対する目ざめといひますか、関心といひますか、熱意と申しますか、それがありませんでした。ところが、私の市は二十三年の任意設置時代からやつておつたのですが、過去七年有余にして現在見るごとき熱意と関心とは、この教育委員会がもたらした最も大きな効果である、こういふふうに私は考えておるものであります。

そうした点から、私は次の諸項に対して二、三申し上げてみたいと思います。

その第一は、委員の選任の問題であります。ただいまもだいぶ問題になったのでありますが、まず、公選制をやめて任命制に切りかえることについて、民主的な任命方法をとったから公正な住民の意思を十分に反映させることができるんだ、こうした文部大臣の御説で明に対して、私は納得が参らぬのでございませう。公選と任命というのと、どっちがいいかということが今議論されましたけれども、私は、わかつているのじゃないだらうか、こういうふうな気持ちもするのであります。どっちがより民主的か、こういうことになりませう、やはり公選でなければと、私はそう思うのであります。従つて、民主的な任命方法をとったからということは一応の弁明にすぎない。なるほど、公選によつて選ばれた自治体の長が任命するのだ、それから、公選によるところの議会の多数の方がこれに承認を

与えるのだ、こういうことをおっしゃいますが、自治体の長の独任制であります。そうして、この自治体の長があるいは議長その他と相談の上にやるかもしれないかもしれません、提案前に相当の人選をいたしまして、そうして提案することでありましょう。そのとき承認した者よりも選任した者の力が大きいのではないか、これも常識であると私は思うのであります。自治体の長の個人意識、個人意思がどんな力を持つて反映するか、これはよほどお考えになるかもしれません、やはり市長独裁の教育になる、こういうふうにも私は思うのであります。市長というのは私の方の市長と言っておるのでありまして、自治体の長の意味であります。こういうふうにしてもなお公正な民意が十分に反映するということは、私はどうかと思うのであります。任命された教育委員、それから教育委員会は、地方行政機関に名実ともに従属するようにするのでしようが、それにも私は心配するのであります。そんなことはない、これは独立行政機関として持つていくのだから、こういう御説明があるかもしれません、これは人情しからしむるものではないか、こういうことなんです。実態として、やはり首長なり議会なかり、そんなことを言うてはまずいです、が、どうだあの教員をとつてくれぬかとと言われると、うんうんと言わざるを得ない立場に立つのではないだろうか。私は人間が弱いからそうかもしれない、ませんが、合議体じゃないか、そんなことは問題にならぬ、お前が弱からうと強からうと合議体だからさようにいならぬ、こう言われなくても、委員会それ自身が任命されたお互いでありま

す。おいてこれを行う、こうなるときに、制肘を受けるではありませんことは考えられる。これはあまりに自治体の長を信用しないことになるのでありますが、ただ、しかし、そうしたこと、それから、自治体の長はやはり任期がございまして、この交流、更迭によつて、政治の流れと申しますか、その中にはほんろうされると言つては言葉が過ぎるかも知じませんが、そうしたことはほんとうに保障できまじょうか。こう思うとき、私は、任命制はまじう、こういうふうに申し上げたいと思います。

次に教育長の問題について申し上げますと思います。都道府県の教育長は文部大臣の承認を得て委員会が任命する、それから、市町村の教育長は県の教育委員会の承認を得て任命する、こういうふうになっておりますが、承認を得てということになりますと、ときに承認しない場合があろう、こういうことも考えられるのであります。これだけ迫力がついてくると申しますか、むしろ任命権者以上に承認者が力強い圧力を持つてくるんじゃないだろうか、こういうふうに考えます。ここで私は、さように教育長というものを信用しないていくことはどうかと思うし、一昨年ですか、公布されました義務教育諸学校における政治的中立に関する臨時措置法ですか、何かそういう法律があります、あの法律で人事を監督する者はだれかといいますと、私は教育長だと思ふのであります。なるほど、教育委員だ、こういうことも言えると思ひますが、教育委員は非常勤でありますから、この意味において、教育長の仕事というものはずいぶん重大なもの

であります。承認者に対して教育長がさような気持を持った場合、あとで法案の中に五十二条にもありますように、この義務教育の法律の執行についてはむしろ文部大臣が直接これを行すがごとき、または県の教育委員が直接執行するがごとき立場を招来するじゃないだろうか、この点も私はどうかと思うのであります。それから、特に問題となりますのは地方教育委員会の専任教育長の問題なのであります。国は教育長の身分についていろいろと御心配をいただいたり、またはそれを要請することによって御苦勞なすったり、専任教育長設置についていろいろと御心配をいただいたり、指導助言をいただいておたのであります。が、地方教育委員会の教育長になりますと、この身分保障というものはどうなるであろうかということを考えますと、私、現在千葉市の教育長の身分については困ったなという一つであります。実際問題からこれが問題になってくるところであります。この点からいかにがなものであろうか。経験によりますと、専門職の教育長は絶対必要なのであります。つまり、行政機関としての教育委員会を持って参りますためには専任の教育長というのは絶対必要であります。ところが、まさかと申しましてはおかしいですが、金の問題で教育長は任命された委員の中からということになったとは思いませんけれども、これがかりにそこに節約ができればしても、実際問題から言います。きまして、教育次長というものを条例で置きまして、そうしてそれに職務を執行させるよりほか、非常勤の教育長、非常勤の教育委員はどうにもなり

ません。この点は、私は、屋上屋を重ねるという点に意味を置いて、かえって煩瑣なものになりはせぬだろうか、こういうふうな地方教育委員会の場合特に考えるのであります。

次に教職員の人事のことについて申し上げます。改正案によりますと、人事権は都道府県に、そうしてその教職員の服務上の監督は市町村の教育委員会がする、こういうことになっておるのであります。が、任命権者と監督者が分けてあるというところがまずいんじゃないかという点において、みな反対するのであります。任命権者以外のものが監督する、これは不自然と言うより不徹底じゃないだろうか、長い経験から、人事に携わってきた私たちがしては、これは何んかやめていただきたい。そしてこの給与権と人事権、任命権とを一本にする、こういう意味でありますならば、給与権を市町村に持ってきたてよろしいじゃないか、こうも考えられますが、実際を考えると、地方教育委員会に人事権があった、そのときに給与権とのいろいろな問題を起したことは、過去七年有余の経験の中にございせん。だから、給与権を地教委に持つてくると、また事務的な面において非常に煩瑣になろうという点もありましようので、任命権のない給与権を県に持たせておこう、この方が、つまり現行法がよろしいじゃないか、こういうふうな私は申し上げたいのであります。

もう一つ、現行法で批判されておるものに、どうも地方教育委員会に人事権を置くと、教職員の適正配置ができないう、人事の交流がうまくならぬ、これは困ったものだ、こういうことを言われる方が多いのであります。が、この人事の交流を阻むもの、それは何かという点、私は別にあらうと思ふのです。教育委員が自分たちの立場ばかりを言っているのではないので、その一つは人事院規則によるあの人事の擁護、あれであります。下手をやると不利な処分という格好で抗議をして参りますことを、私たち聞いてもおりますし、多少経験も持つております。だから、人事院規則が現状であつた場合には、これはどこへ持つていったって人事交流はうまくいかぬ。それでもこういう格好でわれわれはがんばつておるのであります。もう一つ、もっとひどいのは、地域給に差等があることとあります。地域給に差等があることとは、転任されて非常に喜ぶ人間と、非常に減俸だということで悲観するのとあります。これはなかなか容易な仕事ではないのであります。従いまして、本年私の方で新しく併合しました町村といつたしまして、その地域給の差等をなくしようというので、金額負担してもらつたように市長と交渉したのであります。財政の関係から一時にそれは参らぬ、こういうこととありますが、地域給等のところをとにかく一まで引き上げたのであります。従つて、一であつたものを一・五に持つていって、この一・五というのが千葉市の中心でありますから、その線に持つていって、人事交流ということもそうですが、できるだけ教職員を優遇してあげたい、こういう気持を持つたのであります。これもなかなかむずかしい問題で、差等があるところから、千葉市に入りたという者はわんさと来るのであります。千葉市から

出そうといつたしますと、なんののかんのかと云つてどうにもならぬ、これが現状であります。それから、私の方は二十三年以来専任の教育長を持つておりますが、これは、人事交流の面から言いますと、各市町村に専任の教育長がおりますと、私の方では、人事交流にかまえるだけではなくて教育長の相互の研修をさせるために協議会というものを持たせております。各郡市に二、三名の専任教育長を幹事として置きまして、これが主として人事交流の規範を作るのであります。これも、私の方の現在の市は十七で、町村は九十で、百十ありますが、それでもまだ四十から町村ぐらゐの専任の教育長を持たないで、依然としてあの「当分の間」をきかして助役兼任があるのではありませんか、こうした町村の異動といつたら容易でないと云うことが言えるのであります。こうした三つのものから考へて、これを県へ持つていってうまくいくかどうか云うことはなかなかできないと思ひます。そこで、地方教育委員会に内申権を認めたいといふじゃないか、こうおっしゃいます。で、この内申権は、それぞれの地方教育委員会に作つた内申書であります。関係から、現在のような協調して作るような異動案とは別なもの、つまり、地方地方を中心としたものになつてくると思うのであります。従つて、内申権であるという意味において重視してこれに当れば、県はどうにもならぬことだらうと思ひますし、かりにまあ内申権だからいいじゃないかという格好で県独自の立場をもつてこれをいたしますと、内申権というものはあつてもなくとも同じであり、同時に不利な処分

等によるそれが多くなりはせぬかという点を私は憂うるのであります。結局、私の申ししますことは、そのもとをただしていただきたい、この三つの事項をただしていただきたい、そうすることによつて、この教員の人事異動はうまくいく、こういうこととあります。さらに人事権を県へ持つていって、そうして監督権を持つというやうなことにしては、私は絶対反対するものであります。

次に教育委員会の財産権について申し上げます。第一には、予算の送付権がなくなる、それから収支命令権もなくなる、これが第一項。第二項は、教育財産の管理権は残されますが、取得と処分はなくなります。第三番目の問題は、最も大事なものであると思ふのであります。が、学校その他の施設の整備に関する権限はある、ところが、敷地の設定とか変更とか校舎の営繕とか保全とかいふことは自治体の長がやる、こういうふうになつておるのであります。これでは骨抜き教育委員会でありまして、あつてもなくとも――という、それではよくないと思はれては困りますが、まあ大差のないものだ、こう思ひます。財産権の問題は困るというのとだけ申し上げておきましよう。

それから、最も大事なことは、これは法案にないこととありますが、どうも地方教育委員会は金がかかることをよくおとしやる。あれはどこからそんなことを言うか、こういうこととありますが、六・三制の実施のために、あの学校建築等を考えたとき、たくさん金の要することは当然であります。千葉市の例を申しますと、千葉市の二十九年度の決算であります。年度内に建てました校舎の坪数はおよそ二千八百坪であります。それで、市の財政と教育決算との比率は一七・〇にすぎないのであります。これを考えると、どこで一体教育費がかかるかといつたら、教育委員の手当五名のことをおとしやるのではないだろうか、こういうふうな思ひます。あの事務局はやはりだれがやつてもなくてはならぬ事務局であります。そうするとき、私はそれはどうかなと思ふのであります。何だか、きのうの話によると、委員会がなくなると八十二億もなくなるのだとおしやつた方があるやうであります。が、冗談じゃないと私は内心思つております。

最後に、法案第三十三条第二項の視聴教育の問題であります。この視聴問題、文部省にも中心がありまして、漸次成果が上つてきた。あの視聴教育がこれによつて足踏みをするやうなことになるのは、どう心配しておるものであります。

以上申し上げまして、私の公述を終わります。(拍手)

○佐藤委員長 以上をもちまして尾形公述人の公述は終わりました。これより質疑に入ります。質疑を許します。伊東岩男君。

○伊東岩男君 私はごく簡単に二、三お尋ねをしたいと思ふのであります。あなたは、今公述を聞くと、今度提案されております教育二法案には全面的に反対のようでございます。そこで、その反対の立場に立つてこの法案通過を阻止する一環として近く行われようとする教職員の一斉早退の問題及

ひ教育委員の総辞職の問題に関連して
お尋ねしたいと思つてあります。

第一にお聞きしたいことは、日教組
からこうした指令が出ておりますが、
あなたも聞き取りでございませうか。こ
れは去る三十一日付の指令第三号でこ
ざいます。この指令を、短うございま
すから簡単に読んでおきますと、地方
教育行政の組織及び運営に関する法
律案反対闘争当面の行動並びに統一
行動に関する件。特に矢内原氏を始め
する学長声明並びに大学教授等の声
明をさらに拡大し、広く学界、教育界
をあげての反対行動を強化するため、県
内大学教授、文化人に働きかけ、これ
が反対声明を發表するよう要請する。
さらに学長声明、共同声明等の壁新
聞、ビラ等を作成し、少くとも各分会
一枚は配布し掲示させる。四月二十七
日午後一時を期して一斉早退による郡
市支部を原則として抗議集會を組織す
る、この抗議集會にはできるだけ共同
声明署名団体、各労組、父兄等の参加
を求め、県民集會として組織すること
を原則とする。という指令が出てお
るようでありませうが、あなたも聞き
取りでございませうか。

○尾形公述人 私、指令は存じており
ません。

○伊東(岩)委員 内容はどうか。
○尾形公述人 その日教組の指令で
すか。それは存じておりません。ただ、
私の市の教員に関する限り、この義務
教育諸学校におけるいわゆるあの教育
二法律に抵触することのないよう、ふ
だん指導誘致しておりますので、時間
外はどうか知りませぬが、勤務中にさ
ようなことはないと思ひますし、なさ
せない私たちの任命権者としての権限

を持つております。

それから、第二の、われわれの総辞
職の問題であります。この問題につ
いては、私も、それに双手をあげてと
いうよりは、起草委員として入つてお
ります。と申しますのは、われわれは
自分自身のためにこの教育の問題を問
題としているんじゃないという意味で
あります。教育の永遠性、ここから考
えると、われわれは死んでもいいから
この案は阻止せなければならぬ、こ
ういう意味であります。(拍手)

○伊東(岩)委員 指令は受けていない
というところでございませうが、近くお
手元に届くと存じます。さやうにいた
しますと、一斉早退はもちろんな事
として行われるということになるので
ありませうが、私は、そればかりで
なく、この指令が出る、さらに深刻
なるスト行為まで発展する、こう考
えますが、この問題については後段に
いっておきたいと思ひます。

そこで、本日も教育委員会関係者の
全国大会を開いておたつたようござい
ます。これは多分総辞職の問題
も決議されたと思ひます。そこで、お尋
ねしたいと思ひます。あなたが、あなた
はたはただいまこの問題に
ついては断固やるといふお考えのよう
であります。ただいま院の内外におい
て、新教育委員会法案及び教科書法案
等をめぐつて賛否両論対立して、もう
対立の上に激化しております。神聖な
べき教育がこの渦中にあることはま
ことに遺憾に存じます。さらに、この
提案に反対のため教育委員が全国的に
総辞職まで発展する形勢があることは
まことに苦しい限りであります。私
はこんな好ましくない総辞職のないこ

とをいねがうものであります。が、
万一これが断行されたとするならば、
その結果は教育のためになると思われ
るのであります。その及ぼす影響
は実に重大でございませう。これは私は
教育ストの一種だと思つてあります。
が、最も重要な教育を公正に監督
すべき委員の総辞職を、あなたは、か
りに千葉の委員会とするならば、お認
めになるのでありませうか。あなた
は必ず、こんな法律案が出なければ総
辞職はさせないのだとお答えになると
私は思ひます。しかし、最近日本で
は、この種の風潮、傾向があることは
まことに遺憾であります。労働組合が
自分たちの生活を守るために春季闘争
等のストをやるとは、これは順法的
であらばいたし方はございませぬ。先
ごろは、国保の医者が総辞職をや
りか
けた。これはもちろんよいことでは
ございませぬけれども、一歩退いて、ま
あやむを得ないことだつたろうと思
ひます。しかるに、公選された教育委
員が辞職をするということは、実に重
大問題であります。これに対する
御意見を承りたいと思ひます。

○尾形公述人 おっしゃる通り、私
たちは、自分たちの身辺について慎重
なればならぬことは当然なことだ
と思つて、教育に精進しております。と
ころが、本法案によりまして、ただいま
のお話に対してはあるいは直接のお
答えにはならぬかもしれませぬが、九
月三十日になお任期のあるものも法律
をもつてこれをやめさせる、こういう
ふうになっていきますことを考えると
に——教育行政の混乱というものは、
私たちはこれをあえてするものでは
ございませぬ。従つて、現在お互いがこ

れをやつていまして、これを敢行し
ましようというお約束で、具体的に申
しますと、日付を入れない辞表を教育
庁に出してあります。そういう程度で
あります。

○伊東(岩)委員 もうすでに日付のな
い辞表を取つておるといふそのこと自
体が、私はよくないと思つてあります。
教育委員の総辞職は、私は公選
制という精神に反すると思つてあり
ます。あなたたちはこの大事な問題に
ついていまだ少し最善の方法はないと考
えるのであります。公選を受けた
委員がその義務と責任を放棄し
ていいでしやうか。私は、実際問題は
別として、教育の民主化のためには公
選制が理想だと考えて今日まで参つた
のであります。しかし、この総辞職と
いうような悲しむべき事態が起るとす
れば、あえて私は、この暴挙は民主的
でない、非民主的だと断定いたします
が、どうでございませうか、すなわ
ち、かようなことで責任は放棄され
て、従つて公選制の意義はなくなると
私は思ひます。二大政党が対立をいたし
ました以上は、選挙によることは好ま
しくない事態が今後さらに多々参ります
起りやすい傾向があると思つてあり
ます。この点は大いに留意すべ
き点だと思ひます。この点について
御意見はどうでありますか。しか
も、教育委員会の協議会は日教組と一
緒になつてこの法案に反対してあり
ます。その阻止運動の一環として、た
だいまあなたは、総辞職をするのだ、こ
の指令は受け取つてはいないとおつ
しやるけれども、あなたが受け取つて
おられぬはございませぬ。受け

取つておられるはずでございませう。し
かし、否認されるから、それは差しつ
かえはございませぬ。私は、かような
ことが当然だと思はれるはずはない、
こう思ふのであります。総辞職断
行については、教育委員会としては、
教育の重大性にかんがみて、いまだ
く御反省になる余地はございませぬか
というところをお聞きしたいのです。

○尾形公述人 私たち、ただいまおつ
しやつていただいたような氣持を持
つて、決して輕率冒険はしたくないの
であります。ただ、永遠に教育を守つ
ていこう、こういうことを考えるとき、
それもおやむを得ない、追い込まれ
た状態である、こういうことで御了承
願ひたいと存じます。

○伊東(岩)委員 この問題については、
議論をいたしますならば限りござい
ませぬ。この程度におきまして、最後
にお尋ねしたいことは、これは教職員
の早退の問題でございませう。教員組合
がこの法案に反対するために一斉早退
をやるといふ戦術に出るといふこと
は、これはもう指令が出ております。か
ら間違ひはございませぬ。これで実行
された場合に、教育委員会はいろいろ
処置をされるか。私はこれに同意し
たのがこの総辞職であるとも考えま
す。この点はいかがでありますか。
一体、総辞職をするというふうな
考え方で監督がございませうか。私は
できぬと思つてあります。こんな
方が公選制の委員としてまた出てき
ても、これは役に立たない、考え方自
体が間違つておるのだ、私はかように
考えるが、いかがでありますか。

○尾形公述人 早退の問題は知つて

だろうと何回かおっしゃいますが、私は絶対知っておりません。先ほど申し上げましたように、少くともわが千葉市の教育委員会においては、この二法律に抵触した場合においては適當の処置をとる、こういうことに私は考えております。

それから、お前たちは公選であるにかかわらずやめるなどとは不謹慎だ、こういうお話であります、さうでございませうかと私は聞く以上の何もものも持っておりません。

○佐藤委員長 小林信一君。

○小林(信)委員 尾形公述人が、二十三年教育委員会が設置されて以来、これに終始健闘された体験から、この法案に対する御意見を開陳されたわけでございませうが、非常に敬意を表するわけでございませう。今までたくさんの方の公述人に対して、この法案を基礎にして将来予想されるものについて多くの論議をされたわけでございませうが、私は、今までの現行法における教育委員会のあり方というふうなものを尾形さんを通して聞きまして、今後の法案審議に参考にしたいと思っております。

尾形さんが申されるように、今回の法案の趣旨というものはいろいろ説明がなされるけれども、それは弁解にすぎないものであって、その趣旨がまことに明確でない、こうおっしゃられたのです、が、私たちが今のところまだ政府の的確な趣旨というものがつかめないような状態でありまして、ある場合には、中立性を確保するためだ、ある場合には、経済的な面から行政の一元化をはかるのだ、あるいは、今後の政界というものは二大政党対立になるために、

それによって生ずる弊害を除去するためだ、まことに一貫しないものがあるのですが、とにかく、そこら辺の目標のあることは確かなのです。そこで、論議されますこの中立性の問題について、私は尾形さんがつかまれました過去の事実からお考えを述べていただきたいのです。

まず最初昭和二十三年に教育委員会というものが設置される場合に、もちろん、占領軍の方ではしろうとがよろしいというふうな意見が出ました。しかし、事教育の問題であるために、教育経験者が出た。しかし、そういう者にとられてはならないというので政党人からも出た。結局、当初の占領軍が意図した、しろうとという者が割合に少なくて、政党人とか、あるいは教育経験者とかいうふうな者の対立になったような感じがございました。しかし、私の見るところでは、教育委員会が当初の目的を達したようでございます。予想するような問題がなくなりました。予想するような問題がなくなりました。それから今度は地方教育委員会が設置される形になりました。そのときに、どういう目的をもって出されたかと申しますと、これはもう私、はっきり申し上げてよろしいと思ひますが、教員の諸君の政治活動というものが非常に激しくなってきた、これをこのままおくと非常に問題であるという政党の考え方から、地方に教育委員会を置いて、この教育委員会によって教員の政治活動を押えていこう、一面はさうでございませうが、ある意味におきましては、自分たちの悪政というふうなものを、これらによって押えようというふうな形までも持たれたわけですから、一方にさうい

う政党的な意図があり、またさういう、つまり教員の政治活動の激しいという現象があったのです。それを押えるということもあって作つた地方教育委員会というものが、今日に至つて当初のようなおそろしさというものがあつたかどうか。私の見るところでは、地方教育委員会というものはさういふ目的でもって出されましたけれども、私はさういふことになれば、一般父兄の関心も常に注がれております点からして、教員を押えるんだという使命というふうなものを考えれば、とかく弱い校長さんや教員諸君が何をしたいからといつて村長や校長に要望するよりも、自分たちは教育首長であるという立場に出た方たちが、その本来の目的というものはただ教員を抑えるだけの仕事だったのですが、さうじゃない、教育的な立場というものを堅持されて、さうして教育者にかわり、父兄にかつて知事に施設を完備することを要望するといふような形になつてきて、私は、最初のようなおそれというものは全然なく、かえつて本来の教育委員会のあり方を示したと思ひます。

○尾形公述人 まず初めの方について申しますと、私の方の教育委員の組織——組織と申しますか、選挙された者は、私は先ほど申しましたように学務課長をやつた人間であります、そのほかに医者さんが出ておりますし、それから婦人の方が出ておりますし、農業をやつておられる方がおります。この四人であります。しかも昭和二十三年以来この四人の顔ぶれはそのまま継続しております。さういふ意味においては、私たちは合議して最も中正な道を歩んできたつもりでありますし、たとえば、市町村長との関係におきましても、市長が考える市の財政と、教育委員会が考える市の財政とで隔たりがあるとのみは私は言えないと思ひます。至つておるのであります、政界色があるからとか、または教員の経験者であるからとか、または教員の経験者であるからとかいうようなことは、私の教育委員会に対する非難として聞いたことがございませうことを申し上げたいと思ひます。

○小林(信)委員 私は今千葉県だけの事例をお聞きしたわけなのですが、さういふふうな、教育という問題、しかも世論というものが常に注目して、不当な干渉を受けないために教育委員会があるのだという、この目的がある以上は、さういふふうなそのものの構成も中立性を確保するようになるし、その意味から、その委員会の行く教育行政というものが、さういふふうになつて、このままでいくことが今後ますます中立性を確保していく姿だと私も思ふわけなのです。

う政党的な意図があり、またさういう、つまり教員の政治活動の激しいという現象があったのです。それを押えるということもあって作つた地方教育委員会というものが、今日に至つて当初のようなおそろしさというものがあつたかどうか。私の見るところでは、地方教育委員会というものはさういふ目的でもって出されましたけれども、私はさういふことになれば、一般父兄の関心も常に注がれております点からして、教員を押えるんだという使命というふうなものを考えれば、とかく弱い校長さんや教員諸君が何をしたいからといつて村長や校長に要望するよりも、自分たちは教育首長であるという立場に出た方たちが、その本来の目的というものはただ教員を抑えるだけの仕事だったのですが、さうじゃない、教育的な立場というものを堅持されて、さうして教育者にかわり、父兄にかつて知事に施設を完備することを要望するといふような形になつてきて、私は、最初のようなおそれというものは全然なく、かえつて本来の教育委員会のあり方を示したと思ひます。

○尾形公述人 まず初めの方について申しますと、私の方の教育委員の組織——組織と申しますか、選挙された者は、私は先ほど申しましたように学務課長をやつた人間であります、そのほかに医者さんが出ておりますし、それから婦人の方が出ておりますし、農業をやつておられる方がおります。この四人であります。しかも昭和二十三年以来この四人の顔ぶれはそのまま継続しております。さういふ意味においては、私たちは合議して最も中正な道を歩んできたつもりでありますし、たとえば、市町村長との関係におきましても、市長が考える市の財政と、教育委員会が考える市の財政とで隔たりがあるとのみは私は言えないと思ひます。至つておるのであります、政界色があるからとか、または教員の経験者であるからとか、または教員の経験者であるからとかいうようなことは、私の教育委員会に対する非難として聞いたことがございませうことを申し上げたいと思ひます。

○小林(信)委員 私は今千葉県だけの事例をお聞きしたわけなのですが、さういふふうな、教育という問題、しかも世論というものが常に注目して、不当な干渉を受けないために教育委員会があるのだという、この目的がある以上は、さういふふうなそのものの構成も中立性を確保するようになるし、その意味から、その委員会の行く教育行政というものが、さういふふうになつて、このままでいくことが今後ますます中立性を確保していく姿だと私も思ふわけなのです。

れにいろいろ理由をつけて、やはり育成強化だというように言っているわけですか、教育委員会の委員としてお働きになっている方たちとすれば、まことに遺憾なものがあると思うのでございます。また、その一つの理由でございしますが、これは結局行政の一元化という形形で、つまり財政的に教育委員会が地方財政を苦しめるので、これを閉止して、現在地方財政の赤字が強調されておるときにこれを救済しなければならぬということから、だいたいこの法案の提出が強められてきたと思うのです。これを私たちがつかんだところから申せば、地方自治の面から地方自治庁が大蔵省その他と提携いたしまして、文部省というものをいづれもいじめておるわけなのです。私は、今日、文部省あるいはとにかく教育行政を考える人たちは、育成強化しなければならぬということに本心に燃えておると思うのです。与党の諸君といえども相当の方たちがこれは真実考えていることだと思ふのです。ところで、やはり地方自治というふうな面から圧力を受けて、これは日本の文部行政の大きな欠陥ですが、後退せざるを得ないという形になっていると私は思うのです。この問題につきまして尾形さんの経験をお聞きするのですが、とかく、この法案審議の中では、教育委員会があるがために地方財政が食われるというのを言うのですが、食うだけの、つまり、食うという方が教育委員会にありとお考えになられるのか。私はこの点がまず第一の問題だと思ふのです。私たちの見るところでは、いかに送付権という権限が与えられておりまして、知事に折衝を重ね

て、知事がどうしても納得してくれない、やむにやまされず送付権行使した例はございしますが、大体知事がうんと言わなければ、うんと言うまで頼む、そしてある程度まで自分たちの方が譲歩して希望を達するというふうな形できたもので、教育委員会がいかに権限がございまして、決して財政を食うという力はなかつたと思ふのですが、しかし今日そういうことが言われておる。その食う事実は、さっき尾形さんも言われましたが、教育委員会の事務局費、これが、三十万あるいは八十万、百五十万というふうな金がかかるかもしれないが、尾形さんの言うように、たいていの教育委員会になりまして同等の金がかかるわけなのです。これは法的に設置しなければならぬものから、当然そのための費用は支出しなければならぬ。これすらも食うと言うのか。あるいはほんとうに教育委員会に力があるって地方財政に今日赤字を生ぜしめるようなところまで食ってきたのか。そんな方がますますあるのか、一体食ったと言われるほどたくさんに教育費の上に地方財政が行ったかどうか、これを私はお聞きしたいのです。

そこで、私の今までのいろいろと経験してきたものを申し上げるならば、あなたの方の教育委員会は、ことに県教育委員会でありまして、六・三制が実施されましていろいろな施設をしなければならぬ大事なときにお生まれになって、今日までいろいろな苦勞をなさっておるわけなのですが、危険校舎の問題といい、あるいは不平常授業を解消するための国から補助金を出させる問題といい、町村合併をして、町村合併

の第一歩の目標でありまして学校の統廃合、こういうことをしつかりとうたっておきなから、それに対して予算が計上されないう。予算を計上して学校の統廃合をすべきであるということについては、皆さんが教育市長あるいは教育知事という立場にあるために全国的な組織の力をもちまして当局に陳情されたことを私たちはたびたび伺っておりまして、そのための大会等にも私たちは出向いたことがございしますが、こういうような力に国の政治も動いて、もう小学校の施設は老朽しておるけれどもどうしようもない、従来の法の建前からすれば市町村の費用で建てなければならぬものを危険校舎に関する制度を作つてこれを補助金を持つてくるとか、あるいは増築しなければならぬようにになりまして、従来の建前からしては自力でやらなければならぬものを、不平常授業というふうな名前で補助金を獲得するというような仕事をなさつてきたわけです。こういうふうななみなみならない教育施設の完備、内容の充実をやつてきたのも、当然しなければならぬものを、あくまでも地方財政に全部ゆだねることなく、国の費用によつてこれを確立しようというふうな御努力こそ、私たちは認めておるわけですが、しかし、地方財政を食つて困るというふうな言い方をしておるのですが、これについて尾形さんの御一言あらんことを私は期待するわけなんです。お願ひいたします。

○尾形公述人 先ほど申しましたように、六・三制実施のためと、もう一つは戦前、戦時中をかまえて、学校の建設が十分でなかつたという点から、戦後に学校の建設は相当苦しかったことは事実でございまして、千葉市の実情を申し上げますと、二十三年から二十九年までにおおよそ一万六千坪の建設をやつておるのであります。ところが、現在なお百二十四教室を不足しておるのであります。これをどうして解消するのかわかりませんが、これは、市長も住民も私たちも先生たちも、みんなで苦勞を重ねて、決してこの間に取らやりの問題で問題になつたことは一向ございませぬ。そういう点は地方教育委員会はどこでも同じ実情でないだろうかと思ひます。たまたま県の教育委員会の場合は、二本建予算の提出を聞いたことがありますが、この実情を聞きますと、子供がふえてきて学級を増さなければならぬので、先生が必要である、二百人だけどうしてもこれを探つても足りない、こういうことを知事に申し上げますと、知事は、財政上困るから、何とか圧縮して五十人の定員なら七十人にしてもというふうな無体な要求をしてくる。ときに二本建になるのではないでしようかと私は思ふのであります。そんなことを考えますと、やはり文部当局におきまして相当めんどろを見ていただくことが、六・三制というものをほんとうに実施していくためには必要なものであると私は考えております。

○佐藤委員長 なるべく要点だけ簡単に願ひます。

○小林(信)委員 大へん時間をとりましたから、あとは簡単に申し上げますが、ただいま御質問申し上げましたのは、要するに今日の日本の学校教育が、ことに地方学校教育というものがだんだん

んよくなつてきておる。もう一歩だといふのは皆さんのお力であつて、これは当然国が責任をもつてやるべきことを、なるべく国の力をよけいに出させて、地方の財政を苦しいから出さないようにして今日まで来たのだ。これにもかかわらず、地方財政を食うからというふうなことで、皆さんの御意思に沿わないような措置に出ることは、私は皆さんとともにまことに遺憾に思ふわけでありまして、ただいま定員の問題が出ましたが、今あなたのおっしゃつたことはちよつと違つておりますが、この府県にもあるのです。国の方では、定員の増加を認めてゐる。しかし県の方に、それにすべき金がないというふうな理由もつて断つてゐるのです。こういう形を首長というものがとりながら、地方財政を食うからというふうなことが多くわけです。託児所は学校教育じゃないけれども、託児所は学校教育にやないけれども、託児所が、関連しておるような問題でございしますが、国が補助金を出す、県も補助金を出して、町村が二割か何割出すのですが、国から予算が来る場合には、その予算だけを町村に渡して、県の出すべき予算というものは町村が出さない、こういうふうな形に地方というものは常に教育行政をいじめておりながら、教育委員会にいじめられるというふうな見解を待つておることは非常に遺憾に思つておるわけです。

そこで、最後にお伺ひしたいのですが、今度の法案によりまして切りかえられる場合には、現在の首長、知事あるいは市長あるいは町村長、こういう方たちから新しい教育委員が任命されるわけですから、この首長はどういうふうにして出てきたかと申します

と、教育行政を除いた他の一般行政に
対してその地方民の負託を受けたもの
で、教育行政に対しては私は負託を受
けておられないと思うのです。それはこ
でもって法律が作られるからだけれど
も、現在の首長というものは権限がな
いと私は思うのです。教育行政に対す
る権限というものが、その権限のない
教育首長から任命されるということに
私は非常に心外に思うわけなので、こ
ういうでたらめなことをこの法案がす
るとすることは、法の趣旨にも私はも
とから思うのです。これに對しまし
て、あなたがもし任命されるというふ
うな場合にはどういうお考えを持た
れ、どういう態度をとらなければなら
ぬか。あなたが再度任命されるという
ような場合の御意思を私は承わりたい
と思うのです。

○尾形公述人 まあ任命される心配は
ないようでありますが、かりに任命さ
れましたら、私は任命された教育委員
は何事ができるかの意味において私は
辞退いたします。

○佐藤委員長 これにて尾形公述人の
公述及びこれに対する質疑は終りま
した。

尾形公述人には両法案に関して現実
的な立場から貴重な御意見を述べ下
さいまして、ありがとうございます。
最後に塩沢公述人より公述を承わる
のでございますが、この際一言ごあい
さつ申し上げます。

塩沢公述人には御多用中にもかかわ
りませず早くから御出席下さいまし
て、ありがとうございます。午前中よ
りの公述人及び委員各位の御熱心な御
発言によりだいたい予定の時間よりお
くりました、両法案は御承知のごとく

重要法案でございますので、教育に最
も関心をお持ちのPTAの会長の立場
から忌憚のない御意見を十分に御開陳
下さいますようお願いいたします。な
お、公述その他につきましましては、お手
元を差し上げてあります注意書の要領
でお願いいたします。

それでは塩沢公述人の発言を願いま
す。塩沢公述人。

○塩沢公述人 公述に先だちまして身
分、姓名を明らかにいたします。日本
PTA協議会の会長をいたしております
塩沢常信と申します。政党内には何ら
関係がございません。

PTAにおきましては、この問題は
結論を出しておりません。従ってこれ
に対する意思表示はいたしておりませ
ん。御承知のごとくPTAの組織は、
思想の異なる方、あるいは政党を異に
する方々が、子供の教育という一つの
目的だけに集まっております団体であ
りますために、意見が非常にまちまち
でございます。過日の理事会におきま
しても、非常に熱心な討論が続けられ
ましたけれども、採決をしますことが
不適当だというふうに感じましたの
で、採決をいたしませんでした。それ
はPTAの中におきましては、問題が
政治問題化してきたから、これに触れ
ないようにならなければならないとい
うことは多数の意見をもつて少数の意見
をつぶすようなことをするのはPTA
の会議じゃないという考え方、ことに
たいてい少数の方々の意見であつても、
多数の意見を押しつけるような、統一
を無理に強要することは避けるべきで
あるという建前から、結論は出してお
りません。従って意思表示もいたして
おりません。しかし事教育に関し、あ

るいは子供の問題に関しますと、き
わめて熱心に研究討論を重ねられます
ので、その間たくさんの方々の意見が出て
おります。私は皆さん方にその意見の数
教をお伝えいたしまして御参考に供し
たいと思います。

申し上げます意見の中には、父兄の
考えもいたしましてきわめて幼稚な考
え方もあり、あるいは皮相な考え方、
皮相な見方こそ純粋な父兄の声をござ
います。いわば神の音がみこの口を通
じて言われるように、私を通して皆さ
ん方にお伝えするのであるということ
を御承知の上で、お聞きいただきたい
と思います。

父兄が今最も心配いたしております
問題は、戦後教育基本法に基いて、教
育の中立性ということが確保されてき
ました。一般の行政から切り離され
て、そうして政争の渦中から離れて歩
んできたが、最近何かしらもとに返る
んじゃないかという不安を持ってお
る。これは先ごろの文部大臣の、新聞
に出ました言葉が取り上げられてしま
い論議されたのでございますが、そのと
きの文部大臣のお言葉の中に、党議を
第一主義とするというようなことが言
われておった。そうすると教育が一つ
の政党の方針によって動くようなこと
になるならば、次に政変があつたとき
に、また教育の根幹が動くのではない
だろうか。政変のあることに、父兄が
教育に対する一つの動揺を招くとい
うことに対する非常な不安でございま
す。ことに、先ほども他の方が申され
ましたように、教育の偏向ということ
が父兄の最もおそれるところでござい
ます。今の政府の方々もおっしゃって

おることでございますが、その偏向が
左のみならず、今度はまた右にいくお
それがあるのではないだろうかという
ことも父兄はおそれております。むし
ろ右に偏せず左に偏せず——まことに
むずかしいことでございましては、中
道を歩むところの教育をしてほしいと
いうことが、今の父兄の声でござい
ます。

もう一つは今回の法律案がもし成立
したならば、今後教育が政争の具に供
されるのではないだろうかという心配
を非常にいたしております。これは二
大政党の対立は非常に喜ぶべきこと
はあるけれども、教育が政党政派を超
越したものである限り、むしろ政争の
争いの中に教育が取り込まれるなら
ば、二大政党の対立は、教育のために
は悲しむべきではないだろうかという
意見も出ておりました。

さらにこのたびの法案の提出につ
きまして、いろいろな意見が言われて
おります。ある政治家の方は私どもに
説明いたしまして、今度の法律を作る
のは赤字財政を克服する手段である
ということをおっしゃっております。こ
が、私どもはもし赤字財政を克服す
るためにこの法律を出されるならば、今
後教育費の中に赤字の財政のしわ寄せ
がくるであろうということを、父兄は
非常におそれております。と同時に教
育費に赤字財政のしわ寄せがある限
りは、PTAの負担の軽減どころでは
なくて、今後増加していくのではない
だろうかということを非常におそれ
ております。(拍手)

もう一つ、ある方のおっしゃった言
葉の中に、今度の法律はある一つの権
力を押えるために余儀なくつた手段

であるということを言われております
が、もしそうであるとすれば、教育が
その方面の道具に使われておるのでは
ないだろうかということも、やはり父
兄の心配の種でございまして。と申し
ましても、今までの教育委員会の制度が
あのままでよかつたかと申しますと、
これに對しましても父兄は相当の不満
を持っております。たとえて申します
ならば、地方の先生方の異動に際しま
して、いい先生を持ったところはいつ
までもその先生を持っておる。あまり
芳ばしくない先生を持ったところでも
いつまでも押しつけられておる。いわ
ゆる教員の交流という面において、非
常に不便があつたということが叫ばれ
ておりました。

さらに陳情の政治が行われておる限
りは、父兄のいろいろな陳情が教育委
員会のあることによつて余分な時間を
費して困る。むしろ一本であつた方が
陳情が案である。もとより陳情しな
くてもやっていると政治が生れてくるな
らば、この声は消えるわけではござい
ますが、現状におきましては、そういう
ことが父兄の中にあるわけではござい
ます。

それから第四条の中にございまして
任命の問題につきましても、父兄は父
兄なりの考えをいたしておりました。
これは選挙を通じて教育委員を出した
というところは、父兄が教育につな
がる唯一の道である。この道を断たれる
ということとは、父兄が教育だけに對
して意見を述べる、意思を通じる機会を
奪われたものであるという印象を強く
持っております。

さらに教育委員の任命に對しまし
て、条文の中に二人以上ですか、一つ

の党に偏しないようにということが書いてございましたが、私どもは教育の中に政党的な入らないことを望んでおるにもかかわらず、法律の中には、何か党的色彩を持っておるといふことが明らかにされておるといふような印象を与えております。これはしろうとなりの考えでございしますから、果して當っておるかどうかはわかりません。

さらにもう一つは、公共団体の長が選挙で出て、そうして教育委員の任命を行う場合に、あるいはこういうことはないけれども、選挙の論功行賞的な教育委員が出てきやしないだろうかということが、やはり心配の種になっておるようでございします。

それからもう一つは、第十六条でございしたか、教育委員が互選をもつて教育委員長となり、さらに教育長になるということを見たとき、三人のうち一人が教育委員長になり、一人が教育長になって、普通の教育委員がただ一人になる。しかも教育長が監督する教育委員会の構成委員であり、そうしてまた監督を受ける教育長になるというところは、一体どちらが正しいのだろうか、私どもは非常にこの点の解釈に困っております。適当な機会に御指示をいただきたいと思っております。

なお三十三条の教材の問題につきまして、私ども父兄にわからない点がございします。今の教育はいわゆる経験教育と申しますか、周囲のいろいろな教材を取り上げて教えております。たとえて申しますならば、映画あるいは放送、新聞等が社会科の勉強に現在非常に多く活用されておるのでございしますが、

〔委員長退席、山崎(始)委員長代理着席〕

こうしたものがあらかじめ前もって承諾を得なければ使えないということになるならば、教材が常に古いもののみが使われるようになり、新しいものが使われないというおそれがあるのではないだろうかというのを心配いたしております。これによって教育の水準が下ってくるようなことはないだろうかということを父兄なりに考えております。

さらに最後に私どもが申し上げたいことは、世論が非常に沸騰いたしておりますにもかかわらず、何ゆえに急いでこの法案を作らなければならぬだろうかということ、私どもの間では不可解になっております。むしろもう少し時日を置いて、多くの人が納得いくような線において、この制度を直してもおそくはないのではないだろうか。教育の根本を變える重大な問題を急いでするよりも、もう少し時日を置いて十分に検討して、多くの人たちが納得のいく段階において法律の改正をなさるようになっていただきたいものであるということが父兄の声でございします。

なお教育委員会の制度を通じまして、私ども父兄が感じておりますことは、教育が非常に軽視されておることではないだろうかということでありまして、地方教育委員会の制度ができてから三年余り、中間に一回半数改選があつたようでございしますが、その改選も中止してしまつておるようなき方が、何か教育を軽く扱つておるといふ印象を与えております。ことにこの法律ができて早々その育成のときもなく

生まれつ放しで、そのままにおいて今度改められるということに對しまして、何か私どもには割り切れないものがあるように思ふのでございします。いろいろ申し上げたいこともございします。先ほど委員長からも短かくといふ前もつての御通知がございしましたので、この程度で私の公述を終らしていただきたいと思います。

○山崎委員長代理 以上で塩沢公述人の公述は終りました。

これより塩沢公述人に対する質疑に入ります。質疑を許します。伊東岩男君。

○伊東(岩)委員 最後の公述として塩沢さんから公正なる御意見を拝聴いたしまして、私はここに深く敬意を表します。ただいまの御意見はあなた個人の御意見のようで、PTA会長としての御意見でないようでございします。お話のうちに考へてもよろしい点もあるうかと思ひます。

〔山崎(始)委員長代理退席、委員長着席〕

そこでPTAの立場から一つお答えを願ひたいと思ひます。きわめて簡単にございします。もしこの法案が成立したとすれば、PTAの活動にどんな悪影響があるかという問題が一つでありまして、これを具体的にお述べを願ひたいと考えます。

○塩沢公述人 先ほど申し上げましたことが私の意見のようだとおっしゃいましたが、前もつて私申し上げましたように、研究会あるいは協議会に出てきました父兄の声をメモしておいたものをお伝えしたのでございまして、私の意見ではございしません。それからこの法律ができた場合に、

PTAの活動にどういふ影響があるかということとございしますけれども、PTAの活動は直接教育の内容には入っていきません。私どもは、PTAの活動は学校教育の外において、学校の教育が家庭において破壊されないように、社会において破壊されないように守つていくのがPTAの仕事でございします。直接の影響はないと思つております。

○伊東(岩)委員 あなたは今度の法案は関係がないとおっしゃいますけれども、非常に直接の関係がございします。たとえば教科書法案に関連して申し上げますならば、もし教科書として、たとえば山口日記等の不都合な教材が学校に使用されるおそれがあるとき、これを許してよいと思ふのでございします。また悪いとするならばどうすれば父兄の立場からいひましょうか。

もう一つは新教育法が通れば、教科書はよく流通されることになりまして、従つて負担等も軽くなると私は思ふのでありまして、一般のPTAの諸君はこの点などは非常に御歓迎されておることと思ふのでありますが、これにも御反対でございしましょうか。

もう一つは、これはあなたも御賛成のようでありまして、人事権の問題でございします。私どもは現在のようないふ事権が市町村の段階で行われることはよくないと考えております。この法案によつて初めて県の段階において行われるようになりまして、非常にけっこうだと思ひますが、そのいづれをあなたはよいと思はれるのであります。もう一べん御意見を伺ひたいします。

先ほど山口県の日記の問題が出ておりましたが、私ども父兄はむしろ皆さん方以上に偏向教育をおそれております。こういう問題が起りましたときには、学校の先生もPTAの会員でございします。私どもはできるだけ話し合つてこの問題を解決していきたいという方針をとつております。

それからもう一つ教科書の問題でございします。これは教科書の値段が下るといふこと、あるいは同じ本を使えるといふことを考へてこれに賛成をしておるといふような父兄もございしますが、それは教育の内容を深く調べなかつた父兄でございまして、今の教育の制度からいって教科書は自由選択にいつた方がいい、しかし個々にやられては何ですから、自然にいい教科書が悪い教科書を駆逐していくという形で統一されることを望む。それから教科書の値段が下るといふことも私どもいつぞや証人として出ましたとき申し上げましたが、教科書が高いのではなくて、教育費の負担が多い。従つて教科書も高いというのが私どもの考え方、しかも教科書の値段の中に父兄が負担しなくともよいと思はれるようなものが含まれておるのではないだろうか。従つて教科書の値段の合理化といふことを私どもはいつも言つております。値段が下りまして、よい教科書が自由に選択できるようになりますれば、父兄はこの上もない喜びとするわけでありまして。

さらに人事権の問題につきまして、今の地方教育委員会のように、小さな区域におきまして人事が行われておりますと、どうしてもいい先生が一つところにまとまつてしまふ、あるいは僻

阪の地に入った先生が動けないという問題もある、これは県に移った方がいいのではないだろうかというのが父兄の意見でございます。

○伊東岩委員 それから一番おそれるべきことは教育の偏向でございます、この教育の偏向を防止するために今度の新しい教科書法案も出て参ったのでありますが、それが中心だと思っております。あなたも御承知だろうと思ひますが、ただいまの教科書にはかなり偏向的な点もあると思ひますが、かような点は改むべきだと思ひますが、やはり現在のままでよろしいとお考えになりますか。

もう一点。これは先ほど違ふ公述人の方にもお尋ねしたのであります、が、教職員組合がこの法案に反対するために一斉早退をやるという戦術に出る意思だろうと思ふのであります、が、PTAの立場からさうな日教組の行為に賛成ができるのか、あなたはPTAの立場からこれを是認されますかという点でございます。

○塩沢公述人 教科書の偏向という点でございますけれども、私もやはり偏向しておる教科書というものはできるだけ避けていかなければならないと思つております。それから今の制度では偏向した教科書もあるではないかという御意見のようでございしますけれども、私は日本PTAの一つの機関を通じて研究をいたしました結果を中教審並びに文部省方面に提出したのでございします、その中に、教科書の採択に當つて父兄も交えた研究をしてほしい、そして父兄の意見も取り入れて参考にしたいとございします、ということをお願いいたします。

はそうした一つの偏向という方向にき方を避けて、私も親が子供のためにどういふ教育を望んでおるか、どういふ教科書を希望しておるかというところを参考意見にしたいと思ひます。これはあくまでも参考意見としてであつて、学校行政の中にまで立ち入らないというためにさういふような意見を申し述べてございします。それによつて御了解がいただけると思ひます。

それから教組の動きに対しては認めるかどうかということでございます、私も申し上げますことは、教壇を守る先生になつてほしいということでございます。

これをもつてお答えいたします。

○佐藤委員長 三鋼義三君。三鋼委員 時間もだいぶ経過いたしましたので、塩沢公述人に對しまして一点だけお尋ねしたいと思ふものでございします。

私は一昨日以来各公述人の方々のそれぞれの立場におけるお考えを慎重に拝聴しておつたのでございしますけれども、一番私が期待し、そして注意深くお聞きしなければならぬと思つてゐたのは、いわゆる子供を現在直接教育に預けていられる立場の全国のPTAの代表者の方々の御意見、それを一番期待し、そして慎重に参考にせなければならぬ、このように考へておつたものでございします。先ほど来父兄の声としてお述べになりましたことを聞いておりますと、私たちの心配を、憂へておりました点を余すところなく御開陳になつたように感ずるものでございします。私は三十二年間学校の教職にあつたものでございします、どうして政治家となつたかと申し上げますと、あの昭和二十年八月一日に富山が空襲において焼け野原になりました。そのときに時の県知事が、中学校の校長をただ一つ残された県庁に集めまして、私たちに訓辭をされたのであります。そのときはまだ職制幅で巻きさばはん、周囲はえんえんとしてなお焼け野原の燃え残りの戦陣といひます、戦火に焼けただれたところの煙が燃え上つてゐるときでありました。そのときの声を私は忘れなないのであります。何と言われたかといふと、今日のいわゆる敗戦は、学校教育の責任である、先生に自主性があつたならば、さういふ悲惨な目にあわなかつたであらう。この言葉を聞いて、ここで私は決然として全然未知の世界のこの政界に突入したのでございします。ところがだんだんとあの憲法の精神と教育基本法の精神がゆがめられ、現在それをまた根本的にくつがえす憂への多分にあるこの改正法案が出てきたのに對しまして、国民とともに心から憂へてゐるのでございします。今までの法案審議の過程を見ますと、国民の声がこれに對しまして強く反對した法案がみな通つてゐるのであります。スト規正法にいたしまして、あるいは教育二法にいたしまして、警察法にいたしまして、新開の世論、文化人あるいは学識経験者、国民の世論をあけて反對してゐる法案がみな通つてゐるのでございします。さういふ点からいいますと、今度のこの改正案もこの大きな世論を踏みにじる方向へ行くのではないかと、憂へが多分にあるのでございします。そ

こで私が塩沢さんにお尋ねしたいのは、父兄の声として御開陳になりましてその内容が、全国のPTAの總意として聞かれなかつた点に、多少何か物足りないものを率直に感ずるのでございします。それはいろいろの面からはつきりとした態度をお示しになることができない立場にあらせられることはよく了解できます。しかしあなたのお子様は道路で遊んでゐる、そのときに向うからトラックが猛烈なスピードで走つてきたときに、あなたはこれに對してどうされるか。これは親として当然でございます、何物もさておいてはだして走り出してこの子供の危急を救うといふはつきりしたところの態度があると思ふのでございします。現在のあなたのお子様はもとより、これから何千、何十万と生まれてくる子供さんの将来を考えたときに、この子供さんがトラクにひかれようとする危険に遭遇してゐたときの態度といふものは、親として当然に出てくるのではないかとと思ひます。さういふ意味におきまして、あなたの方の声をほんとうの国民の親の声として国会を動かすことも可能であると私は思ふのでございします、これに對しまして御所見を承わることができまふと思ふのであります。

○塩沢公述人 先ほど申し上げましたように、個人の考えといたしましては幾つかの考え方を述べておりましたけれども、会の意見を、結論が出ていないもの、これをまとめて結論づけたいといふことは、はなはだ遺憾に思ふのでございします。それはたとへば理事会の協議過程におきましての空気をみましたと

きに、今の政府の提案する法律案に反對する空気が、それが圧倒的であつた、けれども、態度を留保する地方の代表があり、また反対を唱へる代表のある中で、それを多数の意見だからといつて、少数の意見を統一づけるといふことは、PTAの会議にはあり得ないものでございします。従つて先ほど申し上げた通りでございます。個人としての考え方から言ひますれば、私も先ほど申し上げましたように、子供の親として、政争の中に巻き込まれない、あるいは特定の権力の支配下に服しないやうにとつて心から願つてゐるわけでございます。従つて、今日のご議論が沸騰して、賛否がさだかでない、しかも提案されてゐる党の中にも反對してゐる方もあるといふやうな空氣の中で、なぜこれを無理やり決定しなければならぬかといふことが、私もにはふに落ちないのでございします。私は皆さん方にこの機会にお願いしたいことは、事教育に関する限りは、ぜひ超党派であつていただきたい。さうしてこの混乱の中に無理やりに、早急にきめることなく、先ほど申し上げましたように、もう少し時日を置いていただいて、さうして多くの父兄が納得できるような段階において、この法律を改められるようにしていただきたいといふことが、私のお願いでございます。(拍手)

○三鋼委員 ただいまのお言葉を聞いて私たちは百万の味方を得たと思ひ、この法案阻止のために、政党政派を超越いたしまして、国の将来のために、私たちはあくまでも慎重に審議を重ねていく決心を新たにしておるものでござい

います。これで終わります。(拍手)

○佐藤委員長 これにて塩沢公述人の公述及びこれに対する質疑は終了いたしました。

塩沢公述人には、両法案についてのPTAの立場から、貴重な御意見をお述べいただきまして、ありがとうございます。

これをもちまして、両法案について予定されておりました公述人の公述及びこれに対する質疑は、全部終了いたしました。

一昨日及び本日の両日にわたりました公聴会における公述人の公述及びこれに対する質疑を通して、両法案についての問題点をより明確になし得ましたことは、委員会における今後の審査に多大の参考になるものと存じて厚くお礼申し上げる次第でございます。

以上をもちまして、両法案についての文教委員会公聴会を終ることいたします。

これにて散会いたします。

午後七時三十三分散会